

平成18年 第4回

# 身延町議会定例会会議録

平成18年12月11日 開会

平成18年12月13日 閉会

山梨県身延町議会

平成 1 8 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 1 1 日

平成18年第4回身延町議会定例会（1日目）

平成18年12月11日  
午前 9時40分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長の施政報告
- 日程第5 提出議案の報告並びに上程
- 日程第6 提出議案の説明
- 日程第7 提出議案に対する質疑
- 日程第8 提出議案に対する討論
- 日程第9 提出議案の採決

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

- |     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|
| 1番  | 松浦隆  | 2番  | 河井淳  |
| 3番  | 望月秀哉 | 4番  | 望月明  |
| 5番  | 芦澤健拓 | 6番  | 上田孝二 |
| 7番  | 福与三郎 | 8番  | 望月寛  |
| 9番  | 日向英明 | 10番 | 望月広喜 |
| 11番 | 穂坂英勝 | 12番 | 伊藤文雄 |
| 13番 | 渡辺文子 | 14番 | 奥村征夫 |
| 15番 | 川口福三 | 16番 | 近藤康次 |
| 17番 | 笠井万汎 | 18番 | 石部典生 |
| 19番 | 中野恒彦 | 20番 | 松木慶光 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員（3名）

12番 伊藤文雄

13番 渡辺文子

14番 奥村征夫

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

（20名）

町	長	依田光弥	助	役	野中邑浩
教育委員	長	一宮嘉孝	総務課	長	片田公夫
行政改革室	長	山宮富士男	町民課	長	渡辺力
企画財政課	長	鈴木高吉	産業課	長	遠藤忠
出納室	長	市川忠利	建設課	長	伊藤守
福祉保健課	長	中澤俊雄	子育て支援課	長	赤池和希
水道課	長	井上隆雄	環境下水道課	長	佐野雅仁
下部支所	長	赤池善光	学校教育課	長	赤池一博
生涯学習課	長	佐野治仁	身延支所	長	広島法明
観光課	長	望月治雄	土地対策課	長	望月和永

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 深沢 茂

録音係 高野恒徳

開会 午前 9時40分

○議会事務局長（深沢茂君）

おはようございます。

それでは、朝のあいさつをしたいと思いますので、ご起立をお願いします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

着席ください。

○議長（松木慶光君）

本日は大変、ご苦労さまでございます。

平成18年第4回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

何かと気忙しい年の瀬を迎えることになりました。議員各位におかれましては、お忙しい中をご出席いただきまして、心より敬意を表す次第であります。

さて、本定例会に町長から提案されております議案は、平成18年度身延町一般会計ならびに特別会計補正予算および条例改正等、併せて11件でございます。いずれも重要な内容を有しているものであります。議事が円滑に進められ、慎重なご審議により、適正・妥当な結論を得られますよう、お願い申し上げます。

これから、寒さが一段と厳しくなりますが、各位にはご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます、開会のあいさつとさせていただきます。

11月20日、教育委員会が開催され、教育委員長に一宮嘉孝氏が選出されました。本日の議会に出席されておりますので、紹介し、あいさつをいただきたいと思っております。

教育委員長。

○教育委員長（一宮嘉孝君）

おはようございます。

ただいま、議長さんからご説明がありましたとおり、去る11月20日の町教育委員会におきまして、前任者 笠井委員長よりバトンタッチを受けました一宮でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

昨今の教育界におきましては、昭和22年の教育基本法成立より、ただいま、その基本法を見直すというふうな機運がございます。また、巷にはいじめ、いじめに伴う自殺等、社会問題が発生しております。当身延町におきましても、少子化に伴い、児童・学童の減少が大きな問題となっております。それらの諸問題につきまして、真摯に取り組みますことをお約束申し上げます。

町当局、ならびに議会の絶大なるご指導とご鞭撻をお願い申し上げます、甚だ簡単ではございますが、就任のごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松木慶光君）

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、

12番 伊藤文雄君

13番 渡辺文子君

14番 奥村征夫君

以上、3名を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定を行います。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、平成18年12月11日から12月15日までの5日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、会期は平成18年12月11日から12月15日までの5日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき、議長から今期定例会に執行部の出席を求めたところ、お手元に配布のとおり、出席の通知がありました。

次に議長としての報告事項は、印刷してお手元に配布のとおり、各種行事等に参加いたしておりますので、ご了承ください。

次に総務常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長より、別紙のとおり行政視察報告書および議会活性化等調査検討特別委員会委員長より、調査報告書がお手元に配布してありますので、ご了承願いたいと思います。

次に各組合議会より、報告書がお手元に配布してありますので、ご了承願います。

日程第4 町長の施政報告を求めます。

町長。

○町長(依田光弥君)

ただいま、議長からご指名を頂戴いたしましたので、施政報告を述べさせていただきたいと思っております。

平成18年身延町議会第4回定例会の開会にあたり、提出をいたしました案件のうち、主たる旨につきまして、その概要のご説明を申し上げますとともに、私の所信の一端を申し述べ、議員各位ならびに町民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

去る12月6日の町村長会議におきまして、真の地方主権確立のための緊急アピールについての報告がございました。本会と山梨県地方六団体の組織する山梨県自治会代表者会議では、現在、安倍内閣で進められようとしております新たな地方分権改革、第2期分権改革について、国の財政再建に向けたものでなく、地方の自主性・自立性を高め、真の地方主権の確立をするためのものとするよう求める旨、緊急アピールを行ったわけですが、その内容でございますが、個性豊かで活力に満ちた地域社会を築き上げるためには、歳出・歳入の両面で地方の自由度を高め、地方がみずからの責任と権限により、行財政運営を行うことができる真の地方主権を確立することが重要で、平成7年の地方分権推進法の施行と、それに続く一連の改革により、国と地方の関係は上下・主従の関係から対等・協力の関係に変わってきたが、

地方税財源の充実確保が課題として残りました。

このため、小泉内閣において、歳出・歳入両面にわたる地方の自主性・自立性の向上を理念とする三位一体の改革が行われたが、国の財政再建が優先され、かえって地方に負担を強いるなど、その理想とかけ離れた結果となり、今、安倍内閣は地方分権改革推進法案を国会に提出するなど、「地方の活力なくして国の活力なし」との認識のもと、新たな地方分権改革を進めようとしており、第2期分権改革は国の財政再建に向けたものでなく、地方の自主性・自立性を高め、真の地方主権を確立するためのものでなければならない。

以上、本文でございますが、細部にわたりましては省略をさせていただきます。

次に議員各位もご承知のことでございますが、2006年6月20日に600億円を超える負債を抱えた北海道夕張市が財政再建団体になることを表明いたし、福岡県赤池町、現福地町でございますが、以来14年ぶりの自治体破綻であります。炭鉱の閉鎖後に進めた観光事業で失敗したのみならず、一時借入金を利用して、決算を黒字に粉飾し続け、隠れ赤字を雪だるま式に膨張させた結果だと思っております。しかし、これは一過性の不祥事ではなく、全国の地方自治体が抱える構造的な問題であることを、白日のもとにさらした事件であったと言えるであります。

こうした状況の中、地方自治体の財政破綻を未然に防ぐために、3年以内の導入を目指して、準備が進んでいるのが、再生型破綻法制であります。夕張市が申請した財政再建団体は、55年に制定された地方財政再建特別措置法に基づくものだが、そこには財政の悪化した自治体に、早期に改善を促す仕組みがないということでございます。そこで、今回の破綻法制では、第三者機関が財政を監視し、破綻する前に是正勧告を行うシステムが採用される予定であります。法制化の上で、最大の焦点は破綻した場合に自治体の債務免除を認めるか否かであります。いずれにせよ、自治体は倒産をしないという常識が通用しない時代になったことは、間違いないわけであります。

そうした厳しい現状の改善を図るために、多くの市町村が人件費削減や町税効率の向上などに取り組んでおるところでございますが、もともと税収の少ない小さな自治体では、市町村合併が大きな選択肢でありました。平成の大合併は、旧合併特例法の期限だった平成18年3月末までで、第1幕を終え、かつて3,232あった市町村が、1年間で1,821までに減ってしまいました。しかし、国は市町村を1千程度にすることを目指しており、すでに平成17年4月に施行した合併新法による第2幕がスタートをしておるところであります。人口と面積で配分額を決める新型地方交付税が導入されれば、規模の小さい自治体ほど、交付税が削減をされ、財政がさらに逼迫する、このムチによって、多くの市町村が雪崩をうつようにして合併に向かう可能性もあるだろうと思っております。合併か自立か、その選択はすでに合併を果たした自治体の、その後にも左右されそうであります。

現在は、慶応義塾大学の総合政策学部教授を務める浅野史郎前宮城県知事は、合併を選択しなかった自治体では首長、議会のみならず、住民も合併自治体の状況に大きな関心を寄せている。成功した合併自治体との比較の上で、だから、あのとき合併しておけばよかったのという批判が、合併に消極的だった首長や議会に向けられることは避けられないと、指摘をいたしております。

どちらの道を選ぶにしろ、徹底した効率化を進めることなしに、自治体から破綻の危機が去ることはないと思います。そのような厳しい状況下であります。

町政の課題と諸報告について、述べさせていただきたいと思います。

まず、職員の公務員倫理の厳正な保持についてでございますが、公務員の倫理観欠如による反社会的な不祥事が全国的に多発をしておりますが、職員一人ひとりが全体の奉仕者としての自覚を持ち、より一層、倫理観を持って職務に取り組むことが強く求められております。

このような背景から、町民の皆さんに信頼され、公平・公正かつ誠実に職務を遂行していくため、身延町職員倫理規定を整備いたします。すでに12月1日から、この倫理規定を適用しておるところでございますが、これにより決意を新たに、より一層、職員の自覚を促し、公平・公正、誠実に職務を遂行し、町民の皆さんに奉仕をしまいたいと存じているところであります。

また、いまだに公務員の飲酒運転が報じられておるところでございますが、職員の飲酒運転の根絶のため、引き続き、あらゆる機会を捉え、周囲に喚起を促すとともに、併せて9月25日から、飲酒運転は懲戒免職処分とするところにいたしましたところであります。さらに、職員ばかりではなく、身延町から飲酒運転を永久に追放し、安全・安心して暮らせる交通社会の確立をするため、飲酒運転追放宣言を過日、行ったところでございますが、宣言の精神の定着に最大限の努力をしまいたいと存じます。

次に行政改革の推進であります。6月議会で説明をさせていただいた平成18年度以降の行政改革の目標値を定めた集中改革プランの第一次改訂版について、行政改革推進委員会の二度のご審議をいただき、9月上旬に改めて公表させていただいたところであります。

今後、この第一次改訂版に基づき、財政の健全化、住民のサービス向上、さらには積極的な経費の節減を図るため、まず、隗より始めよとの考え方のもと、平成19年度、私の、町長の給与10%カット、また野中助役にも同意をいただき、その給与5%カット。まず、私たちが範を示したいと考えております。さらに各種職員手当、滞納整理対応などの見直しに取り組み、引き続き、より適正、かつ効率的な役場経営を目指し、行政改革に全庁を挙げて取り組んでまいりたいと存じます。

次に総合計画の策定についてであります。町の行政運営の指針とも言うべき、総合計画については、先ほど、全協でもちょっと、経過のお話を、企画財政課長からさせていただいたわけでございますが、平成17年度初頭から地域の課題や問題点の把握などのため、アンケート調査の実施、各種団体等、さらに各地域をお尋ねいたしまして、ご意見、お考え、要望等をお伺いするなどの作業を重ねてまいりました。さらに課題整備、分析、解析を終え、素案をとりまとめたものを7月末に審議会に諮問を行い、現在、審議会でご審議をいただいているところであります。

より多くの方々のご意見を反映させながら、おおむね10年先の身延町の姿を描く基本構想と、今後5年間の事業計画の概要を示す基本計画のとりまとめを急ぎ、来年、3月議会でご承認をいただき、3月末公表のスケジュールで策定作業を進めているところであります。

次に上下水道料金改定の地元説明についてでございますが、合併協議における調整方針に基づいて、上下水道の統一料金決定に向け、事務作業を進めてまいりました。9月議会に条例改正のご議決をいただいたところであります。これについて、より多くの町民の皆さんのご理解のもとに、料金改定ができるようにと、10月末から各地域における説明会を開催してまいりました。説明会を終え、おおむねご理解がいただけたものと考えておりますが、その折に、料金改定のみでなく、経営の合理化や事業計画規模の適正化等を含め、複眼的に経営の健全化

を図るべきとの多数の要望・意見がありました。このことなどを十分考慮しながら、事業に取り組んでいく必要があると考えております。今後、町の広報などにより、町民の皆さんに周知を図ってまいりたいと存じておるところであります。

次に鳥獣害対策についてであります。今年の鳥獣害による農作物への被害には、甚大なものがございまして。地域の要望にお応えをするため、町では総力を挙げて対応しておりますが、まだまだ不十分な状況であります。このため、今議会にも地域の自主的な檻の購入に対する助成などの予算化をお願いいたしておるところであります。

これからも当然、町として最大限の努力を行っていくとともに、農業への取り組み意欲を失わせるほどの、大変、酷い現状を引き続き県・国に対し、訴えつつ、抜本的な対応策を強く働きかけてまいりたいと存じておるところでございます。

次に中部横断自動車道についてであります。ご承知のように、12月の山日紙上で12月定例山梨県議会、6日の本会議において、自民党政和会の高尾堅一県議の代表質問に、山梨県知事は中部横断自動車の整備に関し、現在、予定されている身延インターチェンジとは別に、身延町南部のJR身延駅周辺に、インターを追加整備する計画を進めているということをお知らせいたしました。

県道路整備課によりますと、新インター整備は身延山久遠寺の玄関口として、観光客・参拝客の利用が見込める。また、身延南部インター間、13キロは他区間に比べ距離が長く、中間に新インターを設ける意義があるとして、国土交通省と協議、また地元身延町の要望に基づいて、地域活性化インターとして整備する計画である。

1日平均の利用台数が1,500台以上を見込めるなど、一定の基準を満たす必要があるが、県は周辺の国道や県道の利用状況などから、基準をクリアできると見ている。身延町は、インター周辺に町の特産品の販売施設を整備するなどをして、活性化に役立てたいということです。

インターの形状や整備主体などは未定であります。今後、国・県・町の三者の協議で整備費の負担割合を決めるような形になるかと思うわけでございます。同課は、本年度中には具体的な計画内容を求め、国に正式に申請したいとしております。

県は、中部横断自動車道整備で用地取得などを行う現地事務所の職員数を、来年度、現況の7人から2倍程度に増やす方針と、山日の紙上に記されておるところでございます。

中部横断自動車道については、10日でございますが、昨日でございますが、増穂インターの広場で中部横断自動車道、フェスタ in ますほが開催され、盛大で、おおぜいの皆さん方にお集まりをいただいて、一日を楽しんでもらったような形でございます。

南アルプス市と増穂インターの間、6キロが12月16日から開通の運びとなります。富沢から六郷間での新直轄方式区間については、身延町区間は1月から地元説明会、2月からは巾杭設置が始まる計画であり、おおそ10年後の全線開通に向け、具体的に動き出しておるわけでございますが、11月1日に開所した県の用地事務所との連携により、事業用地の取得に鋭意取り組み、引き続き、早期全線開通に向け、努力してまいりたいと存じておるところでございます。

国では、インターや道の駅などについて、具体的な位置・構造等の検討を進めておるところでございますが、より利用しやすく、また身延町にとって、より地域経済の発展が期待できるような計画となるよう、国に働きかけ、併せて高速道路の開通を視野に入れた地域開発構想、まちづくりの構想の推進にも、引き続き取り組んでまいりたいと存じておるところでございます。

ます。

次に投票所の統合につきましては、先ほど全協でもお話がございましたが、行政改革を推進する中で、集中改革プランに早期実現を位置づけ、選挙管理委員さん方に検討を重ねていただいていたところではありますが、検討結果を各区などで説明を行ってまいりました。

統廃合には一部、厳しいご意見もいただいておりますが、行政改革を推進する上において、避けて通れない長年の課題であります。早期に実現をしたいと考えているところでございますが、できれば、来春の県議会議員選挙から、統合した新しい投票所の選挙を別途に事務手続きを進めていきたいと存じております。

しかしながら、まずは町民の皆さんのコンセンサスを得ることですので、その作業を進めてまいりたいと思いますが、議員各位におかれましても、事情ご賢察の上、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に町民予算提案事業の実施状況についてでございますが、町民税の1%を充て、町民の方々からのご提案をいただいた町民予算提案事業の第1号の事業であります、ふれあい小さな旅を11月25日、26日に実施をいたしました。町内各地域から100名余りのの方々のご参加をいただいて、好評のうちに無事、この事業を終えることができました。

来年度以降も、この事業の継続実施をとのご意見を多数いただいておりますので、関係各課との日程調整などを早い時期から、きちっと行い、来年度以降も継続し、実施をしていきたいと存じております。

また、新年度において、別の新たな提案事業をも実施し、町民の皆さんに町政への積極的な参加意識をお持ちいただけるよう、工夫を凝らし、さらに充実した町民予算提案事業としていきたいと考えております。

次に下部温泉新源泉利用計画については、ご存じのように、町が事業主体となって進めていた送湯管敷設工事はおおむね完了いたし、現在、各旅館が新源泉利用のための工事着手準備が進められ、各旅館同士の意見調整が整い次第、工事着手の運びになると思われるところでございますが、資金調達や旅館同士の考え方にも差異があることなど、やや進捗しにくい状況と側面をいたしておるところでございます。

いずれにいたしましても、早期に新源泉を利用できるよう、旅館組合と積極的に接触するなど、町として可能な限り、その実現に努力をいたしていく考えであります。

次に産業廃棄物事業者の提訴対応についてであります。北川地内の民間業者による産業廃棄物最終処分場整備をめぐり、町有地の使用を不許可としたことに対し、先月9日、事業者から不許可処分の取り消しを求める訴訟が甲府地方裁判所に起こされておりますが、町有地の使用については、身延町公共物管理条例、ならびに公共物管理事務処理要綱に基づき、不許可としたものであり、町の処分に過ちはないと考えておるところでございますが、現在、訴状の内容について、弁護士とも協議を行うなど、慎重に対応していく考えであります。

次にNHK大河ドラマ「風林火山」対応についてであります。来年1月からNHK大河ドラマ「風林火山」が放映をされます。ゆうべの「功妙が辻」の最後のほうに、ちょっと予告が出ておりましたが、大変、素晴らしい感じがいたしております。

これは身延町を全国にPRをするとともに、身延町の観光振興に絶好の機会であるので、NHKに対し、身延町内をロケ地として選定してほしいとの要望を重ねてきたところでありますが、このたび、NHKから身延山久遠寺、下部温泉をロケ地として選定したとの連絡がござい

ました。これは風林火山紀行というような格好で出てまいるのではないかなと思うところですが、今後はなるべく放映回数を多くするとともに、放映時間を長くするよう、働きかけをしていく考えてございます。

あと、最後になりますが、本栖湖のトイレ設置についてでございますが、本栖湖西岸の国道300号、中之倉トンネル口へのトイレ設置については、近く完成をいたします。今月下旬には供用の運びとなります。今後、トイレ駐車場には身延町観光案内の看板の設置などをしていきたいと思っておりますが、本栖湖西岸を訪れる観光客を身延町内の各観光スポットへ誘導する足がかり的な施設になると、確信をいたしておるところでございます。

この事業につきまして、地元中之倉の皆さん、また本栖湖の赤池さん等には、大変なご尽力をいただいたわけですが、この席をお借りして、厚く御礼を申し上げたいと存じます。

次に議案の説明でございますが、議案第124号 身延町手数料条例の一部改正をする条例、さらに議案第125号 山梨県後期高齢者医療広域連合の設立については、のちほど、提案理由の説明をさせていただきますので省略をさせていただきたいと思っておりますが、次に補正予算について、概要を説明させていただきたいと思っております。

政府は、これまでの財政健全化の努力を継続し、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006に沿って、歳入歳出一体改革に取り組むこととしております。平成19年度予算において、責任ある新たな一歩を踏み出すことといたしております。

一方、本町においては、去る11月16日に予算編成担当者に対し、合併から平成17年度までの財政運営の状況と、来年度の財政見通しなどについて説明をする中、地方交付税の減額が見込まれるなど、引き続き厳しい財政運営が求められていることから、徹底した事務事業の見直しを行い、現に必要な事業に絞って、予算編成を行うよう周知をいたしたところであります。

それでは身延町一般会計補正予算の主なものにつきまして、説明を申し上げたいと存じます。

まず、歳入であります。地方交付税の普通交付税へ2億5,148万6千円を追加し、平成18年度の普通交付税総額を44億6,148万6千円とするものであります。さらには、繰越金へ4億1,938万5千円を追加計上させていただきました。これらの財源により、繰入金につきましては、財政調整基金および減債基金の取り崩し金額を減額することにより、来年度以降の財政運営基金としての活用を図りたく、補正計上をさせていただきました。

次に歳出の主なものにつきまして、説明を申し上げたいと存じますが、年々、増加傾向にあります有害鳥獣関係経費の追加であります。イノシシなどによる農作物への被害が多く寄せられておるところでございます。その都度、対策を講じてきたところではあります。本年の夏以降は、イノシシに加え、クマの出没が相次いで発生し、人への危害も心配されることから、檻の設置などにより、対策を行ってきたところであります。引き続き、対策の強化に向け、関連予算として1,779万8千円を追加計上させていただきました。

次に土木費の道路橋梁費に西嶋大塩線道路改良工事として、3千万円の計上をさせていただいたところですが、本路線につきましては、平成17年1月、手打沢峡東地域において、道路法面に亀裂が発生したことにより、以後、継続的に地質調査などを行い、調査結果に基づき施工法がまとまったことから、一日も早い開通を目指し、繰越明許費として予算計上をさせていただきました。

以上が一般会計補正予算の主とする補正内容であります。特別会計等につきましては議案

第127号、議案第128号、議案第129号、議案第130号、議案第131号、議案第132号等につきましては、のちほど提案理由を説明させていただきますので、省略をさせていただきますと思います。

最後になりましたが、同意第7号でございますが、身延町教育委員会委員の任命についてでございます。

欠員になっておりました、教育委員の任命をいたしたいと思っておりますので、皆さん方のぜひともご同意を賜りたく、お願いをいたしたいと存じます。

以上、長くなりましたが、今議会の、私の施政報告を以上で終わらせていただきたいと思います。大変、ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

町長の施政報告が終わりました。

日程第5 提出議案の報告、ならびに上程を行います。

議案第124号 身延町手数料条例の一部を改正する条例について

議案第125号 山梨県後期高齢者医療広域連合の設立について

議案第126号 平成18年度身延町一般会計補正予算（第6号）について

議案第127号 平成18年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第128号 平成18年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第129号 平成18年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第130号 平成18年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について

議案第131号 平成18年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）について

議案第132号 平成18年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

同意第7号 身延町教育委員会委員の任命について

発議第5号 全国森林環境税の創設を求める意見書について

以上、条例等関係2件、補正予算関係7件、同意関係1件、発議1件、合わせて11件を一括上程いたします。

日程第6 提出議案の説明を求めます。

議案第124号から同意第7号まで、町長の説明を求めます。

町長。

○町長（依田光弥君）

それでは、提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第124号 身延町手数料条例の一部を改正する条例について

身延町手数料条例の一部を改正する条例の議案を提出する

平成18年12月11日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成18年法律第87号）が平成18年12月1日から施行されること、および社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う、厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平

成17年法律第65号)が平成19年1月1日から施行されることに伴い、身延町手数料条例の一部を改正する必要が生じたので、これがこの議案を提出する理由であります。

次に議案第125号 山梨県後期高齢者医療広域連合の設立について。

地方自治法第284条第3項の規定により、平成19年2月1日から甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、増穂町、鯉沢町、早川町、身延町、南部町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村および丹波山村は後期高齢者医療に関する事務を共同処理するため、次のとおり規約を定め、山梨県後期高齢者医療広域連合を設立する。

山梨県後期高齢者医療広域連合規約、別紙にございます。

平成18年12月11日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第126号 平成18年度身延町一般会計補正予算(第6号)。

平成18年度身延町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,473万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億1,118万8千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

平成18年12月11日 提出

身延町長 依田光弥

次に議案第127号 平成18年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。

平成18年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ196万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,788万2千円とする。

2は、省略させていただきます。

平成18年12月11日 提出

身延町長 依田光弥

次に議案第128号 平成18年度身延町介護保険特別会計補正予算(第3号)。

平成18年度身延町の介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,633万8千円とする。

2は、省略をいたします。

平成18年12月11日 提出

身延町長 依田光弥

議案第129号 平成18年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)

平成18年度身延町の介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,259万7千円とする。

2は、省略をいたします。

平成18年12月11日 提出

身延町長 依田光弥

議案第130号 平成18年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

平成18年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,676万4千円とする。

2は、省略をいたします。

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成18年12月11日 提出

身延町長 依田光弥

議案第131号 平成18年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)

平成18年度身延町の農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,199万7千円とする。

2は、省略をいたします。

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成18年12月11日 提出

身延町長 依田光弥

次に議案第132号であります。平成18年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)、平成18年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,603万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,560万9千円とする。

2は、省略をいたします。

(繰越明許費)

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

平成18年12月11日 提出

身延町長 依田光弥

次に同意第7号であります。身延町教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらる。

平成18年12月11日 提出

身延町長 依田光弥

#### 記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町角打816番地1

氏 名 佐野武司

生年月日 昭和15年11月6日生まれ

細かく、佐野武司氏のご紹介をさせていただきたいと思いますが、佐野武司氏は昭和39年3月、山梨大学教育学部を卒業され、同年4月1日より教員生活に入られたわけですが、教諭として静岡小、境小、身延西小、身延北小、原小、計26年間勤務をされ、また教頭として増穂西小、身延西小に計3年間。校長といたしまして、平成5年4月から校長に採用されまして、原小、富川小、身延中に計8年間、勤務をされて、13年3月31日、身延中学校を円満に退職され、37年間の教職生活を終えられたわけですが、退職後の公的な役職でございますが、丸滝地区公民館長、旧身延町公平委員、身延地区保健推進委員、現在、丸滝区長をお務めいただいております。

地域の信望も厚く、人格・識見ともに優れた方でありますので、教育委員として適任者であるということ、私もご本人にお会いして確信をいたしましたので、任命をいたしたいと思っておりますので、ご提案を申し上げる次第であります。

以上、提案理由について、ご説明をさせていただきました。

ありがとうございました。

○議長(松木慶光君)

町長の説明が終わりました。

次に、担当課長の詳細説明を求めます。

議案第124号、議案第125号、議案第127号について、町民課長。

○町民課長(渡辺力君)

それでは、議案第124号の町長の詳細説明をさせていただきます。

先ほど、提案理由のところがありました部分でございますけど、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律、これは犯罪行為により財産的被害を受けた者に対して、没収された犯罪被害財産等により、被害回復金を支給することによって、その財産的被害の回復を図ることを目的とした規定がなされたものでございまして、回復金を申請する場合に必要な戸

籍・証明等に関し、無料で証明を行うことができるというふうな規定がなされたものでございます。

それから2段目で、社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施という説明が、先ほど町長のほうからされてございますけど、日本とベルギー王国を仕事で往来するものが、両国の年金制度等に参加し、保険料を負担しなければならないなどの問題が生じていることから、いずれかの国の年金制度等の保険料のみを負担すればよいこととする内容の社会保障協定をベルギー王国との間で実施されることになりました。

同法に基づいて、ベルギー年金受給者であって、日本国の国籍を有する者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる規定というふうな内容になってございます。これを受けまして、身延町の手数料条例の一部を改正する条例というふうなことで、身延町手数料条例の一部を次のように改正するというふうなことで、第7条第2項を次のように改める。

2項、町長は法律で、条例の定めるところにより、無料で証明を行うことができるとされるものから、証明書の交付の請求があった場合は、当該法律に規定する者の戸籍に関し、無料で証明を行うものとするというふうなことで、現在の町の条例でございますけど、第7条は、次の各号のいずれに該当する者に対し、戸籍事項の証明をするときはというふうな内容になっておりまして、1号から、現在は24号までございます。最近では、石綿による健康被害の救済にかかる法律というふうなことで、24号を追加した経過がございます。

今後、法律に基づいて手数料条例を、その都度、追加をお願いしていかなければならないというふうなことがございます。これまでは、今言ったとおり、法律制定の都度、規定追加の一部改正の方法をとってききましたが、事務の簡素化も含めまして、従前の列挙主義から包括規定、先ほど申し上げましたとおり、2項の文言で処理をしていこうというふうな内容のものでございます。

以上でございます。

次に125号でございます。

125号につきましては、お手元に参考資料というふうなことで配布させていただいてございます。この後期高齢者医療広域連合についてというふうなことで、1枚の。こちらと、また、併せながら見ていただきたいと思います。

冒頭、そちらのほうにもございますけど、まず、本議案の提出までの計画等について、若干、ふれさせていただきますけど、そこにはじめにというふうなことがございます。

高齢化の進展により、国民医療費が増大する中で、国民介護保険制度を堅持し、医療保険制度を将来にわたり、持続可能なものとするために、健康保険法等の一部が先ほど改正され、法律が制定されました。

6月21日に公布され、以降、この法律により、平成20年4月から75歳以上の後期高齢者を対象とした新たな医療制度がつくられ、その運営主体として、県内すべての市町村が加入する広域連合を平成18年度末、今年度末までに設けるものとされたところでございます。

本件においては、そこにもございますけど、本年9月6日、市長会代表、町村会代表等から構成される山梨県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会が立ち上げされまして、本広域連合規約、また職員体制等について、今日まで検討をしてきた段階でございます。

今回、お示ししました、お手元に配布させていただいた広域連合の規約は、厚生労働省が作成したモデル規約をふまえ、それぞれ28の市町村の意見を聞く中で、市長会、町村会の場で

了承され、10月25日、設立準備委員会で正式に決定されたものでございます。

広域連合の設立には、山梨県知事の許可が必要であり、許可申請にあつては、28市町村の議会の議決が必要であることから、今回、ご提案を申し上げたところでございます。

それでは、規約の中身に入っていきたいと思ひます。

まず、第1条でございます。広域連合の名称、この広域連合は山梨県後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合という）という。

第2条、広域連合を組織する地方公共団体は法律に基づきまして、県内全市町村をもって組織する。

それから第3条、広域連合の区域、今言ったとおりでございます。これはいずれも法律に基づいて、規定されたものでございます。

次に広域連合の処理する事務。

第4条で、広域連合は高齢者の医療の確保に関する法律に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第1に定める事務については、関係市町村においてということで、別表については、また、あとで説明させていただきます。

まず、広域連合の処理する事務でございますけど、1号として被保険者の資格の管理に関する事務でございます。被保険者とは、先ほど申し上げましたとおり、広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者で、また65歳以上、75歳未満であつて、寝たきり等の認定を受けた者というふうなことになるてございます。これは、現在の老人保健法の中を、そのまま受け継いでございます。

次に医療給付に関する事務でございますけど、これは療養の給付、ならびに入院時食事療養等、療養費にかかるものに対する給付事務でございます。また、高額療養費等の給付でございます。

次に、やはり大きな事業としては、保険料の賦課に関する事務。今後は、広域連合の中で統一した保険料を定め、賦課していきます。町としては、連合で賦課したものを各市町村が徴収するものになってございます。

それから、保険料の賦課に対しまして、従来の国保をそのまま引き継ぎまして、例えば低所得者に対する減額賦課、また、先ほどの、お手元の資料にもございますけど、10分の7、10分の5、10分の2、いずれの措置も今後されていきます。

また、20年4月1日の段階で、従前は国保でありますと、被扶養者ということで、当然、世帯主の方が保険料等を納めていたわけですけど、その人がいきなり、今度は保険料が賦課されているということで、2年間、2分の1の減額措置が図られております。

次に4番として、保健事業に関する事業。これは健康を目指した健康相談、健康診査、その他健康の保持・増進にするための事業が推進されていくものでございます。

次に第5条、広域連合の作成する広域計画の項目というふうなことで、これらの事業を進めていくために、計画書をつくっていくということになっております。

次に第6条で、広域連合の事務所。これは甲府市内に置くというふうなことで規定してございますけど、山梨県の自治会館内に設置していくものでございます。

次に広域連合の議会の組織。広域連合の議会の議員の規定は、参加されます28市町村、各それぞれ1名というふうなことで、28人とするものでございます。広域連合議員は、関係市

町村の議会の議員により組織する内容というふうなことであります。

それから第8条、広域連合議員の選挙の方法でございますけど、これは、広域連合議員は関係市町村の議会の議員のうちから選出していただくことになっております。また、よろしくお願ひしたいと思います。

次に2項でございます。関係市町村の議会における選挙については、地方自治法第118条の例による。

次に広域連合議員の任期でございますけど、第9条で、これは広域連合議員の任期は、当該関係市町村の議会の議員としての任期によるというもので、規定されてございます。

次に広域連合の議会の議長および副議長でございます。第10条。広域連合の議会は、広域連合議員のうちから、議長および副議長1人を選挙しなければならないというふうなことで、広域連合における議会の設置は19年の6月ごろを、今のところ、計画の中では予定されているところでございます。

次に、広域連合の執行機関の組織でございます。

第11条、広域連合に広域連合長および副広域連合長を置くというふうなことで、規定されてございます。

それから2項、広域連合に会計管理者を置く。

3項、広域連合長および副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない規定がされてございます。

次に2ページのほうをお開きいただきたいと思います。

広域連合の執行機関の選任の方法でございます。

第12条で、広域連合長は関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票により、これを選挙するものと規定されております。つまり、間接選挙で行っていく規定の内容でございます。

次に第13条、広域連合の執行機関の任期でございます。

これは、広域連合長および副広域連合長の任期は4年とする。ただし、関係市町村の任期の定めのある職を兼ねる者にあつては、当該任期によるというふうなことで定めてございます。

次に補助職員でございます。

連合の事務を、これから遂行していく上にあたりまして、先ほど言いましたとおり、準備委員会の中で、いろんな検討がされ、スタート時におきましては、約20名でスタートをしていく予定になってございます。

次に選挙管理委員会、第15条。広域連合に選挙管理委員会を設けてございます。これは地方自治法を受けて、必置機関ということで規定がされてございます。

2項で、選挙管理委員会は4人の選挙管理委員をもって組織する。

3項、選挙管理委員は関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治および選挙に関し、公正な識見を有する者の中から広域連合の議会において、これを選挙する内容になってございます。任期は4年として定めてございます。

次に、監査委員。広域連合に監査委員2人を置く。やはり、これから会計を持っていく関係上、監査委員の設置を定めたものでございます。

2項でございますけど、監査委員は広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他、行政運営に関し、優れた識見を有す

る者、および広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任するというふうな内容になってございます。

監査委員の任期でございますけど、識見を有する者のうちから選任された者にあつては4年。広域連合議員のうちから選任された者にあつては、広域連合議員の任期によるというふうな規定がされてございます。

次に第17条でございます。広域連合の経費の支弁の方法について、規定がされてございまして、関係市町村の負担金、事業収入、国および県の支出金、その他をもって支弁をしていくものでございます。

次に補足でございます。この規約の施行に関し、必要な事項は広域連合長が規則で定めるものになってございます。

次に附則でございます。施行期日。

1項、この規約は平成19年2月1日から施行する。ただし、第11条第2項、これは会計管理者の設置規定でございますけど、それから、および第12条第5項、これは会計管理者の任期規定は、これは地方自治法の改正が平成19年4月1日から、今度、会計、今は助役さんとか、収入役さんは、今度は副町村長でしたか、代わっていきまして、従前の収入役に代わるものが、今度は地方自治法の中で、今、申しあげました会計管理者というふうな内容になっていくというふうなことで、4月1日から規定を施行していくものでございます。

次に経過措置でございます。

平成20年3月31日までの間は、これは先ほど法律の中で、本事業が正式にスタートするのは、平成20年4月1日からというふうなことで、それまでの間は準備行為というふうなことで、規定がされてございます。

次に3項、広域連合設立後、初めて行う広域連合長の選挙において、選挙管理委員会で場所を決めなければならないわけですが、まだ選挙管理委員会が、最初のスタート時は設けてございませんので、山梨県自治会館で行うものとするものを規定したものでございます。

それから、4項です。平成19年3月31日までの間においては、先ほど「職員」とあるのは「吏員その他の職員」と読み替えをしていただきたいものでございます。やはり、地方自治法の改正によりまして、平成19年4月1日から、従前の吏員その他の職員が、今度は職員というふうな名称に変わっていきます。

それでは次に、別表について説明をさせていただきたいと思います。

3ページのほうをお開きいただきたいと思います。

まず別表第1、これは第4条関係でございまして、広域連合の処理する事務のうち関係市町村が処理する事務というふうなことで、これは施行令が定められまして、後期高齢者医療事務のうち、被保険者の便益の増進に寄与するものとして定められたものを受けて、規定したものでございます。

まず1号でございますけど、被保険者の資格管理に関する申請および届け出の受付。甲府のほうまで出かけて行って申請をしたり、それは非常に不便をかけるということで、それぞれの各市町村で申請・受付、届け、そういうものを処理していく内容でございます。

次に、やはり2項、被保険者証および資格証明書の引き渡し。それから3番として、被保険者証および資格証明書の返還の受付。それから4号として、医療給付に関する申請および届け出の受付、ならびに証明書の引き渡し。それから5号として、保険料に関する申請の受付。こ

れらもろもろ、それぞれの町村で被保険者の皆さんに、できるだけ便益を図るというふうなことで、申請等については行っていく。また、それぞれの、いろいろな相談についても、町で対応していく内容になってございます。

次に別表第2、第17条関係でございます。広域連合の経費に対する関係市町村の負担金。共通経費につきましては、議員さんおよび、先ほど申し上げました選挙管理委員会等にかかる報酬、それから職員20名を予定しております、その職員の給与、それを右の均等割10%、高齢者人口割45%、人口割45%で、それぞれ負担していこうというふうな内容になってございます。

ちなみに、現段階で身延町における率でございますけど、2.898%になってございます。

次に、医療給付に要する経費。これは、こちらの資料の1ページの、ちょうど下のほうを見ていただきますとありますけど、給付の概要、それに対します財政措置。定率補助を法律の中で定められておまして、町は12分の1というふうなことで規定されてございます。町、県がそれぞれ12分の1ずつ財政措置でございますね。これは、ここに明記したものでございます。残りの12分の3は、国が負担の内容になってございます。

それから、次に保険料、その他の納付金というふうなことで、高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべき額とございますけど、右のほうにございます市町村が徴収した保険料の実績および低所得者の保険料軽減額の相当額、これを町のほうでお願いするというような内容でございます、これも従前と変わっていませんけど、先ほど申し上げました10分の7の軽減、あるいは10分の5、10分の2、それに対する措置は、それぞれの市町村でもつというふうなことで、町の持ち分に対しては4分の1でございます、県のほうから出したものについて、4分の3の補助金の手当はされてございます。

以上、規定の説明をさせていただきましたけど、今後の予定でございますけど、今回、それぞれの関係市町村で全部、提案してございます。それぞれ議決された暁には、1月中旬には広域連合設立許可申請を、先ほど言ったとおり、知事のほうへ出していきます。そして、1月下旬ころ、広域連合の設立許可がされますと、2月の中旬におきまして、市町村長会議がもたれ、その中で連合長、副連合長が定まっていくものと思われます。予定されてございます。

なお、3月議会におきまして、これは、こちら側からのお願いというふうな内容になっておりますが、それぞれ各市町村で、連合会の議員の選出をしていただきたい内容になってございます。

それらの手続きを順に踏みながら、4月1日に早速、準備の事務局体制が出まして、仕事が始まっていくわけですけど、6月に入りまして、先ほど、その各町村からの議員さんがそれぞれ出向いていただきまして、第1回の広域連合議会が開会の予定となっております。

以上、詳細説明をさせていただきましたけど、よろしくご審議、ご決定いただきますよう、よろしくお願いたします。

・・・すみません。

議案第127号 平成18年身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の詳細説明をさせていただきます。

今回は、196万4千円の追加をお願いするものでございますけど、事項別明細の7ページのほうを見ていただきたいと思います。歳出、7ページでございます。

2款1項4目の退職被保険者等療養費185万4千円の追加でございますけど、これにつき

ましては、コルセットなど補装具代および針、灸、マッサージなどの手術代にかかる療養費が当初、見込んでおいたのが約月14万円ぐらい、前年の統計を見ながら、予算措置をしておいたものでございますけど、8月に入り、50万円の支出。あるいは、9月から11月にかけて、約30万円から支出が出ているというふうなことで、3月までの見込みを再見込みをする中で、185万4千円をお願いするものでございます。

それから下の8諸支出金、1項償還金。これは老人医療対策事業費補助金の確定に基づきまして、11万円を返還するものでございます。これに充てます財源でございますけど、6ページのほうに記載してございますけど、療養給付交付金、これ過年分が決定になったものでございます。185万4千円。それから、繰越金11万円を充当しているものでございます。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（松木慶光君）

だいぶお疲れのようでございますので、ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時15分

○議長（松木慶光君）

それでは休憩前に引き続き、会議を行います。

次に議案第126号について、企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

それでは議案第126号 平成18年度身延町一般会計補正予算（第6号）の詳細説明をさせていただきます。

表題につきましては、町長から提案があった内容でございます。

めくっていただきまして、7ページから説明をさせていただきます。

第2表の繰越明許費の計上でございます。

8款の土木費、2項の道路橋梁費につきまして、西嶋大塩線の道路改良工事でございますが、今回、補正予算を計上してございますが、3千万円、全額明許繰越という措置をさせていただきます。これは18年度中に完成しない見込みがございますので、繰越明許という形をとらせていただきます。

次に8ページをお願いします。第3表の地方債補正でございます。

地方債の変更でございますが、まず起債の目的に計上してございますように、過疎対策事業債につきまして、2億490万円でございますが、2億940万円ということで、450万円の増額をさせていただきます。これは、町道の改良工事といたしまして、450万円を追加するものでございます。

次に一般公共事業債といたしまして、当初で3,250万円計上してございましたが、起債の名称を2つに分けると同時に、一般公共事業債について、50万円の増額を計上いたしましたものでございます。一般公共事業債3,250万円が2,150万円。また、自然災害防止事業債が1,150万円ということで、新たに加わったものでございます。

計上のとおり、合計額は17億7,840万円ということで、総額では500万円の増額になります。

次に、歳入歳出の説明をさせていただきます。11ページを開いてください。

歳入歳出の説明でございますが、今回、計上の中で、説明につきましては、金額的に大きなものとか、あるいは新しい事業についてを主体に、詳細説明をさせていただきます。

まず歳入でございますが、10款地方交付税、1項1目地方交付税ですが、補正額は2億5,148万6千円でございます。これにつきましては、7月に普通交付税が決定をされました。額は41億6,148万6千円でございます。今回の補正の計上によりまして、全額計上という形になります。

次に14款の国庫支出金ですが、2項1目民生費の国庫補助金、補正額195万8千円でございますが、その右に説明のとおり、障害者自立促進支援法に基づきまして、本年の10月から町が実施しています地域生活支援事業の各事業に対する補助金が、県から内示がございまして、この計上でございます。

めくっていただきます。次に12ページをお願いします。

4目に農林水産業費県補助金、補正額は398万円とございますが、それぞれ、右に計上してあるわけですが、旬のやまなし地産地消支援事業補助金178万円につきましては、大島の直売所の増設工事に関わるもので、補助率50%でございます。

次に地域提案型遊休農地活用推進事業補助金につきましては、波高島集落でございまして、50%でございます。

また、農地・水農村環境保全向上活動支援事業補助金につきましては、大島地区でございまして、これは100%補助金でございます。

次に、18款の繰入金の説明をさせていただきます。

まず、18款の2項1目財政調整基金繰入金3億円の減額でございますが、当初3億5千万円、当初予算で基金を繰り入れる予算でございましたが、今回、減額をいたしまして、差し引き5千万円は繰り入れをするという形で、補正をするものでございます。

次に2目の減債基金繰入金でございますが、2億9,600万円の減額でございます。当初で2億9,600万円、基金繰り入れという形で計上してございましたが、これは繰り入れをゼロとするものでございます。

次のページの19款繰越金でございますが、補正額4億1,938万5千円でございます。前年度の実質収支8億4,407万7千円のうち、今回、この額を計上いたすものでございます。これによりまして、留保額については1,033万4千円となります。

次に、その下の20款の諸収入、雑入でございますが、871万2千円であります。14節でコミュニティー助成金470万円とございますが、これは宝くじの助成金でございまして、角打区の神楽保存会に220万円。また、手打沢区の和太鼓に250万円。合わせて、470万円でございます。

次の雑入でございますが、15節、401万2千円ですが、まず大島直売所の増設に伴う地元負担金という形で、25%分、101万2千円。また梅平、上河原圃場整備の分担金ということで、これは5%分でありまして、300万円。この合計額でございます。

次に21款の町債ですが、1項2目農林水産業債につきましては、50万円でございます。これは一般公共事業債ということで、中山間の農地防災事業に充当をいたします。

次に3目の土木債ですが、450万円の計上です。これは過疎対策事業債で、町道の改良事業に充当します。

また、その下の4目の消防債については、100万円の減額でございますが、過疎対策事業

債において、防火貯水槽の財源として充ててございますが、事業費の減などにより、充当額を減らすものであります。

それから8目の商工債100万円でございますが、やはり過疎対策事業債といたしまして、本栖湖の公衆トイレの財源といたすものであります。

次に14ページをお願いします。

これから歳出の説明に入りますが、まず全般的に、冒頭で説明をいたしますが、いくつかの款項におきまして、全般に臨時職員の保険料という形で、補正が計上している部分がございます。これにつきましては、9月に社会保険料の料率が変わった関係で、今回、調整をさせていただきました。なお、一般職員については、9月に調整済みであります。

それから、もう1点。また、説明欄に財源の組み替えという形で説明がしてございます箇所がいくつかございます。これは県の合併特例交付金、総額で1億2千万円でございますけれども、これらの充当先の変更、あるいは充当額の変更ということで、財源組み替えがいくつか計上がされてございます。

もう1点、起債の関係で、地方債の欄に関係するわけですが、財源組み替えがいくつかございます。

それでは、説明に移ります。

まず14ページの、1款1項1目議会費でございますが、補正額は159万1千円です。この中で、右の節欄の主なもので、備品購入費で143万1千円、計上させていただきました。これは公用車の買い替えという形で、現在、ハイエースを利用いただいておりますけれども、これを1500ccの5人乗りのバンタイプに買い替えをしたいというものでございます。

次のページの、15ページをお開きください。

企画費でございますが、補正額は470万円でございます。この中で、右の説明のとおり、コミュニティー助成事業補助金2事業という形で、歳入でも説明いたしましたように、角打区、ならびに手打沢区にそれぞれ補助金を支出するものであります。

次に、その下の6目に交通安全対策費240万円とございますが、これは消耗品で計上ですけれども、町長の冒頭のお話にもございましたように、交通安全協会に関わる経費でございます。交通安全協会の法被、下部および中富地区の法被につきましては、800着を購入するものでございます。

次にその下の徴税費、2目の賦課徴収費で287万3千円でございます。右に説明があるわけですが、上の公図管理システムデータ修正業務につきましては、下部、中富地区の土地移動のデータの入力、あるいはシステム修正をするということでございます。

また、下の下部地区の公図裏打ち修正業務については、当初では542万9千円計上してありましたが、152枚分追加という形で、95万5千円を計上したものでございます。

続いて、ちょっとめくっていただきまして、16ページの一番下でございますが、8項の1目下部支所費207万1千円の計上です。これは、大きなものは13節の委託料176万4千円ですが、下部支所につきましては、下部の保健センターに移設するために、この準備といたしまして、オフコン、あるいはパソコン、それから電話、あるいは防災無線機器、監視機器などの電気機器類を移設する設計をする経費でございます。業者委託を予定いたしております。

次のページ、17ページをお願いします。

3款民生費中、1項1目社会福祉総務費は517万1千円の減額ですが、右の説明のとおりであります。入札差金等を減額するものであります。

次に3目の高齢者福祉費であります。1,334万6千円。これは20節扶助費、養護老人ホーム入所者の措置費の追加という形で、入所者の増。あるいは、制度改正によりまして、加算額が見直しされたということで、追加補正をするものであります。

次の4目の老人医療費、補正額は29万円と少ないわけですが、これは新しい事業ということで、先ほど町民課長の説明にもありましたように、山梨県後期高齢者医療連合の負担金という形で、今年度29万円でございます。今年度の準備経費1千万円ということでありまして、これらの2.89%、本町負担分を計上させていただきました。

次に20ページをお願いします。

衛生費中の、3項1目簡易水道運営費1,664万3千円の補正であります。19節と28節がございます。大きなもの、19節で140万9千円。3カ所に対して、補助金を交付するというものでございます。清子の矢口小規模水道の補助金については、規約によりまして、人口が9戸で29人です。5分の3の補助。また、矢細工につきましては21戸、37名でございますので、5分の3。また、上伊沼北小規模水道については4戸、7名でございますので、10分の7という補助金を交付するものであります。

28節繰出金につきましては1,499万円ですが、これは特別会計で内容について、説明がございます。

次に6款の農林水産業費、1項3目農業振興費2,155万6千円です。これは工事請負費ということで、3カ所、合わせて644万6千円計上してございます。

上の耕作放棄地整備事業、この場所は波高島地内でございます。

次に、次のページの18節の備品購入費でございます。158万4千円。これはまず、機械器具費ということで、大島農林産物直売所の厨房機器の経費、これは県が2分の1、それから地元が2分の1という形でございます。金額的には、48万4千円です。

それから、次の有害鳥獣の捕獲用檻でございます。これはイノシシ用の檻、10基について、新たに追加購入をするものでございます。

次の19節でございます。1,339万6千円は、まず有害鳥獣の施設機器補助金という形で、これは今まで、8割の補助を交付してきた事業でございます。1,269万6千円の追加です。この内容は、相又地内で約4.5キロで、504万円。また、寺沢地区で5キロメートルですね。582万円。その他の一般の方の申請によるもの、300万円という形で、今回、補正をお願いするものであります。

その下の有害鳥獣、捕獲用の檻の購入の補助金でございます。これは新たな施策として計上させていただいたものであります。70万円でございます。これは集落を対象といたしまして、檻の購入費に対し、補助をするということでございます。補助率3分の1で、21基分を予定いたしております。

次に4目の農業土木費、補正額は420万円です。

修繕料については、水路等の改修、2カ所分。

工事請負費については、大野水路でございます。U字側溝などの設置で、90メートル分でございます。

それから16節は、原材料費150万円。これは施設材料費ということで、追加でございま

す。

次に4項の林業費でございます。2目の林業振興費330万2千円であります。これも有害鳥獣関係でございますが、報償費ということで、330万2千円の追加であります。サル、イノシシ、シカなどの捕獲の補助金の追加という形でございます。当初で、384万円計上してありましたが、今回の計上で、合計で714万2千円になります。

次のページをお願いします。22ページ。

これは7款商工費中、2項1目観光費でございますが、157万2千円でございます。右の説明のとおり、それぞれ記載がしてございますが、この主なものは本栖湖の公衆トイレの整備に関わる関係費用ということで、本栖湖関係がこの右にある節の中に、いくつか出てくるんですが、合計しますと211万円になるわけです。

例えば11節の需用費21万1千円、これは公衆トイレの4カ月分の電気料とか、それから13節委託料、これは記載のとおりでございますが、管理委託料は、中之倉区も予定をいたしていますが、4カ月分。それから、その下の整備の委託料は、これは雑木等の整理する経費という形でございます。

また、19節においても、その負担金のところに書いてございますように、トイレ用のポンプの交換をする費用として、浩庵荘からの水をいただくことになっておるわけでございますが、そのポンプの交換が必要という形で、町としての負担金として、66万2千円。また、水道施設の維持管理という形で、やはり浩庵荘へ6万円と。これらが、先ほど言った211万円の内容になっております。

次のページ、23ページで、8款土木費中、1項1目土木総務費、減額2,360万円あります。これは13節で、委託料の減額で、町の管内図の作成業務の不用額、入札結果により減額をするという形でございます。これにつきましては、10月の臨時議会で金額については議決済みとなっているところであります。

2項の道路橋梁費、2目の道路新設改良費でございますが、計上額が3千万円でございます。西嶋大塩線の道路改良工事ということでございまして、山側のモルタル吹き付けの亀裂により交通止めにしてございますが、これについて、法面の改良工事をいたすものであります。

なお、冒頭申しましたように、これについては、繰越明許の予算措置をとらせていただいております。

一番下の下水道費でございますが、6項1目下水道総務費471万8千円は、右の説明のとおり、特別会計の繰出金等でございます。

24ページをお願いします。

9款の消防費であります。1項1目非常備消防費353万1千円です。これは11節の需用費245万4千円が大きいわけでございますが、消耗品といたしまして、消火栓の格納庫のホース、あるいは管鎗等の購入費、2カ所分の計上、232万8千円等でございます。

その他は、計上してある説明のとおりでございます。

次に3項1目防災費であります。減額の285万6千円あります。これは13委託料の380万7千円が大きいわけですが、これは洪水ハザードマップ作成費、また国民保護計画策定業務費、これらについては職員の手作りという形でつくりますので、計上してございました業務委託費は減額するものであります。

次に27ページをお願いします。

10 款の教育費中の5 項3 目、真ん中ほどにございますけども、金山博物館の運営費、予算計上はございませんが、目内の増減でございますが、備品購入費といたしまして、159 万円、今回計上になりました。これは甲州金という形になっておりますが、金山博物館で、現在、借用してございます甲州金3 点につきまして、3 月に所有者に返還することになっておったわけですが、博物館の貯蔵品として、今回、購入する経費を計上したものでございます。

以上、かいつまんだ形で、ちょっと見にくかったかと思えますけれども、主なる点を説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

次に議案第128 号について、福祉保健課長。

○福祉保健課長（中澤俊雄君）

議案第128 号 平成18 年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3 号）につきまして、町長の詳細説明を申し上げます。

7 ページをご覧ください。

まず歳出について、説明します。

4 月から9 月までのサービス利用の給付実績に伴い、2 款の保険給付費の組み替えをお願いするものが主な内容になっています。

1 項の介護サービス等諸費につきましては、要介護1 から要介護5 に認定された方の給付費であります。

5 目の施設介護サービス給付費を1,002 万7 千円減額し、9 目の居宅介護サービス計画給付費を2,284 万2 千円追加し、計1,281 万5 千円を追加するものであります。

2 項の介護予防サービス等諸費につきましては、要支援1、要支援2 に認定された方の給付費であります。

1 目の介護予防サービス給付費を2,284 万2 千円、減額するものであります。

5 項の特定入所者介護サービス等諸費につきましては、施設入所者の食費、居住費につきましては、昨年の10 月から原則的に個人負担になっておりますが、一定の低所得者につきましては、食費、居住費を介護保険で給付するものであります。それらの対象者のサービス給付費であります。

1 目の特定入所者介護サービス費を1,002 万7 千円追加し、2 目の特定入所者介護サービス費を10 万円追加し、計1,012 万7 千円を追加するものであります。

以上の組み替え等により、歳出合計は10 万円となり、その財源は6 ページにありますように、第1 号被保険者保険料を充てるものであります。

以上で、町長の詳細説明を終わりますが、よろしくご審議をいただきたくお願いを申し上げます。

○議長（松木慶光君）

次に議案第130 号について、水道課長。

○水道課長（井上隆雄君）

それでは水道課から、議案第130 号 平成18 年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第4 号）について、詳細説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、歳入歳出1 万円の追加ということでございますけども、これにつきましては、現在、実施中の建設工事の精査によります事業内での振替、あるいは財源組み

替え等によるものでございます。

3ページをお願いいたします。

それでは、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」の歳出のところから、説明をさせていただきます。

歳出の第1款でございます。水道維持費につきましては、補正額が449万5千円の増額でございます。これにつきましては、身延簡易水道管理費の部分のところが多うございまして、主に修繕費をお願いするものでございます。これからの凍結期に備えるためのものでございます。

2款の水道事業費につきましては、448万5千円の減額でございます。すでに3地区で実施しております、施設整備工事等の精査によるものでございます。2項にございまして、下部簡易水道建設費が1,795万9千円と、大きな額が減額となっているわけでございますけど、これにつきましては、本年度工事を予定した個所が整備されましたので、残額を中富簡易水道と身延簡易水道のほうへ振り替えるというものでございます。

したがって、歳出合計が1万円の増額ということになります。

2ページへ戻っていただきまして、歳入のところをお願いしたいと思います。

歳入の4款の国庫支出金でございますけど、補正額が658万2千円の減額ということでございますけど、先ほど申し上げましたけど、実施中の事業の精査によりまして、補助事業が減ったものでございます。

次の5款の繰入金でございますけど、1,499万円の増額でございますけど、内訳としましては、水道維持費へ409万4千円。建設費へ、1,089万7千円を繰り入れるものでございます。これにつきましては、下水道関連の水道単独費が増えたということでございまして、一般会計からの繰り入れが増額ということでございます。この単独費につきましては、補助対象にならない部分、仮設工事、あるいは給水工事等でございます。その要因によるものでございます。

6款の繰越金につきましては、10万円の減ですが、これは平成17年度の決算に基づくものでございます。

7款の諸収入、これは雑入でございますけど、これは消費税の還付金、これは中富簡水の部分でございます。

8款の町債につきましては、建設費の補助事業の減によりまして880万円ということで、減額ということでございます。

歳入合計が1万円の増ということでございます。

次に4ページをお願いしたいと思います。

4ページ、「第2表 地方債補正」でございます。これは変更ということで、起債の目的が簡易水道事業債、過疎対策事業債、合わせて当初、3億9,420万円を予定しておりましたが、今回、変更をお願いするのは、3億8,540万円に変更させていただくということで、先ほど申し上げました880万円の減額ということでございますが、これは建設費の補助対象にかかる事業費の減によるものでございます。

以上で、内容の説明を終わらせていただきますけど、詳細につきましては、7ページ以降の事項別明細書にございますので、よろしくをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

次に議案第131号、議案第132号について、環境下水道課長。

○環境下水道課長（佐野雅仁君）

それでは議案第131号について、詳細説明をいたします。

まず、4ページをお開きください。

地方債の補正でございます。特定地域生活排水処理施設整備事業費、当初が、補正前が990万円でした。それが1,200万円、210万円の増額でございます。同じく過疎対策事業費、910万円が210万円の増額であります。合わせて420万円の増額となります。これは、先ほど説明いたしましたとおり、全協で説明したように、枠の中に納まるという形で定めるものでございますので、ひとつよろしくお願いたします。

8ページをお願いします。

歳出でございますが、1款1項1目、25万3千円の増額でございますが、これにつきましては燃料費の3万2千円と修繕費、上之平の平成8年から供用開始しておりますが、耐用年数8年となっておりますが、ポンプでございますが、汚泥の供給ポンプ、汚泥引き抜きポンプ等の修繕でございます。22万1千円を計上させていただきます。

続きまして、3款1項2目戸別浄化槽整備事業建設費でございますが、これにつきましては、今、説明したとおり、地方債と繰入金、一般財源が420万円減額になります。そして、地方債が420万円増額になります。財源の組み替えでございますが、先ほど、前にも全協で申しましたとおり、3月には、これが減額という形になってくると思いますので、また組み替えがございますので、よろしくお願いたします。

続いて、議案第132号の説明をいたします。

4ページをお願いします。

「第2表 繰越明許費」、下水道事業費でございます。2項の事業費。事業名、身延公共下水道事業管渠敷設工事4,300万円。内訳としまして、町単が780万円。補助対象が3,520万円。今後、予定される管渠敷設工事でございます。

第3表の地方債補正をお願いします。

特定環境保全公共下水道事業債6,280万円ございましたが、今度は、補正後は110万円を増額いたしまして、6,390万円。同じく過疎対策事業債が、1億6,060万円が増額いたしまして、1億6,130万円。70万円の増額でございます。

合わせて、180万円増額となりまして、3億2,120万円が3億2,300万円と相成ります。これにつきましては、中富処理区の40万円の増、下部処理区の70万円の増、これは下水道債によるものでございまして、それに合わせて110万円。下部処理区の70万円の増、これは過疎債を充当させていただきます。

8ページをお願いします。

1款2項2目身延下水道事業負担金ということで、補正額212万9千円。これにつきましては、簡易水道の受託費でございます。大野門内配水管敷設の工事負担金でございます。

3款1項1目国庫支出金でございますが、中富下水道事業国庫補助金でございます。350万円。これにつきましては当初、開削工法でございましたが、それを推進工法にするという、工事の工法の変更によるものでございます。それに伴いまして、4款の1項1目という形で、繰入金のほうも増額になってきております。

中富下水道事業、一般会計繰入金が871万6千円。帯金、塩ノ沢、これは右、説明のとおりであります。19万4千円。角打、丸滝下水道事業一般会計繰入金33万2千円。それから身延公共下水道事業一般会計繰入金が67万9千円。下部下水道事業一般会計繰入金、減額の140万円でございます。

7款でございますが、町債。7款1項1目中富下水道事業債が40万円。特定環境公共保全公共下水道事業債。下部下水道事業債が140万円。特定環境公共下水道事業債が70万円。過疎債が70万円。合計、合わせて180万円でございます。

歳出に入ります。

10ページをお願いします。

1款1項1目中富下水道事業総務管理費、ここは補正額はございませんが、財源の組み替えでございまして、補助金のほうと地方債を充てたものが、今度は一般会計に振り替えるというものでございまして、14万5千円の一般会計が増になります。

1項の事業費、中富下水道事業、建設費でございますが、補正額1,245万6千円。2節、3節については給与費でございますので、省略させていただきます。

15節の工事請負費、下田原地内下水道管渠敷設工事、工法の変更による増額でございまして、工事費が747万円。下水道仮設工事が300万円に伴う一般財源が105万6千円という形になってございます。

22節、15万円。物件補償費、これは電線の支柱移転に伴う補償費でございます。

4目身延下水道事業建設費280万8千円。

3節については人件費でございますので、省略させていただきます。

15節の工事請負費。これにつきましては、水道工事の受託工事でございます。

5目の下部下水道事業建設費。これにつきましては、地方債と繰入金、いわゆる一般財源との組み替えでございます。

3項維持管理費、1目中富下水道事業維持管理費24万円。これにつきましては、道路の補修、污泥処理等の煙の感知器等の修理でございます。

2目の帯金、塩ノ沢下水道事業維持管理費19万4千円につきましては、濃縮污泥の貯留槽維持管理費でございます。

3目の角打、丸滝下水道事業維持管理費33万2千円につきましては、污泥分析業務でございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（松木慶光君）

次に議案第129号の詳細説明は、省略いたします。

次に発議第5号について、川口福三議員より説明をお願いいたします。

川口議員。

○15番議員（川口福三君）

発議第5号

平成18年12月11日

身延町議会議長 松木慶光殿

提出者	身延町議会議員	川口福三
賛成者	身延町議会議員	日向英明
	〃	松浦 隆
	〃	望月秀哉
	〃	笠井万沱
	〃	中野恒彦

全国森林環境税の創設を求める意見書

上記の議案を身延町議会会議規則第14条の規定により、提出します。

提案理由

地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など、森林の広域的機能を次世代へ引き継ぐため、森林を有する山村地域の市町村が、その維持育成のため、財源の確保のため、提出するものである。

全国森林環境税の創設を求める意見書（案）

近年、森林の持つ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など、森林の公益的機能に対する国民の関心、期待は大きくなってきている。

また、地球温暖化防止に関わる京都議定書目標達成計画では、わが国に課せられたCO<sub>2</sub>削減目標6%のうち、3.8%を森林の吸収により確保することが期待されているところである。

しかしながら、これまで森林を守り育ててきた林業は、木材価格の低迷や後継者不足など、林業関係者のみでは森林の保育・管理を行っていくことが極めて困難な状況となり、必要な手入れをされることなく、放置される森林が急増している。

そのため、森林と共に暮らし、森林を熟知する行政としての市町村が立ち上がらなければならないが、森林を守っていくべき山村地域の市町村は過疎化、少子高齢化に悩み、加えて今日の危機的な財政状況から、今後とも継続的に森林を守る役割を担うのは困難である。

このような状況において、将来にわたって、国民の貴重な財産としての森林を維持していくためには、山村地域の住民や自治体のみならず、都市部や海辺の地域の住民や自治体も一緒になって、森林・山村を育て、水や空気を守っていくという、国民的な認識と森林を次世代へ引き継いでいくという、機運を高めていくということが重要である。

ついては、森林の持つ公益的機能に対する新税として、全国森林環境税を創設し、森林を有する山村地域の市町村が、その維持・育成のための財源を確保できるようにすることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年12月11日

身延町議会議長 松木慶光

提出先

衆議院議長 河野洋平殿  
 参議院議長 扇 千景殿  
 内閣総理大臣 安倍晋三殿  
 総務大臣 菅 義偉殿  
 財務大臣 尾見幸次殿

農林水産大臣 松岡利勝殿  
環境大臣 若林正俊殿  
以上でございます。

○議長（松木慶光君）

以上、提出議案の説明は終了いたしました。  
ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。  
開会は、午後1時といたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後1時00分

○議長（松木慶光君）

それでは休憩前に引き続き、会議を行います。

日程第7 提出議案に対する質疑を行います。

なお、議案の表題は議案番号のみに省略させていただきます。

議案第124号について、質疑を求めます。

質疑はございませんか。

笠井万沱君。

○17番議員（笠井万沱君）

それでは議案第124号について、質問をいたします。

先ほど、説明がありました。提案理由そのものについては分かったわけでありますけれども、例えば、この手数料の無料の関係だと理解をしているわけでありますけれども、いくつか、例えば、健康保険法の部分とか国家公務員災害補償法の問題、私立学校教育共済法の問題等々、24項にわたってあるわけでありますけれども、今回の法律・条例の改正の中で、新たに24から25、26、27、28、29と、これからあるわけだと理解しているわけでありますけれども、そういったときに、それに該当する部分の人が役場に来たと。その部分、証明は無料ですよという部分については、役場のほうで把握をしているわけですね。答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

一覧表を手元へ置いておいて、それでチェックをしていくというふうな状況でございます。  
以上です。

○議長（松木慶光君）

笠井議員。

○17番議員（笠井万沱君）

そうすると、個人情報もありますし、それからいろいろな部分で、秘密のこともありますので、役場ではすべて、その人が無料ですよと、自分には該当するかしなないかは分からないけれども、来たときに、あなたは無料ですよ、手数料はいりませんよというようなことの中で、証明をしていくというふうに理解していいですね。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

仰せのとおりです。

○議長（松木慶光君）

ほかにございませんか。

（ な し ）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議案第125号について、質疑を求めます。

質疑はございませんか。

穂坂議員。

○11番議員（穂坂英勝君）

後期高齢者医療広域連合の組織の設立ですから、その内容については質問ないんですけども、将来的にこうした形で、後期高齢者の医療負担と、それから給付が20年の4月からなされていくと。今も、これらにまつわるものは、非常に制度が流動的で、これから新たに負担割合の変更などもあるかと思われるんですけど、今現在で後期高齢者の連合に移った場合、今の本町の医療給付費と比較した場合、プラスになるか、マイナスになるか、試算がしてありますか。要は給付が、後期高齢者が75歳以上の方は、本町からは抜けて出ていくと。高齢化率の高い本町ですから、なんかプラスになるのではないかと想像できるんですが、そのへんの試算はしてあるかどうか、お聞きしたい。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

お答えいたします。

試算はまだ、してございません。メリット的なことを議員さん、おっしゃられたと思います。身延町にとって、どういう有利な部分があるかと。今回、制度の大きな内容は、やはり少子高齢化、日本が、わが国が少子高齢化の中で、医療費が非常に伸びている。その中でそれぞれの、一番今、必要とされている75歳以上の人たちの医療費のまず、抑制。それから負担もお願いして、これから、今後、少子高齢化の中で若い人たちの負担もできるだけ少なくしていこうというふうな、大きな根底がございます。

本町は、その日本国を縮図したような状況で、高齢化比率も高いし、今、医療費も県下で早川町に次いで2番手というふうな、高い位置にございます。

中でも、担当同士でいろんな話をしているわけですけど、そろそろ保険税の、改めて検討もしていかなければならないかなということでも話をしている状況でございますけど、今後、やはり若い人たちの少ない本町にとっては、やはり、今度は山梨県下で、皆さんで担っていただくという制度でございますから、その点でいきますと、本町の部分では、メリットと言ったら、制度上、あまりうまくないわけですけど、そういう部分も見えております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

メリットという形でご答弁をいただいたんですけども、まず、身延の場合、県内のどのくらいのところにあるかというのは、今、早川町を除いた一番負担率の高いのは身延町だと言われてまして、まさに、そのとおりだろうと思います。しかし、やはり、給付の内容の見直しがありまして、現行1割負担、あるいは3割負担、70歳を境にしてとか、どんどんそうなっていくんですが、それもそれでやむを得ないとは思いますが、広域連合による後期高齢者75歳以上の給付、そういう形でいくと、どうしても身延は、かなり有利ではないかなと思っていたところが、資料を調べてみると、ちょうど、山梨県の各町村の真ん中らへんにあるというふうに見たものですから、それでは今までの、身延の数字というのはなんだったのかなという点がありまして、ご質問をさせていただきました。

今日の説明の、今の質問ですから、的確な質問を申し上げられなくて、残念に思っているんですけども、そのへんを、プラスになるか、マイナスになるかというのはメリットが、どんなメリットが身延町であるのかなというのを、町民に、利用者に訴えたいなという観点で質問させてもらったものですから、そのへんについて、もう一度、ご答弁願いたいんですが。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

それでは、お答えいたします。

1つは今現在、身延町だけで運営していく場合はどうなるかということで、まず想定してみたいと思います。

若い人の世代、それから、全体で医療費に対して、どういうふうな支出がされているかというと、5割については公費負担ですよ。あと、残りの5割をどう持つかというのが課題でありまして、そのうちの1割部分、高齢者の皆さんに今回、負担していただく。あと4割は、やはり一般会計、あるいは75歳以下の人たちの所得、あるいは今の国保で考えますと、資産割、そういうもので補てんしていく制度になってございます。

というふうなことになりますと、若い人たちが少ない本町みたいなところで、では、それをどう埋め合わせをしていくかということ、非常に厳しいものが将来、今後、予測される。これが1つの身延町でありまして、今度、これは今、日本がやはり、10年先にいけば、身延町と同じような状況になるということで、今度、制度改正がされて、制度の大きな部分まで、ちょっと踏み込みますと、もう1点ですけど、今、非常に分かりづらい、では75歳以上の人たちがどんなふうに医療が、どこでどういうふうにかかっているか。やはり、そのへんも、今、国保の中で、全部、一緒になっていますよね。例えば、指導するについても、ある程度は分けられるんですけど、今度は保険者が連合会になりますから、今度、やはり、きちっと、75歳以上の後期高齢者の皆さんの健康状況なんかも把握しながら、できるだけ医療費を抑えていく、そんな保健事業も進めたり、今度、若い人たちの負担をできるだけ少なくする、そんな面での制度の内容でございまして、もう一度、また元へ戻りますけど、身延町みたいな、こういう少子高齢化の町にとっては、若い人たちの負担が、今度、県下で平準化される、その点がメリットというふうなことで、お答えさせていただきます。

○議長（松木慶光君）

穂坂議員。

○11番議員（穂坂英勝君）

分かりました。

質問の形を変えまして、身延町の老健会計、あるいは国保会計の、現行でいく状態と、こういう形で、20年の4月以降、この形で進んでいった場合はどう、身延の会計内容がいろいろに改善されるのか、あるいは同じなのか。そのへんを聞いたかったんですけども。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたしたいと思いますけど、今の国保会計、老健もそうですけど、地方の小さい自治体で、要するに国保会計をやっていくというのは、大変、難しいような時期になってきているわけで、とりあえず、今の、この国保にしても老健にしても、保険料を値上げしなければやっていけないような状況が、もう現実の問題としてあるわけでございますので、ですから後期高齢者の皆さんだけでも、要するに大きな広域連合で保険者になっていただくということは、それだけでメリットはあるわけでございますので、それで広域連合という形が出てきたわけです。

本来は、もう前々から県が、要するに保険者になって国保保険をやっていただくことがいいのではないかということで、前から進めておったわけですけど、こういう格好になりましたので、要するに、最終的な負担についてどのようになるかというのは、まだ、広域連合のほうの母体が、まだ完全にでき上がっておりませんので、まず予測とすれば、今より、よくなる可能性があるのかなということで、事業が進められているということでもありますので、よろしくお願ひします。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑ございませんか。

笠井議員。

○17番議員（笠井万沱君）

それでは議案第125号について、2点の質問をさせていただきます。

今回の目的につきましては、医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するために、医療費の適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編等々の問題の中で、今回、これができてきたと理解をしているわけでありまして、そこで第4条の1から5まで、この部分についての事業が展開されると。そこで、うちの町が、今、国保の関係もありましたけれども、後期の高齢者、この該当する人たちの事務そのもの、事務ですよ、事務そのものが移行することによって、うちの機構、福祉関係の中で変わっていくのか、どうなのか。身延町が、これからどう変わっていくのかな、どう予測しているのかな、1点。

2点目として、町民課長のほうから、これ、説明をいただきました。ここに関わる部分の中で、医療制度改革に関わる費用負担について、現行、保険者からの拠出金、後期高齢者交付金が50%。公負担金、国・県・市町村、4・1・1の50%。広域連合の費用負担、後期高齢者の保険10%。10%でしょう、10%。これは拠出金が40%。それから、この部分が50%。この部分について、改めて説明をお願いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

まず1点目でございますけど、組織の関係でございます。

今の老健担当、2名ございまして、今の大きな仕事は給付に関する伝票が、対象者が大体、月300件ぐらいありまして、それぞれレセプトに基づきまして、毎月伝票をおこし、支給をしているようなことがございます。今度は、この事務が連合会で行われていきます。あと、新しく増える部分が、今度は保険料、これの徴収の部分が増えてございます。あと、これまで、それぞれ、資格に関する判断は町で行ってきまして、今度は連合会のほうで行うというふうなことで、ただ1つは徴収の部分が入ってきておりますから、事務のほうが減っていくのかという部分になりますと、まだ、ちょっと、はっきりしたことが申し上げられませんが、やはり、今回の医療制度、大きな改革でありまして、先ほど、町長のほうからもございましたとおり、山梨県一本で老人保健事業を支えていこうというふうな内容になっております。

それで2点目ございまして、従前の、今の老人保健法に基づいて会計を持っておりますけど、制度的には新しく加わった分というのが、今度、先ほど申し上げましたとおり、医療費の動向、それから若い人たちの少ない部分で、高齢者の皆さんにも負担していただくということで、10%の部分、この部分を使用料で賄いたいというふうな部分でございます。

従前の公費が50、それから保険者の50、そういうふうな部分で賄った部分へ改めて50、40、10の後期高齢者の保険料、ただし、この10%の保険料につきましても、先ほど申し上げましたとおり、低額所得者の方々の減額措置、こういうものは一般会計から、あるいは国庫補助金から出さなければならないということです。それから、なおかつ、その40%がありますよね、この後期高齢者交付金、これは、それぞれ、今、国保で、あるいは社会保険で、皆さんが負担していただいているものを高齢者の、その医療費へ充当していこうというのが、この40%でございます。50%については、公費負担分で、これは従来と変わってございません。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

笠井議員。

○17番議員（笠井万沱君）

前段の給付の問題とか、いろんな部分の中で、将来的に職員の人的な機構改革等、あるのかどうか。その1点。

それから、費用の負担の部分について、10、40、50の部分でありますけども、今、言いましたように、低所得者に対する保険料の軽減分等につきましても、補てんをしていくということになれば、うちの町の、この後期の高齢者、今回の改定によって、そんなに変わらないのか、それとも大きく変わりますよとか、その2点、どちらなんですか、答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

現時点では、まだ試算をしてございません。これは将来、先ほど、町長のほうからもありましたけど、予測されているのが、現在、本町の医療費を見る中で、そろそろ保険税のほうも見直しをしていかなければならない。これは、17年度の決算を見ていただくと分かると思うんですが、あるいは16年、17年、ここのところ、繰越金を取り崩しているような状況で、も

う、それがなくなると、今度は基金へ手をつけなければならない。これらが避けられる状況かなというような範囲でございます。どのくらい金額が、例えば減ってくるのかというところまでは試算してございません。

それから、今後、やはり、今の、これもまだ担当、内部での話でございますけど、今度、新たに保険料の徴収というふうな部分が入ってきます、従前と変わって。そうなりますと今、老人保健と介護保険の関係、あるいは税の関係、いろいろ徴収面の仕事が従来よりは多くなるというふうなことで、この徴収部分を合わせて、全体的な組織も考えていかなければならないかなと。あるいは今、国保とやっぱり福祉関係、保健師さん等、実際の実務をしている部分、そのへんと協調しながら、さらに全体の医療費を抑制できる事業が展開できるかなと。その部分で今、まだ内部では、これから議会が終わったあと、来年、さ来年に向けて、中の打ち合わせを、話し合いをしていこうというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

ほかに。

渡辺議員。

○13番議員（渡辺文子君）

山梨県を1つにした広域ということで、大きくなればなるほど、私たちの生活から、だんだん離れていく。やっぱり住民はだんだん、分からなくなっていくような、広域というのは、そういうものだと思うんです。

今、いろいろ説明を受けまして、まだまだ決まっていない部分、いっぱいある中で、例えば、今回は規約ですね、規約を決めるにあたって、いろんな問題があるのかなというふうに思って、いくつか質問をさせていただくんですけども、例えば、その広域、議会で、いろんなことが決まりますよね。そうすると、やっぱりそれは、こういうような、各町村までの、議会にきちんとした説明と言うんですかね、報告義務というか、そういうものも盛り込まないと、なかなか分からないという部分があると思うんです。

それと後期高齢者の意思が反映される仕組みが、きちんここに明記されていないと、一般的なものに終わってしまうのではないかなというふうに思います。

それとあと、所得実態ですね、保険料の割り振りがあって、保険料はこういうふうに決まるというふうにあるんですけども、やっぱり、その所得実態がどうなのかということも、保険料を決める場合に必要なことだというふうに思いますので、そういうことも、こういう規約の中に入れておいたほうがいいのではないかなというふうに思うんですけど、この3点について、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

お答えいたします。

まず1点目の報告義務というんでしょうか、これはそこにあります連合会における議会の、それは任務で、規約にそこまでは謳わなくても、当然なされる問題だと思います。

それから、あと所得実態の把握等につきましては、やはり国のほうで、今度、法律を施行していく上に省令とか、そういう中で、あるいは税法等の改正も見ながら、全体的の中で検討し

ていく。また、それをまず国で審議し、それが法律、あるいは省令になり、それを受けて、連合会でそれぞれ負担金等を決定していく、そんな内容でございます。

一番大きい問題は、やはり医療費、どのくらい抑制できるか。これから、保健事業が展開できるか、それが大きな課題だと思います。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

渡辺議員。

○13番議員（渡辺文子君）

2点目の高齢者の意思が反映される仕組みがきちんとできていないと、こういう市町村から1人ずつ議員が行くわけですね。そこで論議されるんですけども、やっぱり、その後期高齢者の意思というものをきちんと吸い上げる、そういうような場所がきちんとないと、かけ離れたものになるのではないなかという心配が1点と、それから、どのくらいの保険料になるかということが一番関心だと思うんですけども、さっきおっしゃった減免制度、7割、5割、3割の、国保にもありますよね。けども、今、国保税が払えなくて病院にも行けないという方が、かなりいるという現実を考えると、とても医療制度から切っても切り離せない後期高齢者が、果たして、そういうふうにならないとも、私は限らないというふう思うんですね、そのところ心配するんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

高齢者の皆さんの意見というか、要望というか、生活実態というか、それについての把握ということで、国におきましては、それぞれ法律をつくる段階で、全国から声を聞いた、そんなこともございます。まず、もとをつくる上では、それぞれの皆さんの声を聞いて、制度化されてきている状況でございます。また、今回、この連合会で保険料を決定していく上においても、やはり本町からそれぞれ議員が出ていくわけですので、ぜひまた、中で論議して、住民の皆さんの声も反映していただきたい、これは私たちからの願いでもありますし、事務局でも、また、そんな努力はされていくと思います。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

石部議員。

○18番議員（石部典生君）

保険料の年金天引きということですね、保険料は、これはどのような形で周知していくのか。それと、保健事業をするにあたって、保健師の確保ということがあるわけですけど、本町では、その保健師の数は、この事業をするのにこと足りているのか。その2点について、お尋ねします。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

今の条項の中では、年金18万円以上、これは年額ということで、そして課税されるのは所

得割、応能割、応益割ということで、1対1。所得割については、当然、年額18万円の所得ではかかってきません。あと応益割、これについても18万円でしたので、年額。そこから天引きというのは、非常に厳しいものがございますから、おそらくは先ほど言った軽減措置、そういう手立てもされていくと思われま。今後、この部分は検討されてくる部分でありまして、周知につきましては、また、これから準備委員会から連合会が立ち上がり、その中で、また、周知を徹底していきたい。それで、20年4月1日から、早めに周知をしていきたいというふうな、また、そんな声を連合会のほうへ投げかけていきたいと思ひます。

それから、もう1つ。すみません、保健師、そのところ・・・。

○18番議員（石部典生君）

保健師の数が現在、それで事足りているかということです。本町で。

・・・この保健事業をするのに、やっぱり保健師の数というのは必ず必要ですね。それが本町では今、その数が事足りているかということです。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

保健師の部分につきましては、先ほど説明していく組織の中で20名、保健師までは入ってございませ。現在の段階では、いずれ保健事業を推進していく上に、さらに今度は連合会の中で検討していくと思ひます。委託していくのか、そこで採用していくのか。まだ、そのへんは不明確でございますけど、保健事業は非常に重要な部分でございますから、なんらかの手立てがされていくと思ひます。

それから、あと町の充足部分については、これは福祉保健課長のほうからお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中澤俊雄君）

現在、保健師は12名で、うちの課に10名、各支所に2名おります。それで、ご質問の保健事業につきましては、現在も国保事業の中の保健事業等で町民課と連携しながら、うちの課も保健事業等へかかっておりますので、今後、75歳以上につきましても、一緒に保健事業を推進したいと思ひています。

以上です。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませるか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第126号について、質疑を求めます。

質疑はございませるか。

望月議員。

○10番議員（望月広喜君）

土木費の道路橋梁費、西嶋大塩線の道路改修工事費3千万円。当初予算にのせながら、繰越明許費になったという、その理由と、いつごろ、この工事をして、いつごろ、この工事が終わるのか、その予定が分かれば、内容を教えていただきたい。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

ちょっと確認をさせていただきますけど、よろしいですか。

今回の補正予算で3千万円を計上させていただいたと、それについて、全額繰越明許の措置をとらせていただいたと、こういうことでございますので、よろしく申し上げます。当初予算ではないです。今回の補正です。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

ご答弁させていただきます。

ただいま、ご質問のございました町道西嶋大塩線の道路改良工事でございますが、工事はいつごろ発注し、いつごろ完成するかということだと思えます。この箇所は、平成16年の秋の雨等により、土留めのモルタル吹き付けにクラックが入ってきたというふうなことで、平成17年3月の補正で、予算をいただいたわけでございます。以来、地滑り的な要因があるというふうなことで、ボーリング調査、それからボーリングの中にひずみ計等を設置しながら、どんなふうな山の動きがあるかということ、調査してまいってきた次第でございます。それ以降、ほとんど動きがないわけでございます。若干、雨が降ったときに、急に動き出したというふうなことで、そのときは交通止めという、今現在、交通止めになっているわけですが、赤いランプの点灯等、付近に知らせる、併せて役場のほうにも、宿直のほうにも必然的に連絡が入るといふふうな対応をしておるわけでございます。

今回、乾期ということで、雨期までに、来年の5月いっぱいまでに工事をしたいと。ということは、こういう地滑り的な要因は、どうしても水のいたずらと申しますか、水の対応が出てくるわけでございます。そのへん、乾期のうちに調査機関、相当、調査した結果、それが一番妥当であるというふうなことで、今回の予算にお願いし、可能であれば1月に発注しながら、5月いっぱいまで仕上げていきたいと。それで雨期に入っていくと。雨期になると、工事が出ないというふうな認識のもとで、今回、3千万円の明許を含める中でお願いしていくと、こういうことでございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

ほかに。

川口議員。

○15番議員（川口福三君）

議案第126号について、3点お伺いいたします。

まず、12ページの目4の農林水産事業費県補助金のうち、地域提案型の遊休農地活用推進事業。それから、その下の農地水農村環境保全向上活動支援事業、この事業内容ですね。それから15ページ、目の4の企画費、節の19のコミュニティー助成事業の補助金の2事業の内容ですね。それから、もう1点、20ページの農林水産事業費の中の、節の15工事請負費の耕作放棄地整備工事。この3点について、内容を説明願います。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

それでは第1点の、12ページですか、地域提案型遊休農地活用推進事業補助金200万円ということですが、これは、昨年は旧身延の相又地内で遊休農地、そこは普通の耕運機だと、とても耕運できないというような個所を再生するという事業で、昨年は相又をやらせてもらったんですけども、今年の場合は波高島地内をやるということで、50%の補助ということでございます。

それから、その下の農地水農村環境保全活動支援事業ですけども、これは今年、18年度の場合は、モデル事業ということで、同じく旧身延の大島地内ですね。これは農道とか水路の管理、要は草刈りとか、せぎあげといいますか、垢さらいといいますか、その地域で、いろいろ呼び名はあるわけですが、そういうものを地域でもって行うということでもって、ここにありました20万円というのは、9月議会でもって、これは全体事業費、80万円でございますけども、そのうちの県補助分について、これは20万円でございますけども、9月議会では、これが直接、その受益地であります大島の、これは組合でつくってもらっているわけですが、そちらのほうに一括、県のほうから直接いくというふうに聞いていたものですから、9月補正では、いったん、ゼロにしたわけですが、そうしましたら、そうではなくて、国からの補助金は、そのまま、大島の組合へいくわけですが、これは町を経由していくということでもって、改めて、このところに20万円を載せさせていただきました。

それから、企画のほうは飛ばしまして、20ページのほうの耕作放棄地の整備工事、これが先ほど説明いたしました波高島をやる、再生事業の工事費分でございます。

以上です。

・・・内容は、この波高島の場合は畑が主でございますけども、そこが雑木とか雑草とか生えているわけございまして、それらを重機等を使って伐根し、整地し、あと畑として活用してもらおうと、そういう事業です。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

15ページの、企画費中のコミュニティー助成事業の内容ということでございますが、角打区においては神楽保存会という、ボランティアの会がございますけども、この神楽の用具一式を整備するという内容でございます。

それから手打沢区については、和太鼓の幸、この保存のグループがございますが、ここで和太鼓の整備をしていく、和太鼓を新調していくという内容でございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

川口議員。

○15番議員（川口福三君）

先ほどの産業課長のご説明ですと、いわゆる耕作放棄農地の整備事業が、ただ、草ぼうぼうになっているところ、重機で、ただ、掘り起こすというようなご説明でしたが、今現在、こうした放棄地が各所にあるわけですね。いわゆる町内においては、もう本当に有害の、電柵や

ネットを張り巡らせた畑でも、こうした放棄地というか、荒廃農地があると。ここを結局、こういった事業内容において、町として、結局、農家に、もう少し奨励できるような作物を作付けするような事業転換をすることが必要であろうと、私は、こう汲むわけです。ですから、せっかく、そうやって、荒廃農地を重機でおこすも結構ですが、やはり、その後の計画というものをしっかり立てた中で、こうした荒廃農地の整備事業を進めていただきたいと、このように切望して、質問を終わります。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

日向議員。

○9番議員（日向英明君）

それでは11ページの、歳入の10款1項地方交付税についてお伺いします。

ご存じのとおり、地方交付税については国の三位一体改革が進んでいる中で、依然として厳しい財政状況にあるのは、皆さん、すでにご存じだと思います。

ちなみに、平成17年度の9月決算では地方交付税49億5千万円。その予算に対する割合というのは約46.5%で、9月議会では認定されたわけです。これも昨年度から見ると1.4ポイント、6,800万円も少なくなっているわけですが、今年、そういうような状況の中で、交付税が2億5,148万6千円、こういうようなことで決まってきたわけですが、この数字というのは、ある程度、予想された中で数字なのか、それとも平たく言えば少ないか、多かったか。あるいは、この全体的な特別交付税を含めた中で地方交付税が、今年はどうなふうな推移にあるのか。併せて2点、お聞きします。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

地方交付税につきましては、まず、今回の補正額は2億5,148万6千円ということで、これは普通交付税という形で、計上させていただいたわけでございます。これで当初予算からの計上額につきましては、その予算書の計の欄に44億6,148万6千円とございますけれども、この金額はまず、当初予算で特別交付税を3億円見込んでおりましたので、普通交付税については、これを引いた金額。したがって、41億6,148万6千円に決定がされたというわけでございます。

さて、この普通交付税については、去年の実績は43億6,059万3千円。これが17年度の実績でございます。これを差し引いていただければ、減っている額が出てくるわけですが、約2億円ですね、これが普通交付税は減ってきているということです。特別交付税については、冒頭、先ほど申しましたように、当初で3億円、すでに計上させていただいておるわけです。交付税については12月、ならびに3月に交付がございまして、12月の交付は、もうすでに決定額があったわけですが、1億9千万円ほどございまして、昨年度から減っているわけです。ただ、これは3月の交付に持ち越された分もございまして、一概に交付額がいくら減ったという段階は、現在では言えない状況でございます。

昨年の特別交付税の交付額は、6億3千万円ほどでございます。これは実績でございます。今年については、減ることは覚悟しているわけですが、5億5千万円ぐらいは、財政とすればカウントしているような状況でございます。

このように普通交付税、それから特別交付税が減っていることは事実でございますが、これは予想の範囲かどうかというふうなご質問だったと思うんですけども、合併して、まず10年間は、いわゆる合併の算定替えというのがございまして、本町の場合は、要するに影響額、プラスのほうで6億円ちょっとの金額を算定で、合併しなかった場合と比べると増えているということが1つございました。これは予測をしているわけでございますが、そのほか、マイナスの要因とすれば、先ほど、議員さんがおっしゃったように、三位一体改革で、いわゆる歳出の金額が、国のほうで、総枠で占めてきているということ。それから、わが町においては、特に普通交付税でございますが、普通交付税の一番基礎的な数字は人口でございます。それぞれ、ほかの要因もいっぱいあるわけですが、まず基本となるのは人口でございます。平成12年の国調人口、それから今回の平成17年の国調人口、比較をしますと1,687人の減。これは総合計画の中にも入っております。減ということで、この人数による減が、非常に響いております。18年度の普通交付税は先ほど言いましたように、約2億円ですね、これが減ったということでございます。これらは、人口が幾人減るだろうということは、当然、細かくは承知をいたしておりますので、ずいぶん、大きいなというのが実態でございます。そのほかの要因については、いろいろ要因はございますけれども、想定範囲かなということも思っております。

今後、交付税の推移については、町の一番大きな財源でございますので、国の制度、新しい総理大臣も生まれておりますし、方向等がもし変動したり、あるいは算出の根拠等の考え方が変わってくるということも十分考えられますので、注意をしていきたいと、こんなように思っております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

日向議員。

○9番議員（日向英明君）

今の課長の答弁で、おおむね理解はしているわけですけど、少なくとも、交付税については年々、減少している。加えて、本町では少子高齢化ということで、特別のことでもない限り、なかなか自主財源というのは見込まれないわけでありまして。そういったことから、当然、なお一層、行財政改革が見込まれる、そんなふうなことを考えております。

以上、質問を終わります。

○議長（松木慶光君）

渡辺議員。

○13番議員（渡辺文子君）

4点、お願いします。

17ページなんですけれども、社会福祉費で養護老人ホームの入所保護措置費ということで、加算分という、説明は受けたんですけども、今、入所が何人いて、そして待機者がどのくらいいるのかをお答えください。これが1点ですね。

それと、午前中の町長の所信のお話でもあったんですけど、今回、有害鳥獣で、これは一般質問にもありますので、少しだけお聞きしたいと思いますけれども、有害鳥獣のイノシシ用の檻ですね。これは、檻はかなり今回、効果があったのではないかなというふうに思っているんですけども、これは10基分ですね。これは備品購入費とあるんですけど、1基どのくらいす

るのか。それと、この下に補助金というふうにあるんですけども、この檻に対しては、県の補助はないというように聞いているんですけども、本当に、前も見たんですけど、ちょっと、ないみたいなんですけど、全部町で補助金を、3分の1以内ということですか、出して、あとは負担になるのかなということですね。それが2点目。

それから24ページなんですけれども、防災費で、洪水のハザードマップの作成とか、国民保護計画策定業務ということで、これは減額になっているんですけども、本来だったなら委託ということで、委託があったんですけども、これはすごく職員が頑張ってくれた結果で、こういうふうに減額になったと思うんですね。年々やっぱり、委託料というのが増えて、これは私、問題だなというふうに思っているんで、一番、この町内の状況、町民の状況が分かる職員がきちっと、こういうものを作成するということが基本ではないかというふうに思っているんで、今回すごく、職員の方、頑張ってくれたというのは評価しているんですけど、やっぱりこういうのは、どんどん、職員も少なくなっているので大変だと思うんですけど、地域の状況を分かる職員が、こういうものをよそに委託しないでつくるということ、引き続き続けていっていただきたいなと、私なんかは思うわけなんですけども、ほかにどんなことが計画されているかどうか。されていたら、それをお聞かせ願いたいということと、もう最後なんですけれども、27ページで、金山博物館の運営費があるんですけども、ここは補正額というのはゼロになっていて、プラマイゼロなんですけれども、中を見てみますと、費用弁償とか燃料費、それから光熱水費がかなりの減額になっているんですよ。それと手数料の減額ですよ。これはかなりの額なので、どういう理由で、これだけが減額になっているのか、この4点について、お答えをお願いします。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中澤俊雄君）

では、お答えいたします。

この追加費用につきましては、企画財政課長が説明しましたように、1つは制度改正によります。制度改正と申しますのは、この養護老人ホーム、本町には功德会という施設があるわけですが、そういった施設が養護老人ホームになります。それで養護老人ホームにいても、介護保険のサービスが使えるということで、制度が改正されまして、その費用と、あとは昨年度に比べて3名が多くなりました。現在63名です。県下の、いろんな、あちこちの市町村の施設へ行っています。63名おります。

待機者がいるかというご質問ですが、先月、ちょうど3名入りまして、現在、待機者はいません。ゼロであります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

それでは、有害鳥獣の捕獲用の檻でございますけども、10基分をお願いするわけですけども、1基10万円ということでもって、積算をさせていただきました。実際には、もう少し安いものとか、ものによって、いろいろあるわけですけども、一応、今、町でもって用意したと申しますか、今現在、21基ありますけども、その分については、大体今、10万円というよ

うなことで買って購入してきましたので、それをお願いするものです。

また、この10万円ですけども、これは先ほど、お話ししました波高島地内を遊休農地解消事業でやるわけですけども、これは県の補助金ということで、その事業をやると、その中でもって、半分は県補助ということでもって、みてもらえることになっています。これは、その事業をやらないと、これは使えないということでございます。

それと、もう1点でございますけども、その下の有害鳥獣捕獲用の檻の購入補助金ということでございます。これは、今現在、町で21基持っていて、今年はちょっと異常ということでもって、あちこちの区から檻の設置の要請を受けましたけども、順番待ちというような状態が続きまして、各区でもって、1基ほしいとか、3基ほしいとかというような、ほしいといいますが、自分のところで買うだけどもという話の中で、一応、財政、それから町長等と相談する中で、そういう区でもって買うのであれば、では補助金をちょっと出してというようなことでもって、一応、3分の1ということでもって、早く言いますと、今、言ったとおり、10万円のものを買うと、その3分の1で3万3千円を町の補助。残りは地元負担というようなことになるわけですけども、一応、区単位と申し上げましたのは、法的な、前も9月補正でいろいろ質問ありましたとおり、これは設置とか、有害駆除が出ていないとできないとか、猟友会を頼まない、ですから檻の免許を持っている方を頼まなければならないとか、また入った場合は、その処理について猟友会の方をお願いをしなければならないというような、いろいろなことをふまえて、区単位でもっていただき、そして管理といいますが、代表者にもぜひ区長さんになっていただいて、というのは制限頭数とか、もろもろの法的なことがございますので、お願いするというので、今、要綱のほうもつくっているところであります。この議会がとおりましたら、また、それも一般町民に広報等を通じてお知らせするつもりでございます。

以上です。

・・・これは県のほうではありません。町単独でもって、皆さんの要求に応じてと言いますが、要望に応じて、今回お願いするものでございます。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

それでは24ページですね、お答えをいたします。

洪水ハザードマップの件でございますが、企画財政課長のほうから、先ほど説明がございましたが、このハザードマップ作成につきましては、委託でございます。当初800万円でございますが、750万円を委託をいたしまして、50万円の差金が出たということでございます。

なお、この洪水ハザードマップにつきましては、マップをつくるわけございまして、やはり、ちょっと専門性といいますが、印刷がかかりますので、やはり、これは職員がつくるというわけにはいきませんので、主に、そのマップの作成でございまして、各世帯へ配布するという予定になっていますので、これはやっぱり専門性がありますので、業務を委託したわけでございます。

その下の国民保護計画策定業務330万7千円でございますが、これにつきまして、職員が作成したということになります。これについては、国の国民保護法、ならびに県の国民保護計画等を参考にいたしまして、職員が作成をいたしまして、まだ、できておりませんが、これについては、マップとか、そういうものがございませんので、ほとんど文書でなっております。

で、割かし、職員が作成しやすかったということでございまして、現在、取り掛かっておりません。3月にはできると思います。

以上でございます。

なお、ほかにも、こういう委託費があろうかと思いますが、やはり、専門的な業務というものは、やはり委託のほうへいくではないかと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（松木慶光君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野治仁君）

27ページ、金山博物館運営費中の11節、12節につきまして、お答えいたします。

需用費中、光熱水費90万円の減額。これにつきましては、年度当初、主に電気料、ガス代を予算化しております。内容で、1月45万円、これは光熱水費。1月3万円がガス費ということで、予算化してあるわけなんですけど、4月から10月までの、今までかかったものを見ますと、45万円にっていないということです。理由につきましては、いろいろあろうかと思えますけど、主に天候等で使わなかったという部分があります。それであと、11月から3月までの、昨年の実績をもとにしまして、その計算をいたしましたところ、90万円を減額するということです。

12節の役務費中、手数料につきましては、これは金山の浄化槽、これを点検する、汚泥の引き抜き料なんですけど、これは業者をお願いしたところ、今年度につきましては、実施しなくても大丈夫ということなので、今回、その分を50万円、減額したものです。

以上です。よろしく願いします。

○議長（松木慶光君）

ほかに質問ございませんか。

石部議員。

○18番議員（石部典生君）

16ページの下部支所の委託料について、お尋ねします。

これは現在の支所が耐震構造的に非常に厳しいということの中での、こういう予算措置がされているということは理解できるわけですが、今後、どのような形で、この支所機能というのが移っていくのか。ここが見えたら、お答え願います。

○議長（松木慶光君）

下部支所長。

○下部支所長（赤池善光君）

お答えいたします。

下部支所費の委託料の176万4千円の、ちょっと経過と、それから今後の予定というふうな状況をお話したいと思います。

ご存じのように、現在の支所は木造構造でありまして、耐震構造からはかけ離れておると、こういうふうな状況の中で、さらにこの建物は、旧町時代、幾度となく、増改築がされてきたと、こういうふうな状況がありまして、それから合併後、非常時の災害のときに、非常用電源装置を、現在の保健センターに設置をしてきた、こういうふうな経過がございまして、さらに昨年、県が東海沖地震の被害想定を発表してまいり、この身延町も大変な、もし万が一のとき

には被害が想定されると、こういうふうな状況がございまして、今年の4月に保健センターに入っておりました福祉保健課が統合により、中富のすこやかセンターに移転をしたと、こういうふうな状況で、保健センターに空き事務室があると、こういうふうなことを考え、安全で、万が一のときも対応ができるというふうな状況を考えまして、この4月以降、検討に入ってきたと、そういうふうなことで、内容的にはここに掲げてありますとおり、オフコン関係、あるいはパソコン、業務系の機器、あるいは情報系の機器、さらに防災無線、あるいは水道のテレメーター、あるいは電話関連、これらをすべて移設するものの設計業務委託と、こういうふうなことで計上させていただきました。

これを受けまして、今の計画でありますと、新年度予算に工事費が計上され、できるだけ早い時点で工事を行い、目標は5月の連休明けの移転と、こんなふうなことを考えております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

ほかに。

望月明議員。

○4番議員（望月明君）

14ページですが、備品購入、公用車購入ということで、議会費の中に入っておりますけれども、買い替えということのようですが、今、経費節減というようなことで、われわれも協力しているところですけども、旧公用車、何年製だったのか。また、どうしても今、買い替えなければならないものか、我慢できないか。これらのことで、その点について質問します。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

ちょっと、何年製というのは手元にはないんですが、旧中富町から持ち越したワゴン車でございまして、それと、あともう1台、議会で今、使っておりますハイエース、これらがあるわけです。今、本庁では、いわゆる10人乗りクラスの、ワンボックスカーというんですか、これが今、本庁では2台あります。

そのうちの1台を議会の事務局、また議員の皆さまに使っていただいておりますが、そのワゴン車が非常に出張等の場合、おおぜいで行くときにはいいわけですが、年間を見ると、その回数より、むしろ小人数で出かける場合が多いという事情がございまして、このワゴン車2台のうちの1台を買い替えてほしいという、要望があったわけでございます。

全体の公用車の台数は、むしろ減らしていこうという形で、努力をいたしておるわけですが、今回はこのうちの1台を予算で、今回、説明しました車に買い替えて、そのワゴン車、今の車を廃車するわけですが、ただ車検の関係で、また1つは、旧中富の交通止めの関係で、ワゴン車を今、常時使っているような状況がございまして、それらの状況を見ながら、廃車については、今後考えていきたいと、こんなように思っております。

○議長（松木慶光君）

ほかに。

伊藤議員。

○12番議員（伊藤文雄君）

17ページの、民生費についてでございます。社会福祉総務費の中で、委託料517万1千

円。福祉センター建築実施計画業務委託料等とあるわけですが、もう少し詳細に説明を願います。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中澤俊雄君）

お答えいたします。

企画財政課長が説明しましたように、委託入札差金の合計ですが、詳細に説明します。

まず身延福祉センターにつきましては、基本設計、実施設計を今年度当初予算へ計上しました。その時点におきましては、2階建ての施設を計画しておりました。それで、常日頃、企画財政課長が言うように、財政が非常に厳しいということで、この委託をお願いする前に、町長のほうから指示がありまして、平屋で1階建てにしました。2階建てだと、福祉施設なのでエレベータを付けたり、そういう経費がかかるということで、1階建てにしました。そんな関係で、この設計の委託料が差金として424万2千円出ました。これが主なものです。

そのほかに地質調査ボーリングの委託料、用地測量の委託料、造成工事設計業務の委託料等を含めまして、4点の入札差金。大きなものは、計画を少々変えたということで、そんなことで合わせまして、517万1千円の、今回、減額をお願いするものです。

以上です。

○議長（松木慶光君）

ほかに。

芦澤議員。

○5番議員（芦澤健拓君）

14ページ。1款総務費の財産管理費というところですが、8節の報償費50万円計上されています。山梨県町村会顧問弁護士という説明になっておりますけども、これの内容を説明してください。

それから、これについては6月の補正で、やはり報償費ということで10万円、山梨県町村会顧問弁護士というふうに計上されております。これは当初予算では、まったく、計上されていない報償費という項目なんですけど、これはどういう理由でこういうふうになっている、こういう扱いになっているのか。それから、それぞれ10万円と50万円の意味は、どういうことになっているのか、そのへんをちょっと、詳しい説明をお願いします。

○議長（松木慶光君）

土地対策課長。

○土地対策課長（望月和永君）

それでは、お答えさせていただきます。

まず、財産管理費の顧問弁護士の50万円でございますけど、町長のほうから施政方針、報告の中でお話しましたように、株式会社 山の都が法定外公共物の許可申請に対する不許可処分を取り消しを求めまして、甲府地方裁判所のほうへ提訴をいたしました。それに対する弁護士の費用ということで、それで年度内に、おそらく結審はしないと思いますので、今回は、50万円は着手金ということで、計上をさせていただきました。

それと6月の補正で10万円ということですけど、これは山の都のほうから、不許可処分につきまして、議会等へ諮問をいたしまして、また答弁とか、そういう、その文書を弁護士のほ

うへ委託した、その費用でございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

芦澤議員。

○5番議員（芦澤健拓君）

よく分かりました。

それで、これは山梨県町村会顧問弁護士というのは1名なんですか。

○土地対策課長（望月和永君）

1名の先生を予定しております。

○議長（松木慶光君）

ほかにありませんか。

穂坂議員。

○11番議員（穂坂英勝君）

大体、質問が終わったようでして、私は2点、質問させていただきたいんですが、実は先ほど、すでに同僚議員がみんな何回か質問した中の、お答えいただかなかった部分だけ、質問させていただきたいと思います。

20ページの、6款の農林水産費の、先ほどから何回も出ました、15節の耕作放棄地整備工事等の補正予算の計上です。お答えにならなかった部分というのは、耕作放棄地を整備するということは、事前に整備後の利用方法は考えられて整備するはずですから。お金をかけるわけですから。そういったものが、どういう形で波高島とおっしゃられましたけど、その農地を誰に、農業振興のために、何をつくらせるのか、決まっています、事業をおこすはずですので、その点を一言で結構でございます。お答えを願いたいと思います。

それから2点目はやはり、農業費の19節の補助金、先ほどから何回も出ております。それから一般質問の中にも、たくさんあるようでございますけども、補助金ですから、有害鳥獣防除ということで計上されて、補助金の追加補正ということになっておられます。防除ですから、駆除ではありませんから、限りなく補助申請が出てくるではなからうかと思えます。と申しますのは、個体を減らす、その有害鳥獣駆除の施策ではなくて、自分の畑だけを守るための、5キロとか何とか、防除柵とか防護柵とか、いろいろなものをつくるための費用だろうと思うんですけど、極端に言うと家庭菜園でも、自分の畑が10メートル四方あっても、そこにサルも、イノシシも来るから、そこへ柵をするよと、補助金くれといえ、差し上げるわけですね。限りなく続く、助成金になるのかなと。そして、妨害、鳥獣の駆除の個体数を減らす施策では、まったくないわけですね。自分の畑に入るものを減らすだけ。その横を獣は通って、よその畑に入る。そっちのほうはまた、防護しなければ困ると。身延中を、柵を張り巡らすまで終わらない補助金になってしまうのではないかと、そのへんがありまして、資材の補助金ですので、そのへんの考え方。農業、あるいは林業に被害を被るから、こういう助成をして、それを守るんだというのか、家庭菜園であれ、庭先でも入ってきては困るから、助成金を差し上げるのか、そのへんを明確にしておかないと、将来的に少しも減っていかない。いくら補正をしても、財源当初で、たくさん出てきて、また補正をとということになりかねないと、こんなふうに思いません。この2点。この2点だけで、結構です。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

それでは、お答えします。

まず1点の波高島の、この遊休農地の解消の関係ですけども、5年間は、この事業といいますが、あと、整地したあとをやってもらうということで、一応、そばのほうを植えるというふうなことで、山の畑なものですから、それをやっていただくことになっております。それから、それでいいですか・・・その土地所有者といいますが、その区でもってやってもらうということです。地域が一体となって、やってもらうということです。

それから、防護柵の資機材の補助金ですけども、これは今、8割ということやっていまして、これも9月に出了たとおり、個人的に申請される方が多いわけですけども、うちのほうでは、そのときにも答えたと思うんですけども、地域ぐるみといいますが、その組とか、そういう数人集まる中에서도やっていただければ、効率的にもいいということでもってお願いしているわけですけども、今言われたとおり、家庭菜園はどうかと思うんですけども、農地を守るというようなことでもって出しているわけでございますけど、今、この8割についても、今後、また、いろいろ議論が出てくることだと思いますけども、永久に続くというのはどうかと思うわけでございますけども、一応、大きなくくりでもってやっていただければ、効率もよくということで、今回、先ほど、財政課長が説明したとおり、相又地区、それから寺沢地区でもって、集落を囲うようなことをやりますのでということでもって、補正をお願いしたところです。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

穂坂議員。

○11番議員（穂坂英勝君）

本当に時間がないところ、申し訳ありません。ご答弁入りません。意見だけ申し上げます。

波高島のほうにしても、耕作を放棄した人が、整備してくれたから耕作するというのは、どうもなんか、僕ら納得いかないなと。税金の無駄づかいになってしまうのではないかなと。耕作を放棄しておいて、町が補助して整備してくれたら、ものをつくるようでは具合が悪いですね。そのへんも含めて、指導をしながら、こういう悪い施策ではありません。いい施策です。やってほしいと思います。

それから、補助金も有害鳥獣もまだまだ金をかけて、個体数の減少に力を入れるべきだとは思っています。ただ、こういった細々したことで、身延町全体の有害鳥獣の個体減少には至らないのではないかなと思いますので、そのへんも含めて、ご意見を申し上げさせていただきます。

終わります。

○議長（松木慶光君）

笠井議員。

○17番議員（笠井万沱君）

それでは126号について、3点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目でありますけども、今の70万円の有害鳥獣につきましては、駆除の要綱、身延町有害鳥獣駆除施設設置補助金交付要綱がありまして、皆さんご存じように、10分の8、

30万円。今回の補助金は、3分の1というような答弁がありましたけれども、これは改めて要綱をつくる必要があるのではなかろうかということが考えられるわけですので、このへん、どうしていくのか、1点。

2点目として、指定管理者の問題であります。

大島農林産物直売所、ここに工事請負費と、そのあとにある備品購入費、大島農林産物直売所厨房機器というのが、補正予算に盛られているわけでありまして、当然、指定管理者そのものにつきましては、多様化する住民ニーズの効果的・効率的に対応するために、民間の能力を引き出すためだということの中で、経費と削減を図るために、今回やるんだという中で、このへんの部分について、どういう形の中で、今回、この部分が出てきたのか。答弁を願います。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

それでは、まず大島農林産物の直売所の増築工事ということでございますけれども、管理者指定ということになっているわけでございますけれども、今回、出ました、この問題につきましては、直売所の増築とありますけれども、厨房といいますか、調理室のほうを広げるということでございますけれども、それに至る経緯としましては、県の農務部でございますね。農村支援課のほうの支援をいただきまして、あの建物を建てたわけでございますけれども、それで大島の方々が活性化施設ということでもって、農産物とか、いろいろのものを売り出したわけでございますけれども、そのときに弁当類とか、ご飯類も一緒に販売したわけでございます。その食品製造業といいますか、その許可の問題から、今回、問題が起きたわけございまして、飲食店の営業許可というようなことでもって、そういう弁当とかご飯類、おにぎり等でございますので、そういうものを出すというような許可はとったわけでございますけれども、たまたま、大島の方々が、小麦まんじゅうですか、それを作っていたということで、県の方々もその活性化施設を自分たちが造ったということでもって、あそこを通るたびに寄ったようございまして。そのときに、日替わりでもって、いろいろ作っているわけでございますけれども、その小麦まんじゅうが、先ほど言いました食品の製造の許可に、その飲食店営業許可の中に入っていないということで、それが菓子製造業というようなことになるということでもって、県の人たちから指摘がございまして、保健所のほうと、県が造ったもので、小麦まんじゅうも人気の商品というようなことでもって、ほかの許可をとってある営業のもので、カバーできないかというようなことでもございましたけれども、大島の活性化の組合の方々が、その小麦まんじゅうに、営業がいいものですから、ぜひやっていきたいというような中で、保健所等と相談する中で、現場を見ていただきましたら、建物自体が小さいわけで、また調理場もあるわけですが、その菓子製造業、その小麦まんじゅう等を作る場合には、別に調理場を造りなさいと。造らなければいけませんよというようなことになりまして、県のほうから、逆に町のほうに、こういうわけであれなただけでも、県のほうでもって、こういう補助事業があるので、補助金をつけるから、ぜひ町のほうでもというようなことから、これがスタートしたわけでございます。そんなわけで、財政課長からもありましたように、県が2分の1、それから町と地元が2分の1というような補助率で、お願いするような格好になったわけでございます。

それから、3分の1の補助についてでございますけれども、先ほど言いました有害鳥獣の防護

柵施設のほうの要綱もあるわけでございますけども、そちらは防護するための資機材ということでございまして、今回の、この有害鳥獣の捕獲用の檻というのは、先ほどもちょっとふれましたけども、法的な関係で、その猟友会とか、その駆除の許可をとらなければならない。また、警察等へも、いろいろな報告をしなければならぬというようなことでもって、ちょっと、個人的にできるというあれではございませんので、要綱をつくってやっていきたいと、そういうことでございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

笠井議員。

○17番議員（笠井万沱君）

有害鳥獣の問題については、理解をしたところであります。

指定管理者の問題につきましては、覚え書の中で、第15条の中に管理施設の修繕、増改築については、甲が自己の使用と責任において実施するものとする。その第2項の中に、管理施設の修繕、増改築については1件につき10万円。以上のものについては、甲乙双方、協議の上、実施するものとし、1件について10万円未満のものについては、乙が自己の費用として負担、責任において実施するものとするという、1つの1項が入れてあるわけです。このほか、大きく解釈して、町長、認めるべきものを、非常に、今、産業課長が言いましたように、地域の人たちが、この活性化のために努力をしている、大きな拍手を送りたいと思います。ただ1つ、では限度はどこなのか。1つ、10万円とあるものが、これはどうなんだろうかといったときに、どこまでが許容範囲なのかというような感じがするわけでありましてけれども、町長の答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたします。

一応、決めは決めでございますけど、正直なことを申し上げまして、指定管理者に管理を委託する場合の、要するにハードの施設整備については、これは管理をお願いするほうの、私どものほうで責任を持ってやらなければならないのかなど。要するに、固定資産の減価償却に対応するような、きちっとしたものについては、指定管理者をお願いした行政の責任でやらなければならないのかなという考え、基本的には持っております。

そうしませんと、指定をして、あとやっぱり、ハード面でもって、大変な金額がかかるような場合に、要するに指定管理者をおりるような状況がなきにしもあらずなので、正直なところ、今、過渡期でございますので、やはり、きちっとした、公的な施設を整備した時点で、管理者をお願いするというのが、原則的には考えておるわけでございますけど、ただ、おんぶに抱っこでは困るわけでございますので、そこらへんの兼ね合いは、きちっと整理をさせていただきたいなと思います。

○議長（松木慶光君）

笠井議員。

○17番議員（笠井万沱君）

ここに覚え書があるとおり、まさに、その人たちの行動というものは、行政としても支援を

していかなければならないであろうと理解をしています。今、町長が言いましたように、では限りなくいいのかというような部分もありますので、将来にわたって、これ今、私が覚えているところでは36カ所、指定管理者があるというふうに理解しているわけでありますけども、ではどうするのか。これから、多くの要望がきたときにどうしていくのかという部分の中で、その決めというか、決まりというか、線というものが出てこなければいけないであろうという感じがするわけでありまして、ぜひ、そのへんも含めて、町民に理解できるような、これから指定管理者を受けるぞと、よし、私も受けましょうというような形にさせていただけますように、お願いをして質問を終わります。

○議長（松木慶光君）

上田議員。

○6番議員（上田孝二君）

19ページ、4款5項19節の不法投棄防止施設設置事業負担金というところを、どこに設置したのか、ちょっと教えてください。

○議長（松木慶光君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（佐野雅仁君）

お答えします。

これは当初、町で発注予定でございますが、峡南地域廃棄物対策連絡協議会というものがございまして、そこから予算を獲得しました。というのは、75万円、工事費盛っておったんですけど、そこでまた、75万円出して、併せて150万円ということで、県にこの工事費の負担金を出しまして、峡南地域廃棄物対策連絡協議会で発注するというものでございまして、まだ発注をしてございません。場所につきましては、横根地区の国道の上、いわゆる旧榎の木隧道を出たところに、真下が国道になっています。そこが、県でやったところがございまして、その両サイド、真下が国道ですけど、真正面のところは県が前にやってくれましたけども、その両サイドをやってくださいということで、協議がまとまっております。ですから、うちのほうでは、これが、今度は負担金に、工事費から負担金にして、連絡協議会に提出し、連絡協議会は75万円ではなくて150万円に事業費を膨らまして、発注するというものでございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

以上で、質疑を終結いたします。

議案第127号について、質疑を求めます。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第128号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第129号について、質疑を求めます。

質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。  
議案第130号について、質疑を求めます。  
質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。  
議案第131号について、質疑を求めます。  
質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。  
議案第132号について、質疑を求めます。  
質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

同意第7号は人事案件でありますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。  
よって、同意第7号は質疑を省略いたします。  
発議第5号について、質疑を求めます。  
質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

委員会付託は、これを省略し、直ちに討論・採択したいと思います。これにご異議ございませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。  
よって、委員会付託を省略いたします。  
ここで、50分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時50分

○議長(松木慶光君)

休憩前に引き続き、会議を行います。

日程第8 提出議案に対する討論を行います。  
議案第124号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第125号について、討論を行います。

討論はございませんか。

渡辺文子議員。

○13番議員(渡辺文子君)

議案第125号 山梨県後期高齢者医療広域連合の設立について、反対討論をいたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者が現在、加入している国民健康保険や組合健保などを脱退させられ、後期高齢者だけを被保険者とする独立した医療保険制度とするものです。

現在、家族に扶養されている人を含め、すべての後期高齢者が介護保険と同様の年金天引き方式などで保険料を徴収されます。保険料は高齢者数の増大に応じて、自動的に値上げされます。保険料の滞納者は保険証を取り上げられ、短期保険証、資格証明書が発行されることとされています。これまで、後期高齢者は障害者や被爆者などと同様、短期保険証、資格書を発行してはならないとされてきました。医療保障なしで生きていけない弱者から、保険証を取り上げるというものです。新制度では、現役世代と後期高齢者は診療報酬も別立てとなります。後期高齢者の治療や入院の報酬を引き下げ、医療内容を切り縮める高齢者差別医療が行われるようになり、実際、診療報酬を定額制として受けられる医療に制限を設ける方向で、検討を始めています。

このような後期高齢者医療制度に伴う、山梨県後期高齢者医療広域連合の設立について、反対をいたします。

○議長(松木慶光君)

ほかに、賛成の方の討論はございますか。

日向議員。

○9番議員(日向英明君)

それでは議案第125号に対して、賛成の討論をいたします。

先ほど、一般の補正予算のところでも、ちょっと私がふれたんですけど、ますます、本町は少子高齢化が進む中、いわゆる、こういうような老人健康保健、あるいは一般の国民健康保険、非常に重大な問題を有していると思います。

その中で、広い意味での多くの中で、弱者を救おう、後期高齢者ということで、75歳以上を救おうという制度でありますので、私は、本町のほうから眺めてみますと、これは非常に大変、有利でありがたい制度だなど、そんなふうな思いから賛成いたします。

以上です。

○議長(松木慶光君)

ほかに討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第126号について、討論を行います。

討論はございませんか。

渡辺文子議員。

○13番議員（渡辺文子君）

議案第126号 平成18年度身延町一般会計補正予算について、反対討論をいたします。

議案第125号 山梨県後期高齢者医療広域連合設立についての具体化ですので、反対をいたします。

○議長（松木慶光君）

賛成の方の討論はございますか。

（なし）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第127号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（なし）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第128号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（なし）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第129号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（なし）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第130号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（なし）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第131号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（なし）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第132号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（なし）

討論がないので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

同意第7号は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第7号は討論を省略いたします。

発議第5号について、討論を行います。

討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。

日程第9 提出議案の採決を行います。

議案第124号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員。

よって、議案第124号 身延町手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第125号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

挙手多数であります。

よって、議案第125号 山梨県後期高齢者医療広域連合の設立については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第126号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

挙手多数であります。

よって、議案第126号 平成18年度身延町一般会計補正予算(第6号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第127号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員でございます。

よって、議案第127号 平成18年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第128号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員でございます。

よって、議案第128号 平成18年度身延町介護保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第129号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第129号 平成18年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第130号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第130号 平成18年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第131号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第131号 平成18年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第132号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第132号 平成18年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

同意第7号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、同意第7号 身延町教育委員会委員の任命については、山梨県南巨摩郡身延町角田816番地の1、佐野武司氏、昭和15年11月6日生まれを任命することに決定いたしました。

発議第5号について、原案のとおり可決決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、発議第5号 全国森林環境税の創設を求める意見書については、原案のとおり可決決定いたしました。

ただいま、教育委員会委員に任命されました佐野武司教育委員をお招きしておりますので、ここで、あいさつをいただきたいと思います。

それでは、ただいま教育委員会の委員に任命されました佐野武司教育委員が来ましたので、ここであいさつをいただきたいと思います。

#### ○教育委員(佐野武司君)

佐野武司と申します。ただいま、選任の同意をいただきまして、誠にありがとうございます。

大河内地区の丸滝に居住しています。私も退職しましてから、6年間ばかり、家で、文字どおり晴耕雨読というような生活をしておりましたものですから、大変、のんびりしてしまして、それでなくても、世情に疎い私でございますので、かなりずれが出ているのかなと心配をしているところでございますけれど、この間から、そういうお話があったときに、かなりの緊張感を持ちながら、今、生活をしているところでございます。

と申しますのは、皆さん、よくご承知のとおり、今、学校教育というものが、非常に、極端な言い方をすれば、崩壊しているではないかというような、少なくとも教育というものに名前があるものは、すべてのものがそういう、危機的な状況の中であって、今、教育の力を取り戻さないと、なんか手遅れになるではないかと、そういうような危機的な状況の中に、日本全体が置かれているような気がいたします。

そういう中での教育委員ということで、大変、重要なことでございますので、この間からプレッシャーを感じながら、緊張感を持ちながら生活をしておりましたが、そうは言いましても、やっぱり、受けたからには、大変微力ではございますが、なんとか一生懸命頑張りまして、この重要な職責をまっとうしたいと思います。どうか、いろいろな面でご指導・ご鞭撻をよろし

くお願いいたします。

簡単ではございますが、ごあいさついたします。

○議長（松木慶光君）

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしましたので、これをもちまして散会いたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（深沢茂君）

大変、ご苦労さまでした。

それでは、ご起立ください。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時03分

平成 1 8 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 1 3 日

平成18年第4回身延町議会定例会(2日目)

平成18年12月13日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	松浦隆	2番	河井淳
3番	望月秀哉	4番	望月明
5番	芦澤健拓	6番	上田孝二
7番	福与三郎	8番	望月寛
9番	日向英明	10番	望月広喜
11番	穂坂英勝	12番	伊藤文雄
13番	渡辺文子	14番	奥村征夫
15番	川口福三	16番	近藤康次
17番	笠井万汜	18番	石部典生
19番	中野恒彦	20番	松木慶光

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(20名)

町	長	依田光弥	助	役	野中邑浩
教育委員	長	一宮嘉孝	総務課	長	片田公夫
行政改革室	長	山宮富士男	町民課	長	渡辺力
企画財政課	長	鈴木高吉	産業課	長	遠藤忠
出納室	長	市川忠利	建設課	長	伊藤守
福祉保健課	長	中澤俊雄	子育て支援課	長	赤池和希
水道課	長	井上隆雄	環境下水道課	長	佐野雅仁
下部支所	長	赤池善光	学校教育課	長	赤池一博
生涯学習課	長	佐野治仁	身延支所	長	広島法明
観光課	長	望月治雄	土地対策課	長	望月和永

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 深沢 茂  
録音係 高野恒徳

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（深沢茂君）

おはようございます。

それでは、朝のあいさつをしたいと思います。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

着席ください。

○議長（松木慶光君）

12月11日、教育委員会が開催されまして、教育長に笠井義仁氏が選出されましたので、本日の議会に出席しております。紹介し、あいさつをいただきたいと思います。

○教育長（笠井義仁君）

おはようございます。

教育課題が山積している、この折に、私のような者で務まるだろうかという不安でいっぱいですが、議員の皆さま、それに町民の皆さまのご指導をいただきながら、一生懸命務めてまいりたいと思います。

今後、よろしくご指導のほどをお願いします。よろしくをお願いします。

○議長（松木慶光君）

本日は、大変ご苦労さまでございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日は、議事日程第2号により、執り行います。

日程第1 一般質問を行います。

通告者は6名であります。

まず、通告の1番は笠井万沱君です。

笠井万沱君、登壇してください。

笠井万沱君。

○17番議員（笠井万沱君）

それでは、先に通告しました3点について質問をいたします。

まず1点目として、いじめの現状と、その対策について伺う次第であります。

今年10月11日、福岡県で中学2年生の男子生徒が、いじめが原因で命を絶ちました。彼の絶望的、その心の深さは、大変なものであったろうと考えると同時に、次の世代を担うはずの若者が命を絶つ、どうなっているのであろうかと、心の痛む思いであります。

その公開された中身は、いじめに立ちあはだかるはずの教師がいじめを誘発していたと。プライベートな教育上の相談の内容を担当教師が公開し、いじめが始まったという。昨年の北海道の滝川市、小学校6年生の女の子自殺は、遺族が告発しなければ何事もなしのままだった。遺書が黙殺された、この件、学校経営者、教育委員会はどうか察知し、どう対応してきたのであろうか。

今、いじめに追い詰められている子どもがいるとすれば、その実像は計り知れない。いじめのない社会をつくるためには、すべてを明らかにし、それぞれの教育に生かさなければならぬ

いと、私は考えるわけでありませぬ。

山梨県にあっては、10月20日、このことをふまえて、県教委が各校長を対象に、緊急連絡会議を開いたところでありませぬ。山梨県にあっては、調査の中で高校生によるいじめ自殺未遂が確認されたところでありませぬ。いじめや事件が起こらないようにする教育環境の整備が求められませぬ。それには、普段からの児童生徒の正確な行動の把握と、きめ細かい観察によって、いじめる子どもをつくらない、その対策が求められるところでありませぬ。

いじめる側も、いじめられる側も、共に将来の日本を背負っていく子どもであるだけに、見逃すことができない、深刻な問題でもありませぬ。

そこで、身延町の現状については、教育委員長に2点、質問をする次第でありませぬ。

まず1点目として、本町におけるいじめの現状でありませぬ。

幸いにして、本町には、このような大きな事件は発生しておりませぬが、だからといって、本町の小中学校にいじめが1件もないといったことは、私は考えられませぬ。教育委員会では、本町におけるいじめの実態をどう把握しているのか、把握しているとすれば、その実態はどうなっているのか、1点目として伺いませぬ。

2点目として、調査を把握しておられるならば、なんらかの対策を打ち出しているものと考えませぬ。当町で講じている対策と効果について、どのように評価しているのか。併せて、当町としての新年度から独自の方策があるのかどうか、併せて答弁を求めませぬ。

○議長（松木慶光君）

教育委員長。

○教育委員長（一宮嘉孝君）

ただいまの笠井議員のご質問に対して、お答え申し上げます。

いじめについては、各校長に対して、定期的に調査をするようしており、また、発生時には報告を求めています。例年、1件程度が報告されておりませぬ。その内容は言葉による差別、無視等であり、体を傷つけるようなものではないという報告を受けておりませぬ。

2点目といたしまして、いじめが発生した学校においては、いじめ対策委員会等の組織を設置し、いじめの実態や特質、その原因、背景を探り、いじめを行う者に対する指導、いじめられる者に対する心のケア、校内での再発防止のための教育指導を実践しておりませぬ。

いじめについては、早期に対応していることが、長期的いじめに結びついていない要因であると理解しておりませぬ。

手引書等について、特にいじめに対する手引書なるものは刊行されておりませぬが、文科省からは、学校や教育委員会の取り組みを充実させるための点検項目の参考例を示した通知が出されておりませぬ。これは、どの市町村にも通ずる内容であることから、学校の実情に応じた点検項目に加工して、対応しておりませぬ。

いずれにしましても、子どもの発したサインを見逃さず、未然防止、早期発見、それから早期対応に心がけ、いじめを許さない学校づくりのために、毅然とした学校経営と職員間での情報の共有や意思の疎通を図ることが大切であることから、校長会などを通じて、日ごろから連携を保ち、厳しく、いじめに対する指導をしておる状況でございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

教育委員長のほうから、それぞれの答弁があったわけでありますけれども、全国的に、社会的に大きな問題となって、事件が続発しているわけでありますけれども、実は平成16年9月13日から本年12月11日まで、教育委員会が31回、開かれています。私、その議事録を見させていただきました。教育委員会そのものですね、職務権限、地教法の23条の中に、19あるわけでありますけれども、こういった問題、大きな問題がある中で、この近年を含めた31回の中で、このいじめの問題が1つも取り上げられていなかった。なぜなのかなという感じがするわけでありますけれども、なぜ取り上げられなかったのか。そのへんの問題について、1点だけ、改めて答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

教育委員長。

○教育委員長（一宮嘉孝君）

ただいまの質問でございますけれども、従来、このいじめに対する事項が各現場から挙がってこなかったのが事実でありまして、確かに、なかったとは言えませんが、微少な事件でございましたので、教育委員会で取り上げるほどのことはなかったと思います。

なお、他町村の学校から身延町内に転校してくる子どもは、過去にはそういうふうな事件があって転校してきたかもしれませんけれども、それについても、こちらのほうで、それに対して調べるといふようなことは、一切しておりませんでした。

以上で、よろしいでしょうか。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

今回の全国的な事件の中で、ことが起きてから対応する。これは非常にいかがなものかなという感じもしますし、今、申し上げましたように、教育委員会の職務、職務権限の中にそういった問題がある中で、身延町からいじめをなくしないと、こういう対応が必要ではなからうかという議論が、1回でもあっていいのではなからうかというふうに、私は感じました。

学校側ではいじめがない、子どもに聞けばいじめがあるというようなことの中で、今回の事件が大きな問題となっているわけでありまして、ぜひ討論なり、話題として、次の教育、身延町の子どもたちをつくる方向をつくっていただきたい、お願いをする次第であります。

いじめる子どもをなくす手立てというものが、必要ではなからうかという感じがするわけでありますけれども、今、国における教育基本法改正の中で、教育再生会議においても、いじめの問題が緊急重要課題として、今、論議されているわけでありますけれども、このいじめの問題について、最後に教育委員長、教育長、そして町長、どう考えているのか。所見を伺って、この問題を終わります。

○議長（松木慶光君）

教育長。

○教育長（笠井義仁君）

お答えします。

教育委員会の議題の中には、笠井議員さんおっしゃるように、確かにこれはありませんけれども、この問題は迅速に、フットワークをきかせてやるべき問題であると思いますので、常に

学校訪問、その他、定例校長会等がある折に、一人ひとりの子どもたちをよく、丁寧に教育するようにということは、常にやっているわけです。

それから教育委員会の中でも、その他の項目については、この中には挙がっていませんけれども、その他がいろいろ出るわけですけども、その他、各学校における細かな問題等は、時間をかけてやっているなと思いますが、この議題として挙がってこないために、笠井議員さんのように、疑問に思われるのもごもっともだと思いますけども、決して、その問題については怠慢ではなかったというふうに、私は教育委員として在籍している間は、思っております。あんまり、自信がましいことを言うと、起こったら、お前どうしたんだということになると大変あれですけども、これからもさらに、ふんどしを締めて、この問題には早速、対応したいと、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

教育委員長。

○教育委員長（一宮嘉孝君）

ただいま、教育長がお答えいたしましたとおり、いじめの問題については、雑談の中では出しておまして、その都度、校長会等を通じて、学校のほうに申し入れはしておりますし、過日も学校長に対して、文科省のほうから通達がきた時点で、この事前にいじめを防止する方策をとってきたわけでございます。

お話のとおり、これからもいじめについては、極力、現場との連携を密にして、プロジェクトをつくりながら、それに対応していきたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたしたいと思っております。

子どものいじめのことにつきましては、大変、社会的な問題でございますし、また、町にとりましても、各家庭にとりましても、なんとかしなければならぬ、大変、大きな課題であるわけでございますが、教育委員長、教育長、ご答弁がございましたように、私はやはり、このあるべき姿はなんなのかなということを考えさせていただきたいと思っております。

ご存じのように、藤原正彦さんの「国家の品格」という本、この中をちょっと引用させていただきます。会津藩の教えというのがございます。江戸時代、会津藩に日新館という藩校がありました。白虎隊も教えを受けていた藩校なのですが、ここに入る前の子弟に対して、10の掟というのがありました。そこには、こう書いてあります。1つ、年長者の言うことに背いてはなりません。2つ、年長者にはお辞儀をしなければなりません。3つ、虚言を言うことはなりません。4つ、卑怯な振る舞いをしてはなりません。5つ、弱い者をいじめてはなりません。6つ、戸外で物を食べてはなりません。

藤原正彦さんは、武士道精神に深く帰依しているということで、非常に納得できるものです。ならぬことはならぬものです。要するには、これは問答無用、いけないことはいけないと言っている。これが最も重要であります。すべてを論理で説明しようとすることはできない。だからこそ、ならぬことはならぬものですと価値観を押し付けた。重要なことは押し付けである。本当に重要なことは、親や先生が幼いうちから押し付けないといけません。たいていの場合、

説明など不要です。頭ごなしに押し付けてよい。もちろん、子どもは反発したり、あとになって、別の新しい価値観を生み出すかもしれません。それはそれでよい。はじめに、何かの基準を与えないと、子どもとしては動きがとれないのです。

こういふようなことをお書きになっているわけですけど、まさに私も同感でございますので、技術的な、いろいろな難しい問題、学校、また教育委員会にもあろうかと思えますけど、やはり、要するに家庭で、地域で、町で、私はこういうことで、少しなんか、古いような感じもしますが、このことを子どもは、実行をしていくことが、いじめをなくす一つの大きな活路かもしれません。そんなふうにあります。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

今、答弁をいただきました。ぜひ、努力をしてほしいなと感じる次第であります。身延町からは、いじめがない町だというような町にしていきたいなと、希望する次第であります。

それでは、2点目の質問に入ります。

公務員倫理確立について。町長の所信であります。

国・地方自治体における公金の取り扱いについて、公務員のモラルが問われております。国段階にあっては、平成8年11月、当時、国光事務次官が利益供与を受け辞任し、大きな問題になったのは記憶に新しいところであります。さらに、全国・県段階で半数以上の県で不正事実が明らかになり、山梨県にあっては1994年から3年間で42億円にも及ぶ不正が明らかになり、23億円については、県職員が返還するに至って、約10年が経ちました。

近年、新たに岐阜県庁の裏金が発覚し、さらに長崎県においても同様の裏金づくりが発覚したところであります。また、官製談合によって、本年10月に福島県知事が、11月には岡山県知事が逮捕、16日には宮崎県、土木部長が競争入札妨害で逮捕。知事も報道のとおりであります。山梨県にあっては、中央市の前身である豊富村で公務員に対する、これら談合があり、まさに公務員に対する不信は募るばかりであります。

憲法19条第2項には、すべての公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないと謳っているところであります。同条第1項には公務員を選任し、および罷免することは、国民固有の権利としているところであります。

さて、当町の出先機関、一部事務組合、峡南衛生組合にあって、10月25日に職員がゴミ手数料、数百万円を横領したことが発覚しました。すでに退職はしましたけれども、その後の責任者の対応が、大きな問題となりました。私情が働くことなく、毅然とした公僕たる自覚が一人ひとりに求められるところであります。また、当町にあっては、先に教育のトップである教育長が罷免となりました。

私が議員になってから、公金取り扱いについては当町にあって、1つとして不正はありませんけれども、将来に向けて、すべてに襟を正し、その倫理確立を図り、町民のために一丸となって結集して、さらなる、信頼される町政確立に向けて努力しなければならないと、私は考えるわけでありまして。新たな倫理規定の設置も含め、町長の所信と、その対策を伺う次第であります。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたします。

この問題は、大変、私どもにとりまして、本当に厳しい、また大きな課題であるわけでございますので、鋭意、このことについては、助役ほか、各職員とも合議をさせていただいておりますのでございます。

先ほど来、不祥事につきまして、ご叱責がございましたが、9月の教育長の不祥事、また10月に入りましてからの峡南衛生組合の不祥事、これら峡南衛生組合は、管理者は早川の町長でございますけど、私どもは副管理者ということで、お互いに責任を持って務めさせていただいておりますので、このことにつきましては、この席をお借りして、皆さん方にお詫びを申し上げたいと存じますし、その後、綱紀肅正を図りまして、町民の皆さんの信頼を元へ戻していただくという努力を、懸命にいたしておりますところであるわけでございますが、この倫理規定につきましては、11月7日に総務省のほうから、こういう通達がございました。総務事務次官依命通達でございますけど、これは都道府県知事と各政令指定都市の市長へ通達をされた文書でありますけど、県から私どものほうへ11月7日に入った文書でありますけど、「地方行政および地方公務員に対する信頼の回復について」。

最近、地方公共団体において、資金の不適正な取り扱い、工事発注を巡る不祥事、休暇の不適正な取得、飲酒運転による交通事故などの不祥事事件が相次いでいることは、国民住民の地方行政に対する信頼を大きく揺るがすものであり、誠に遺憾である。

言うまでもなく、公務員には全体の奉仕者としての使命を自覚した上で、国民本位・住民本位の行政の推進に全力を尽くすことが求められている。地方にできることは地方にとの原則に基づき、国民の理解や信頼のもと、地方分権を一層推進していこうとする中であって、一部の地方公共団体とは言え、このような不祥事事件が起こっていることは、誠に由々しき事態である。

各地方公共団体においては、これまでも職員の綱紀肅正について、数々努力をしていることは承知をしているが、一連の不祥事事件と地方公共団体全体の信頼に関わる重大な問題と認識していただく必要があると考え、については特に下記事項に留意の上、これまでの綱紀肅正の取り組みが適切であったか、あるいは不祥事を引き起こす土壌がなかったか、厳しく見直すことにより、公務員倫理の確立や適正な行政執行体制の実現を図り、地方行政および地方公務員に対する信頼の回復に努められるようお願いをする。

なお、貴都道府県内の市町村に対しても、速やかにこの旨を周知徹底するよう、併せてお願いする。

以上、命により通知するというところで、通達がございました。

その中で、ある程度、細かく指摘がされております。

職員一人ひとりが不祥事の再発防止を期し、全体の奉仕者であることを改めて強く自覚し、国民本位・住民本位の行政の推進に全力を尽くすこと。また、最近における不祥事には管理監督の地位にある者によるものがあるが、これらの者は、部下職員を指導する立場にある者であり、まずは部下職員の範となるよう、公務員として、みずから、その姿勢を正すとともに、部下職員に対しては服務義務、公務員倫理に関わる周知徹底を図り、全体の奉仕者としての自覚を促す。

2、公金の取り扱いおよび予算執行等においては関係法令に則って、適正に行う。また、情報公開の徹底や監査等の監視機能の強化等を通じ、透明性の向上と公正の確保を図る。

3、公共工事の入札・契約については、事務手続きのより一層の透明性・公平性の確保のため、必要な改善を加える。また、担当職員に対する権限の集中を避け、監督者の責任体制を確立するとともに、部内における内部牽制機能の発揮に努める。

4、休暇・休職・勤務時間については、その制度趣旨に則って、適切に運用・管理を行うこと。特に病気休暇の承認や病気による休職処分については、十分な事実確認に基づいて行うこと。

5、言うまでもなく飲酒運転は許されないことであり、職員に対し飲酒運転をしないよう、一層の周知徹底を図るとともに、管理職員による部下職員に対する飲酒運転防止の指導を強化する等、職員による飲酒運転が根絶されるよう努める。

6、違法行為、または服務規律違反の行為があった場合においては、速やかに実情を調査し、厳正な措置をとるとともに、不祥事の再発防止のための行政執行体制を確立すること。

こういうふうに、総務省のほうから通達がございまして、私どもの町といたしましても、この通達が出る前に、9月の事犯がございましたものですから、その当時から、旧町時代に、一応、それぞれの町には倫理規定はございましたんですが、集約をさせていただいておりませんでしたから、作業を始めているところに、この通達がありましたので、11月中に、一応、町の倫理規定をまとめさせていただいて、12月1日から、これを実行させていただいておるところであります。

やはり、もう、おっしゃられるとおり、地方公務員、町の職員が何を考え、何をしなければならないのかは、これは自明の理であるわけですが、これがなかなか徹底できないところに、大変、こういう事件が出てくる1つの要素があるのかなと思いますので、課長会議でも、よく私は申し上げているんですけど、各課の職員を課長が、要するに職員の健康状態、身体的な健康、さらにまた精神的な健康、それとトラブルみたいなものに巻き込まれているかどうか。金銭トラブル、いろいろなトラブルがあるわけですが、そういうようなトラブルに巻き込まれていないか。また、飲酒運転等、いろいろな事犯に関わるようなもののおそれがあるかどうか。一番、近場で職員を把握しているのは課長でありますので、課長の目をきちっと光らせて、そしてまた、ときにはやさしく、ときにはきつく、職員をまとめていてもらいたいというようなことは、再三、申し上げておるわけですが、いずれにしても、やはり個々の倫理観、そういうもの、そして、人間としての情緒とか道徳とか、そういうようなものがあれば、こういうようなことが起きないんじゃないかなと思うわけですが、そういうような1つの、職員の皆さん方に、このことはいろいろと理解をしていただく中で、やはりきちっとした規定を設けさせていただいたわけですので、これを拳々服膺してもらおうような形を、私どもとしてはとらせていただきたいと思います。

住民の皆さんの、いろいろなお申し出もいただいております。それぞれの皆さん方のお気持ちを真摯に受け止めさせて、このことにつきましては、揺るぎない気持ちで、今後も対処をさせていただきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

総務省のほうから通達があったということです。それで、平成16年の12月の議会の中で、身延町にいろいろな事件が起きました。倫理の関係で、そういうことが起こらないようにするべきであろうと言った経緯がありますので、そのときに、町長からの答弁の中で「倫理規定やなんかに縛られて、職員が勤めをするなんてことは、これはもってのほかだ。まさに、心の問題だ」と。それで「1つの倫理というもの、おのずと、これは人間として、公務員として、すべて、一人ひとりがわきまえてあるだろう」という答弁がありました。そして、そのときに「この規定はつくらせてあります。それに従って、職員の皆さん、頑張っていますよ」という答弁がありました。私も、身延町は先駆けて倫理規定をつくっているのだなという感じがしまして、ありとあらゆるところを探しましたが、倫理規定がありませんでした。全国すべてを引き出しましたら、各市町村で職員の倫理規定というものがあつて、事故の起こらないように、そして職務を遂行するように、すべての面について、禁止行為も含めて、いろいろ、ここにいくつか、全国のもので、ここにあるわけでありまして、載っている。今、町長のほうから、うちの町でもつくりましたよと。12月1日から発効しました、よかつたなと思つているところであります。

一人ひとりが、職員全員が、ここにいる課長すべて全部が、特に執行者として、オーナーは町民であるというふうな自覚を、まず持つことが必要ではなかつたらどうかと。公僕だと自覚を持つて、まちづくりに努力をしていただきたいと、心からお願いして、2点目の質問は終わります。

それでは、3点目の質問に入ります。投票区、投票所の再編であります。

今、この再編が進もうとしております。民主主義国家のまちづくり、原点は選挙であると、私は考えます。ご存じのように「人民による人民のための人民の政治」、これはリンカーンの言葉でありますけれども、まさにそのものであると、私は考えます。

日本における歴史は、昭和20年に衆議院選挙法が改正になり、婦人参政権が実現。21年に第22回の衆議院議員選挙で、日本国憲法公布、完全普通選挙が行われ、今日に至ったところであります。近年では、平成12年、参議院議員選挙、比例代表選挙で、非拘束名簿制の導入がありました。これらの編成の1つは、一人ひとりの政治への参画と権利の確保、投票環境の整備を考えてのものであると考えるわけでありまして。当町にあっては、広い面積の中で、高齢化が、さらに進むことが予想され、投票のための移動への平等性、このほか投票に関する情報発信も、選挙管理委員会にあっては、大きな責務であると私は考えます。この中で行われようとしている再編に、大きな疑問を持つ一人でもあります。

そこで、今回の目標、再編の持つ意味、その実施時期について伺う次第であります。併せて、選挙という国民の権利の行使について、委員長として、どう考えるのか。また、再編という答申に至るまでの協議内容について、委員長からの答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

それでは私、総務課長でございますが、選挙管理委員会の局長も兼ねておりますので、局長という立場でお答えをしたいと思います。

今回の再編の目的、その意味と実施時期ということでございます。

まず、その目的でございますが、合併して、身延町行政改革大綱が策定されました。この理

念に基づきまして、合併後の町全体の均衡、公平性を保つため、そういう観点から実施するものでございます。また、再編の持つ意味と実施時期でございますが、やはり、行政改革大綱にもありますように、事務の効率化、経費の削減というような意味もございます。また、投票所につきましては、合併前の投票所をそのまま引き継いでおります。合併後、町全体の投票所を見直す中で、こういう観点から見直しをするものでございます。

また、実施時期でございますが、見直し後、最初に執行される選挙から行うわけでございますが、新しい投票所を実施しますのは、平成19年の4月8日に予定されております、山梨県議会議員選挙から実施をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（深沢齊君）

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、国民の選挙権の行使でございますが、選挙権は国民の重要な参政権であり、基本的な権利でございます。選挙は民主政治の基盤であり、その選挙権を行使することは、国民が選挙を通して、政治に参加する機会でもあり、大切なことだと考えております。

協議の内容につきまして、概要と経過につきまして・・・以上でございます。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

総務課長のほうから、委員長のほうから答弁をいただきました。

そこで目的、この中で事務的な、財政的なもの、公平的な部分があるんだという話がありましたけれども、再編をする前に、財政的含めて、どのような努力をしてきたのか、これ1点だけ伺いたい、改めて。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

お答えいたします。

再編をする前に、財政的にどんな努力をとということでございます・・・。

○17番議員（笠井万沱君）

財政的にも含めて、すべて、言った部分について、どう努力をしてきたのか、答弁を求めたい。

○総務課長（片田公夫君）

選挙事務に関してですか、そうではなくて・・・全体の・・・。

○17番議員（笠井万沱君）

再編する前に、再編に至るまでの、どう努力をしてきたかということなんです。

○総務課長（片田公夫君）

それでは経過を含めて、財政的にどういう努力をしてきたかということでございます。

まず、再編の経過でございますが、ご存じのとおり、先ほども言いましたけれど、合併前の45の投票区、投票所をそのまま引き継いで、これまで2回の選挙を執行してまいりました。

1つは参議院議員、それから町議会議員選挙ということで、45の投票区でやってきたわけでございます。そうした中で、議会のほうからも、一般質問が前にもございましたように、旧町時代、再編を進めたということもございまして、一般質問もございました。選挙管理委員会で、それも検討した結果、再編に取り組もうという結論に達したわけでございます。ちょうど、行政改革の集中改革プランも策定されている中で、プランのほうの行政の健全、財政の健全化、あるいは事務事業の整理・合理化というようなことから、その観点から、この再編に取り組んできたわけでございます。

平成17年の町議会議員選挙のあと、早速、選挙管理委員会を開きまして、選挙管理委員さんには、各投票所をそれぞれまわっていただいて、現状の確認から始まりまして、これまで数回にわたり、選挙管理委員会で検討してきました。

今年に入りまして、7月の選挙管理委員会で再編案をということで、選管で再編案を策定いたしまして、8月の終わりから9月にかけて、まず地区へ説明したほうがいいではないかということで、該当の区長さんだけでございましたが、3地区において、再編の説明をしてまいりました。その後、もっと集落へ入って、説明を希望するところは、ぜひ言ってくださいということで、事務局のほうで希望をとりまして、数集落には説明をしたわけでございます。その中でも、いろいろな意見、要望等が出まして、選管として、検討を再検討した結果、当初は45を24ということでございましたが、45を21ということで再編案をまとめまして、再度、10月の終わりから11月にかけて、もう一度、区長会を開催していただいて、その中で、再度、また、最終的な再編案をご説明したわけでございます。

いろいろな厳しい意見もございまして。その中で、選管としても、ぜひこの再編案を、予定して、新しい、19年度の選挙から執行してまいりたいと、こんなように思っております。

財政的な面でございますが、ちょっと試算をしてみますと、国政の選挙でございますと、大体、2,300万円ほどかかるわけです。ですが、21の投票所でやった場合は1,600万円ということで、1,657万9千円ということですが、大体、差額で660万円程度の減が出ると、減額がされるのではないかとございまして。

なお、町議選、町長選については、それよりも若干落ちます。落ちますが、ちょっと再編をしてみますと、町議選の場合では1,500万円ぐらいかかるわけでございますが、420万円ぐらいの減額になるということでございます。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

こういうことを聞きたいんですよ。来年度、交付税が減額の中で、平成19年度が1億5,400万円減るんです。20年度には、1億円減るんです。21年度には、9,900万円減るんです。金を、例えば事務従事者が6時から勤めてですよ、具体的に積算をしなければ駄目だと思うんです。朝の6時から勤めて、夜の12時まで、18時間。180人ですよ、180人。そして、私が積算した中で、時給1,825円ですよ。そして1.35掛けて、2,400円。そして管理者、立会人の時給、これが約1千円。1回、180人が勤めて、1,825円。その1,825円というのは、どこから出てきたのかなという感じが、私はしました。

自分たちがみずから身を削って、どうしてもできないと。例えば1千円なら、ちょっと安いのかなと。今、山梨県の最低賃金、1時間655円ですよ。職員が今言ったように、交付税が

少なくなってきて、みずから身を削って町民のサービスを低減させないように、今回の再編をどうするんだというふうなことを努力してきて、そしてなおかつ、これはできないと、再編しかないんだという部分の努力があれば、なるほどなという感じは、私はいたします。1.35掛けて、2,400円になりますよ。今、山梨県下、2,400円の時給、これはありませんよ。職員も含めて、われわれも含めて、身延町をどうしていくかということが、今回の大きな原点であるような、財政的なものであろうと、私は考えます。

例えば、1.35なくて、1.35掛けない。われわれ職員は2千円にしようではないか。そして、町民のサービスはこのままでいこうではないかと。そして努力をして、どうしても駄目だというならば、これは再編に移りましょうというのが、普通の筋ではなからうかというような感じを、私はいたします。これが1点。

2点目として、もっと何か、方法はないであろうかと。身延町の学校で、運動会をやりますよ。運動会をやったときに、日曜日にやれば、次の日は休みですよ。職員の人たちが、これらの1千万円、半分以上は人件費ですよ。職員の事務、180人の人件費なんですね。それをどうするか。今、人が69人、多くて困ると。困るならば、その人たちに代休をくれればいい。いっぺんに1千万円浮きますよ。その努力をして、はじめて再編を考えていただきたい。

もっと進めるならば、町の投票を即日開票でなくてもいいと思います。職員の人たちが次の1日に町長選、町議会議員選挙を即日開票でなければならぬなんて規定は1つもない。翌日開票にすれば、人件費タダですよ。そういうことの努力をしたあと、もし、この部分について、町民にどうしても負担をしなければならぬ、かけなければならぬと、私はそれが政治だと思います。そんな感じがいたします。

職員自体は身の削ることを1つもしなくて、町民に不便を強いて、今の、ただ40何カ所を減らして、例えば、旧中富町で言えば、田原の人たちが総合会館へ行きますよ。身延町の私が見たとき、大変なことだなという感じがいたします。平坦なコースと同じような、再編も同じことを考えている。この地域、304平方キロメートルあります。なぜ、そんなに急ぐのかな、どこに落としどころを持っていつているのかなと、私は疑問に持つわけでありまして、そのへんについて、努力を含めて、改めて答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

選挙経費でございますが、これは国の選挙執行基準、経費基準というのがございまして、立会人、管理者および事務従事者等、それから投票所、1投票区あたりいくらか、ポスター掲示場が1カ所いくらかというふうな基準で、投票所の数等で、まず基本に経費が決まってくるわけでございます。

町長、町議会議員等の選挙には、これらの基準に一部適合しているわけでございますが、やはり、職員の人件費等を考慮して、国政の場合ですと、先ほど言いました約2,300万円ぐらいかかるわけですが、町議会議員の場合、1,500万円ということで、職員の人件費をだいぶ減らしてあります。そんなことで、経費の削減をしているということでございます。

それから、再編を急ぐことはないではないかというようなことでございますが、やはり選管といたしましても、行政改革という意味から、前々から、この問題はいろいろ、課題があったわけございまして、町民からもいろいろのご意見もございまして、統合したほうがいいでは

ないかとか、もっと経費を削減したほうがいいではないかとか、そういうような意見がだいぶありまして、新年度の4月の県議選から執行していきなと、このように考えているわけでございます。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

ピントがちょっと外れているんですけども、私の持論として、もちろん集中プランに改革の部分は載っていますよ。そして国・県段階の中で、例えば、うんぬんの事件が載っていますよ。ですが、今、地方分権の中で、いろいろな地方の中で問題が起きている中で、こういう問題を一つひとつ解決していく、していかなければならない。独自の問題がなければ、元へ戻って、やっぱり中央集権の政治というものに、戻ってしまうのではなからうかというような問題も、私は感じているわけです。

例えば、先に行くときに、持論として、くどいようですけども、サービスの高いものについては、調整方針の中で、5年と決めたら5年ではなくて、早くやればいい。そしてサービスが低くなるというものについては、できるだけ遅くすればいい。これも、その1つだと思うんです。考える期間は、まだありますよ。できれば、県会議員選挙は県から金がきますよ。だから、次の町長選、あるいは町会議員選の次は町長選ですよ。町長選のときまで、この問題については、そのままいって、そして新たな町長選のときに、ぜひ、やっていただくような考えが必要だろうと。交付税の話もしましたけれども、ぜひ、財政さんで、ピントが、総務課長が言っているピントと、ちょっと私の言っていることが、食い違いがあるわけでありまして、ぜひ再考していただきたいなという感じがいたします。

質問は終わるわけでありまして、3点、今日は質問いたしました。いじめの問題につきましては、いじめのない身延町になるように、倫理については一人ひとりの自覚を求めるものであります。3点目の投票区、投票所の再編につきましては、町民が納得する再編にしていきたいと思いますようお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（松木慶光君）

以上で、笠井万沱君の一般質問が終わりましたので、笠井万沱君の一般質問は終結いたします。

次は芦澤君でございますが、ちょっと、その前にお願いがございます。

今回の一般質問の要旨につきましては、幾人か同じ要旨が出されてきたわけでございますが、議会運営委員会の中で調整を行っていただきまして、そして皆さま方にご協力を願っていたわけでございますが、前質問者と同じ質問がないように、ぜひひとつ、ご協力のほどをお願いしたいと思います。

それでは、10時10分まで休憩いたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時10分

○議長（松木慶光君）

それでは休憩前に引き続き、一般質問を行います。

通告の2番は芦澤健拓君です。

芦澤健拓君、登壇してください。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

通告に従いまして、質問させていただきます。

あらかじめ産業課長から資料をいただいておりますので、これに基づいて質問を進めさせていただきます。

予定の1から3につきましては、資料のとおりと理解いたしました。その内容については、まずはじめに11月末までの鳥獣害の被害件数および金額については、推定データということで、被害額は2千万円超と思われる。今後、もっと増える可能性があるのではないかとということですが、いわゆる一般の家庭菜園などの被害などは、もちろん算入されていないというふうに考えますので、そういうものを加えると、この金額の1.5倍から2倍にのぼるのではないかとというふうに考えられます。

また、費用の面から見ますと、当初予算に12月の補正を加えて計算しますと、電気柵などの設置に対する補助金である有害鳥獣防除施設機材補助金が1,933万6千円。捕獲用の檻の購入補助金が70万円ということで、計、約2千万円。有害鳥獣の駆除に対する報償費として、714万2千円。合計、約2,700万円が費用計上されているということでございますので、被害額の2千万円超と費用2,700万円を加えると、本年度の鳥獣対策費としては5万円を超えるものではないかとというふうに考えられます。

それから2番目に、11月末までのクマとか、イノシシなどの駆除数、捕獲数については、皆さまのところにもお渡ししてございます、別表のとおりでございますけれども、イノシシが昨年の約2倍、全動物の合計捕獲数が2倍超となっております。ニホンジカについては23頭から43頭と倍増しております。それからツキノワグマにつきましては、一昨年、昨年はゼロであったんですが、今年は10頭に増加している。こういうことから、動物がエサ不足から里の近くへ出没している。一昨年と今年は、エサになる植物のはずれ年ではないかなということが推測されます。

それから3番目として、クマ、シカなどの生息地域、生息数についての推計データということですが、県のデータということで、ツキノワグマは町内生息数の推計が約25頭というふうなことで、今年10頭が捕獲されているわけですので、そのうちの10頭ですから、5分の2ということで、40%が捕獲されてしまったと。

ツキノワグマにつきましては、レッドデータブックという野生動物の保護の観点から作成されている資料によりますと、絶滅危惧種の一步手前である要注目種ということで、有害な野生動物というだけでなく、種の保存のための保護の面からも考える必要があると思います。つまり、いかにクマを捕獲しないで、クマの被害を食い止めるかという視点からのクマ対策を考えることが必要であると思っています。

そこで質問ですけれども、町内には何カ所か休猟区、禁猟区が定められておりまして、休猟区、禁猟区でも県の許可を得れば、有害駆除ができるということですが、町内の休猟区、禁猟区に指定されている区域はいくつあって、その指定理由はどのようになっているのかについて、簡単に説明をお願いします。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

それでは休猟区とか禁猟区でございますけども、これは休猟区等、禁猟区も同じですけども、県で設定しているわけでございます。今、言われたとおり、その休猟区であっても許可を得れば駆除等はできます。

それで町内の休猟区についてでございますけども、16、17年度は旧中富地区で曙、原地区が指定されておりました。それから旧身延地区で、相又ということで2カ所が指定されていたわけでございます。それで、今度の狩猟、18年度、それから来年の19年度につきまして、旧下部の常葉から湯之奥地域が指定されて、今、猟友会のほうには禁猟区の、そういった資料が届けられて、それに従って、猟のほうは行われております。

それから禁猟区でございますけども、これは中富と下山地区にあるわけでございますけども、これはゴルフ場周辺ということで、ここは期間を決めてということではなくて、そのゴルフ場がある限り、そこについては禁猟区ですよということでございます。

それから、もう1点。身延には鳥獣保護区というのがありまして、これは身延山の久遠寺一帯が、これは永年ですけども、鳥獣保護区というようなことになっております。

いずれの個所につきましても、有害鳥獣等の駆除は許可を得ればできるということでございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

その禁猟区、休猟区における、例えば捕獲、駆除等を行う場合の、県に対する許可申請というか、そういうものが手続き的にはどのくらい時間がかかって、どこですのかということについて、もし分かれば、お答えください。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

申請から許可ですけども、シカとかイノシシについては町でできますので、言われれば、あと警察とか、これは県のほうへもやっぱり報告しなければいけませんもので、それは報告だけということですので、その有害鳥獣の駆除をお願いされれば、2、3日ということで、できると思います。

それから、その駆除はやはり猟友会の駆除隊をお願いして、その地区の駆除隊の方々に指導していただいてやってもらう。これは普段の駆除と変わらないシステムでございます。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

これから質問するわけですが、クマについて、たぶん今年は、また出没がかなり増えるんじゃないかというふうに私は予想しているんですが、その休猟区、禁猟区といっても、たぶん動物には分からないと思いますよね。おそらく、そういうことと、その駆除に関しては、非常に難しい問題があると思うんですが、そのへんについても、のちほど、まとめて質問の中で伺いたいと思います。

先日、行われました県議会の代表質問の中でも、クマ対策について質問がありまして、知事は年度内に環境省作成の「クマ類出没対応マニュアル」というものをもとにして、県版のマニュアルを作成するというふうに答えております。しかし、それでは、この冬におけるクマ対策というものには遅れをとりますので、なんらかの方策が必要ではないかというふうに考えます。

それから、町が発行しております「獣害から畑を守る特徴と対策」という、この冊子ですが、この中にはクマについては、特にふれられておりません。イノシシ、サル、ハクビシン、シカということで、クマ対策はこれにふれられておりません。

ご存じのように、今年は天候不順と隔年におとずれる作物・果樹のはずれ年ということで、山中のどんぐり、栗、クルミ、アケビなどが不作で、エサが不足しているという、そういう指摘があり、新聞でもそういう報道がたびたびされております。

里におきまして、柿などがはずれ年でありまして、例年、各所に残っている柿の実なども、ほとんど見られないような現状ですが、冬眠を前に食料を確保しようというクマが人里に下りてきて、害を及ぼすということが予想されます。

ここに「クマを追う」という本があります。これは米田一彦さんが書いた本なんですけど、この人はテレメトリー法というので、クマを捕獲して、それに麻酔銃で麻酔をして、首にワッカを付けまして、それから通信ができるように、そういう電波を飛ばす、そういうものを付けて、クマの追跡調査をした方でございます。この人は今、広島県のほうで、日本ツキノワグマ研究所というところの所長をされているんですが、その人の本によりますと、これはちょっと、あとでまた、皆さんのほうに抜粋をしたというか、ちょっと内容について説明した文書が配布してございますが、それもまた、参考にご覧いただきたいんですが、ぜひ、産業課の皆さんは、この本を買って見ていただければ、クマの実態がよく分かると思いますが、クマというのは12月ごろから3月ごろまで冬眠に入ることになっているんですが、エサが十分にとれないときには冬眠に入るのが遅れるというデータがあります。クマを人里に近寄せないためには、クマが寄りつかない環境づくり、防護柵の設置、エサとなる果樹の始末、生ゴミの除却などの実施の手立てと、実際にクマと遭遇したときの対応についての対策が必要であると思えます。

そこでお聞きしますが、まず第1点。学童生徒が登下校時にクマをはじめとする野生動物に遭遇したときの対処方法。第2点として、人里へ出現したときの緊急連絡先と連絡方法などの対応方法。それから第3点として、出現時の駆除隊の対応等について、特別な対策を考えているかどうか。また、これについて、印刷物などで、町民に周知する考えがあるかどうかについて、お伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

クマにつきまして、今年の場合、10頭という、これは檻でもって捕獲されたわけですが、この目撃について、学童等ということで、町としましても、住民の方々から、そういう目撃情報があった場合は、すぐに、これは9月の議会でも答弁したわけですが、町内の防災無線を使いまして、目撃情報を流しているわけですが、また、学童については、ちょっと、これはどこで買っていただいたか分からないですけども、鈴を付けて、今、登下校をしております。

それから、クマが出たときの対処ということでございますけども、これは今、議員さんに配っていただいた資料にもありますとおり、また、先ほどおっしゃったとおり、人里にくるといことは、今年は、先ほどもおっしゃったように、山にそういう食べ物がないというようなことでもって、また、冬眠を前に食べなくてはというようなことでもって、出てきたわけでございます。また、この檻に入ったものも、その多くが柿の実を取りにきたり、それからミツバチの養蜂箱等を狙って出てきたというようなことで、今、議員さんがおっしゃられたとおり、この本の内容にもありますとおり、そのクマを近づかせないための、そういう食べ物の残渣等を残さないというのが、まず必要ではないかと思えます。

現に現れた場合は、これはいち早く逃げてもらうのが一番でございますけれども、クマも出会い頭というのが一番危険でございます。早めに発見して逃げていただく。あとは、近くの人に連絡するとか、役場に連絡するとか、中には警察のほうに即電話しまして、ちょっとトラブルかけたこともあったわけですけども、いずれにしても人命に危険があるということでもって、これはイノシシとか、サルとか、そんなに人間を襲わないわけですけども、クマについては木には登るし、鋭い爪も持っている、鋭い牙も持っているというふうなことで、役場をはじめ、まわりの人にすぐ連絡をお願いしたいというようなことでもございます。また、これは、3点目の出現時にもつながる答弁になるうかと思えますけど。

それで、これまでのクマの目撃情報ですけども、11月末まで、36件ありました。それから12月になると、3件ほどあったということで、今までに39件ございました。先ほどの、町内の、この数字とはちょっと合わないわけですけども、複数の目撃情報というのもあるうかと思えます。先ほどの数字は、本当に県の推定データから、この当地区の、身延町の面積を、ただ単純に割り戻した出した数字でありますので、先ほどの25頭とありますけども、それ以上の数字になるうかと思えます。

また、先ほどから出ていますけども、県議会でもありましたとおり、県内のクマの捕獲数、12月7日現在で91頭ということでもって、新聞報道もされました。先ほどありましたとおり、クマは県内で400頭というようなことになっております。そのうちの1割を毎年駆除というふうな形で管理計画のほうでやっているようでもございますけど、それを保護はしたというようなことでもって、新聞でも報道されたと、そんなことでもございます。

ちょっと答弁になったかどうか分かりませんが、よろしく申し上げます。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

私が聞いたのは、要するに、そういう対応方法として、特別な対策というものを考えているかどうかということですが、例えば、見たら、どこどこへ連絡しなさいですとか、そういうふうなことを、やっぱり、もうちょっと周知しておくほうがいいんじゃないかというふうに思います。例えば、役場に連絡するのか。あるいは産業課へ連絡するのか。それは、どちらでもいいですよという話にはなるかも分かりませんが、そのへんのことを簡単な印刷物で結構ですから、そういうものを各家庭に配るとか、そういう配慮が必要なのではないかなということで、質問いたしました。ちょっと、そのへんについて、お伺いをいたします。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

どうもすみません。

その対応につきまして、役場でも、支所でも結構でございますけども、その対応につきまして、そういう冊子等を、これから考えていきたいと思っております。お願いします。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

できるだけ、急いでやってもらいたいと思っております。

それから、最後に、先ほど言ったレッドデータブックというので、要注目種に指定されているツキノワグマ、それから特別天然記念物のニホンカモシカ等も、このへんに生息しているというふうに考えますけれども、当然、保護と捕獲という矛盾する内容をはらんだ、難しい問題ではありますけれども、これに対して今後、鳥獣害対策、それから野生動物の保護という両方の観点から、いろんな問題を考えていっていただかなければならないと思っておりますけれども、これは、担当課はどちらも産業課ということでよろしいのでしょうか。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

産業課でよろしいかと思っております。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

それでは、これに対する、ちょっと時間がないので、特に要望だけしておきますけれども、野性動物の保護と、それから鳥獣害対策というものを総合的に考えて、予算措置をとっていただくような形で、対策を考えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

第2点目、投票区、投票所の再編成ということで、お伺いいたします。

この件につきましては、本定例会冒頭の議員全員協議会で、総務課長から報告がなされたところでございますけれども、先ほども笠井議員のほうから質問が行われまして、私のほうでも質問に出しておりましたので、ちょっと、私が考えていたのと、笠井議員が考えていたところと、ちょっと、だいぶ違うところがあるかと思っておりますし、逆に重なるところもあるかも分かりませんが、できるだけ、重複しないような形で質問をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

この件につきましては、8月末に各地域で説明会が行われて、11月24日にはすでに決定通知というふうな形で出されているようでございますけれども、言ってみれば、私たち議員には関係のないところで進められてきたようです。確かに、われわれに知らせなければならぬというふうな問題ではないのかも分かりませんが、この件につきましては、昨年の12月の定例会で、同僚議員から一般質問が行われた経緯もございますし、なぜ、このような進め方で行われたのかということで、非常に疑問に感じられるところでもあります。

日本国憲法第15条第1項には、公務員を選定し、およびこれを罷免することは国民固有の権利である。同第3項には、公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障すると規

定されています。つまり、長い人類の歴史の中で勝ち取ってきた民主主義を象徴する普通選挙権が日本国憲法によって、保障されているわけです。言い換えれば、行政はあらゆる国民、もしくは町民が投票所に行き、自由に投票できるように配慮する義務があると考えます。こういう視点に立って、この投票区、投票所に関する問題について質問したいと思います。

8月末に行われました説明会のあと、下部地区の長塩区長から質問状が出されておりまして、目的、再編基準、それから距離などについて聞いていますが、その回答書の内容について、質問したいと思います。

まず、目的については、町全域の投票区のバランスを図ること。行政改革大綱の集中改革プランによる財政の健全化と効率化を追求するといっております。それから経費につきましては、国・県の選挙事務は補助金があるが、町の場合は一般財源から支出することになっており、特に人件費が占める割合が大きい。それから過疎化・高齢化の進捗で、立会人の選任も困難になってきている。事務に従事する職員の配置も、非常に厳しくなっているというふうに答えています。

それで、その解決方法として、投票時間の延長、期日前投票制度の創設により、選挙民の利便性を図り、投票率の向上を最優先に考え、改正してきたものを有効活用してほしいというふうに言っております。

そこでお聞きしますが、まず、この再編成の構想の中で、憲法が保障する参政権について、どのような配慮がなされているのか。つまり、民意を十分に反映していると考えているのかどうか。まず、この点。

それから、この改変によって、先ほど笠井議員の質問の中にもございましたけども、選挙事務に携わる職員、立会人を削減して、費用の削減を考えているということですが、どの部分をどれだけ効率化して、どれだけの費用を削減する計画であるのか。これはもし、先ほどの答弁で十分というふうにお考えであれば、特にあれですけども、私は、それを具体的な数字でお答えいただければと思います。

それから公職選挙法第38条には、市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに各投票区における選挙人名簿に登録されたものの中から、本人の承諾を得て、2人以上、5人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前3日までに、本人に通知しなければならないとありますけれども、それぞれの投票所における立会人数については、何を基準に決定したのか。それから集落から、投票所までの距離について、この回答書の中では、実際のところ、明確な基準などはなく、選挙管理委員会で議論するのに何力所にして、何キロ以上までの距離というものはないと、誠に大胆な回答をしているわけですけども、基本的には距離などは関係なくて、旧町の旧村単位で大雑把にまとめてみたということなのかどうか。

最後に回答書の最後のまとめとして、あくまで選挙管理委員会が一方的に決定し、実施するものではない。委員会でも十分協議・検討を重ねてきたが、町民である選挙人のご理解・合意を得る中で行うべきと考えているので、ご協力をよろしくとあるのにもかかわらず、たった1回の説明会と質問状に対する1回の回答だけで、このように拙速と思われる早さで決定した理由を明らかにしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

それでは一つひとつ、お答えをいたします。

まず、選挙権のことですが、先ほども委員長さんからございましたように、国民の権利の行使ということで、民主政治の基盤ということございまして、選挙権は国民の権利でございまして、政治に参加する唯一の機会だということでございます。これについては、もちろん、日本国憲法での基本的な権利でございますので、これは重く受け止めております。どういふふうに参政権を結果的には考えているかということございまして、民意をどういふふうに反映するかということでございますが、これは選挙民のそれぞれの自覚、選挙に対する権利、あるいは義務といえますが、政治に参加する機会でございますので、大変、大事なことでございますので、それぞれの選挙民が意識として持っているものであろうかと、このように思います。

それから、費用の問題でございます。

先ほどの笠井議員さんのほうでも、若干、ご答弁をさせていただきましたが、国政の場合は2,300万円、今回、21にしますと1,600万円ということで、その差額が約700万円程度の減になると。これは国政選挙でございます。この内訳でございますが、まず、投票、事務に従事する経費、ほとんど、これ人件費が主でございますが、投票管理者、立会人、選挙事務従事者、職務代理者、それから投票所の賄いとか、借り上げとか電話代ですね、これらを含めて、やはり350万円程度でございます。あと開票のほうの、開票事務従事者とか開票立会人、開票管理者等で、あとは残り660万円でございますので、310万円ぐらいになるわけございまして、主にそういう人件費の経費が主に減額になるわけでございます。

なお、投票所ごとにポスター掲示場がありますが、このポスター掲示場につきましても、投票所が減りますと、この投票所の面積、それから選挙人の数によって、最低5カ所、最高10カ所という規定になってございまして、集落が点在している場合はポスター掲示場を増設できるという規定がございます。そんな中で、若干の減額が、ポスター掲示場の減額ができるではないかと考えております。

それから立会人でございますが、立会人の選任の基準でございますが、最低2名が必要ということございまして、常時2名いなければなりません、管理者を除いてですね。そういうことになりまして、立会人の選任につきましては、これまでの過去の、投票所の立会人の数等を参考にいたしまして、大きいところ、小さいところ、それぞれありますが、2名から4名、多いところは2名から5名ですか、5名の立会人を選任しております。

なお、この立会人の選任につきましては、各区長さん、それから組長さん、あるいは公民館長さん、それから区長代理さん、あるいは育成会長さん等々、各地区の事情によって、また違ってきます。また、当番制でやっているところもあるようでございます。

それから距離の問題が出ましたけれど、われわれ、選挙管理委員会といたしまして、距離をどうだということで、この改変は進めておりません。

現在の投票区域、基本的に考え方でございますが、まず第一に、この小学校区単位でございます。この小学校区単位に1カ所から3カ所、これを基準としております。

見直しの考え方でございますが、現在の投票区域をもとに、町全域の全投票区を見直しの対象といたしまして、投票所の現在の位置、周辺の状況、施設の状況等、総合的な見地から見直しを図るという考え方でございます。

2つ目は有権者数、地勢、それから日常生活圏、それからやはり旧町時代の実情などをふまえながら、均衡・公平性に配慮して決定したということでございます。

それから3番目に、やはり投票しやすい施設、環境のところを設置。それからバリアフリー、それから駐車場等も考慮して、投票所を設置したということでございます。

そんなことで、1カ所から3カ所等に小学校単位に編成して、再編を行ったという経過がございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ちゃんと答えていただいていないという感じがしますが、民意を十分に反映していると考えているのかというのは、先ほどもちょっと申し上げましたけども、たった1回の説明会、それから質問状に対する回答、それだけで8月の末に、なんか、これを始められたというか、もちろん検討はとっくからされていたんだろうと思いますけれども、一般の住民に対する説明会というのは、8月28日、29日、30日の3日で、各地区で行われたと。それから11月24日に委員長からの決定通知のようなものがきて、そこでもうすでに、決定されていると。わずか3カ月足らずの間に、非常に重要な再編成の問題が解決してしまったというふうに考えているのか。あるいは、本当に民意を反映した形で、もっといろんな意見があると思うんですが、そういうものを反映した形でやる考えはないのかどうか。その点について、もう一度、お伺いします。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

民意の反映を、どういうふうにしたかということでございます。今、芦澤議員の言われたとおりでございます。8月の終わりから9月にかけて、まず第1回目の各区長さん方への説明を行ったわけでございます。そのときも、区長さんからご意見をいただいております。また、各集落へということで、6カ所ほど、集落の要望がございましたので、そちらのほうへも説明に出かけて、ご説明をしてきました。

そんな中で、いろいろのご意見が出ているわけですが、投票所の統合というのは、やはり、この全体的な均衡ということもございまして、やはり距離的なことを、先ほどおっしゃいましたが、やはり、これからは車社会ということで、非常に投票所へ行くにも、お年寄りでも車に乗せていってもらおうとか、家族の人に乗せていってもらおうとか、いろいろ、そういう手立てがございます。また、期日前投票制度という制度がございまして、告示の次の日から、選挙投票日の前日まで、長い期間ですので、朝8時から夜8時まで、支所も含めて3カ所で毎日、土日も行っています。毎日、期日前投票を行っています。そんなことで、投票率の向上を目指すというようなことも、その中にはあるわけでございますので、まず、そういう制度を利用させていただくことが必要だと思います。また、選管といたしましても、これは啓発を、さらに強めてまいりたいと思っております。

8月から9月、10月、11月、12月と、3カ月足らずでこういうことになったがということがございますが、この再編案につきましては、来年の1月の広報で出そうと思いましたが、

1月は知事選がございますので、勘違いすると困りますので、2月の当初の、町の広報へ全面的に、この再編案を掲載して、それぞれの選挙民のご理解を得たいと、このように思っております。

県議選から始まるということになりますと、やはり3月の定時登録に間に合わせなければなりません。その中で、また、いろんなご意見があるかと思えます。事務局のほうへ、また広報を見て、ご意見・ご要望がある方は、事務局のほうへ申し出ていただきたいなど、こんな予定でおります。よろしく申し上げます。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

総務課長の答弁は、要するに職務としての、前向きな職務で答弁をされているわけです。

この間、おとといですか、施政報告、お聞きになったと思うんですが、私の施政報告の中で、投票所の統合についてはふれさせていただいているわけです。いろいろ経過がありましたんですが、まずは町民の皆さんのコンセンサスを得ることでありますので、その作業は今後進めてまいります。議員各位におかれましては、事情をご賢察の上、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げますと、こういうことでございますので、なんか今、芦澤さんがおっしゃっているのは、もうすでに決まってしまうと、どうにもならないよというではございませんので、まず、決めさせていただく過程の中で、まだまだやっぱり、ある程度の、要するに話し合いをさせていただくということは、僕は、はっきり申し上げておりますので、その点は一つ、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ちょっと、町長のほうで勘違いされているのかどうか、ここに身延選挙管理委員会発第11-1号という、平成18年11月24日、身延町選挙管理委員会委員長、深沢齊さんということで、各区長に宛てた通知がございまして、この再編されます投票区、投票所で年明けの山梨県知事選挙から実施を予定しておりましたが、町民の皆さまへの周知徹底期間等をもう少しとり、ご理解を図ったほうがよろしいとの選挙管理委員会の見解から、今回の山梨県知事選挙においては、現状の45カ所の投票区において実施し、次の4月に予定しています山梨県議会議員選挙からは、再編されます21カ所の投票区での実施とさせていただきます。そういうふう書いてあります。それでよろしいんですね。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

ですから、これは選挙管理委員会からご通知を申し上げたと。ですから、そのことを実施させていただくためには、やはり、もう少し、お話し合いをする経過を持って、そこまできなければならないなという意味でございますので、そこらはひとつ、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ということは、今後も・・・。

○議長（松木慶光君）

芦澤君、3回オーバーしますので。

○5番議員（芦澤健拓君）

それでは、次に移ります。

次に下部奥の湯高温源泉ということで、お伺いしたいと思います。

下部奥の湯高温源泉につきましては、当初、加入負担金63万円、分湯口数40口、毎分5リットル給湯するという計画で給湯先を募集し、来年年明けには新源泉を利用できるようにしたいという計画であったと思いますが、給湯設備工事の進捗状況等を含めまして、現在の加入状況等について、お伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

それでは、お答えいたします。

まず加入状況でございますけれども、先月末現在で、一応とりまとめた状況を申し上げます。

30軒、現在、下部温泉街の旅館等がございますけれども、その中から23軒の方から利用申請書が提出をされておる状況でございます。また、その後も数軒からご相談を受けている状況でございます。

それから、工事等の進捗の状況でございますけど、源泉から分湯槽までの工事につきましては、ほぼ順調に進んでおります。今月の20日ごろまでには、工事が終わる予定で進んでおります。

その後につきましては、完成検査やら試運転などを行いまして、年末までには給湯可能な状況になる見込みでございます。地権者をはじめ、各関係者には非常にご協力をいただいているところでございます。このような状況です。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

今、お伺いしましたことによりまして、加入者23件ということで、そのほかに数件の相談というのは、これは旅館からの相談ということによろしいですか。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

そのとおりでございます。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ちょっと、予定の件数とはだいぶ、開きがあるような気がいたしますけれども、今後の、現状の問題点と、それから、その改善方法について伺いたいと思います。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

先ほど申し上げましたように、分湯槽までは地権者をはじめまして、関係者の多大なご協力をいただいて、大きな問題もなく、ここまでできております。分湯槽までが町の設置という形で、予算等も計上、また議決もされて、執行をさせていただいている状況にあるわけでございます。

この分湯槽から、さらに先の、いわゆる送湯管などの設置につきましては、各旅館ごとに対応していただくということを、最初の計画から申しておるところでございます。ただ、分湯槽から、各旅館までに持っていく距離につきまして、その旅館の場所により、工事費に差異が出ていると。いわゆる工事費がかさむ状況が、また出てきているということでございまして、これらの、いわゆる遠い施設につきましては、投資効果などの懸念があるというふうなことで、具体的な持っていくルート、いわゆる配管ルートと申しますか、これらの具体化が遅れている状況があることを承知しております。

また、そのほかの施設、いわゆる近くにある施設も含めて、送湯管の敷設などの共同化をどうするかとか、あるいは資金の捻出について、地元でいろいろ話し合いがされていると。このようなことを承知しております。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ということは、当初の予定がちょっと変わってきて、来年年頭からの給湯は無理になったというふうに理解してよろしいですか。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

いいえ、いわゆる、先ほど申しましたように、旅館等の距離によって、遠い方などについては特に懸念があるということで遅れている状況があるわけですが、いわゆる、その真下に位置する旅館などについては、金額の面、あるいはルートの面等も進捗が進む状況もありますので、全部一斉にということは、ちょっと不可能かと思えますけれども、いくつかの旅館については、年内に供給が可能と、私どもは思っております。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

当初、私が質問したときに、ちょっと心配していたように、費用の問題がかなりあるようでございますけれども、今後の対応につきまして、町としてどのような方策を考えていらっしゃるのか。個人情報の問題等も含んでいることですから、ここで明らかにできる範囲でお伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

この下部の温泉の掘削事業につきましては、下部温泉街の全体の活性化を願うということが

ら、事業の目的に着手をしまいいりました。この目的に沿うような、町としての、できる限りの手立てはしていかなければならないと、基本的に思っております。また、地元の皆さんが設置をしていただきました、足湯施設においても、非常に好評でございますし、また温泉のPRにも大いに貢献をしているという状況もございます。

今後につきましては、温泉会館の町営の施設でございます温泉会館のリニューアル等の問題もございますけれども、また足湯施設の新たな設置など、温泉街の活性化に向けました施策を考えていきたいと思っております。

いずれにしても、これらの問題につきましては、地元の皆さんのご協力、また熱意等があって、はじめて成就する問題だと、このように認識しております。町民の理解も併せて、当然、いただかなければならないわけでございまして、今後とも、できる施策を進めていきたいと、こんなように思っております。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

下部温泉の活性化ということも含めまして、今後ともぜひ、町としてのご指導・ご支援をぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、主要地方道市川三郷身延線の市之瀬三沢間の県道バイパスについて、質問したいと思います。

この問題につきましては、旧下部時代に日本技術開発というコンサルタントによって、平成14年4月に下部町道路整備計画報告書、それから合併前の平成16年7月には、道路整備プログラム改訂版というものが作成されております。この中で、市之瀬三沢間の県道バイパスにつきましては、整備計画の中では、予定としまして14年の事業着手、15年から19年には完成予定と、これは希望的な考え方というふうに理解していただければ、よろしいかと思っておりますけれども、それから16年7月発行の道路整備プログラムの中では、町村合併による状況の変化からスケジュールに多少、変更がありまして、15年から19年に事業着手、20年から24年に全線完成予定という、そういう計画を、プログラムをつくっております。

本定例会の冒頭で配布されました身延町総合計画素案というものの中でも、交通網の整備という記述の中で、県道整備の促進ということで、47ページに取り上げられております。合併後の新町の総合的な道路整備計画につきましても、専門家による計画書の作成、あるいはプログラム作成等が企画されていると思っておりますけれども、もし、されているとすれば、その進捗状況について、お伺ひしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

それでは、お答えします。

ただいま議員さんから、ご質問がございました、旧下部町の道路整備計画、それから、それが平成13年度に当初、作成したわけでございます。続きまして、合併が浮上してきましたというふうなことで、3町合併に対する道路整備計画をどのようにしたらいいかということで、平成16年7月に追加版を出したところでございます。これらを3町の事務調整の中で、当然、議論はしていくわけでございます。それで、合併が3町で行われたという経過の中で、下部町

の道路整備計画および中富町の過疎計画、それから身延町の過疎計画等々を持ち寄りまして、それらを新しい身延町の道路整備計画にしていきたいというふうなことで、新町の道路整備計画査定業務を平成18年2月15日に、山梨県のセントラルコンサルタント株式会社に新町の道路整備計画一式ということで、平成18年3月27日を業務終了日として、契約を行ったところでございます。

入札が平成18年の2月8日に執行されたわけですが、議員さんご承知のように、前日の2月7日に中部横断自動車道関係の第2回国土開発幹線自動車道建設会議が東京で開催され、富沢増穂間が新直轄および有料道路方式併用で建設が決まったということを受けまして、これらのことを総合的に検討する中で、中部横断自動車道の整備方針が明らかになることが、まず前提不可欠だというふうに判断いたしまして、中部横断自動車道の建設計画等の情報が明らかになるまで、予算を繰越明許費として、工期を平成18年の12月20日に延期いたしました。

その後、議員さんにも中部横断自動車道の建設計画、工程等、スケジュール等を説明されてきた経緯がございますが、中部横断自動車道を基本に、現在、業務委託完了報告書の納品に向けて、最終的な調整をしていたところでございます。

しかしながら、今12月の県議会、代表質問で身延に新たに追加インター設置を考えているということで、知事さんがご答弁されております。この新しい考え方を当然、道路整備計画にも盛り込まなければならないというふうな、整合性を図るといことになろうかと思いますが、その必要性が生じたために、再度の修正が若干、必要になったというふうなことで、現在、新身延町の道路整備計画策定を追加検討していく必要があるというふうに、判断している状況でございます。

なお、それらの県との話の中で、議員さんからもいろいろご質問をいただいているわけですが、平成19年度に国道52号から、中部横断自動車道の六郷インター間のアクセス道路でございますが、法的には市川三郷線から六郷インターというふうになってございますが、平成14年度から知事さん等の考え方が、52号から六郷インターまでというふうな考え方がございまして、これらが今現在、平成19年度に県道に編入、路線認定される中で整備していきたいというふうなことを、すでに県のほうと協議に入っているということを申し添えたいと思います。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

時間がありませんので、次に移りたいと思います。

下部地区におきましては、通勤・通学流動というのが、合併後にも大きな変化はありませんで、甲府、市川三郷、増穂、鯉沢方面への流動が最も多いことは明らかであります。また、少子化の進行にも歯止めがかからず、下部、久那土の小中学校の統合もいずれは考慮していかなければならないと、そういう状況にも変化はないと思います。

このような状況下で、主要地方道市川三郷身延線の市之瀬三沢間バイパスというのは、旧下部町における長年の懸案でもありますし、多くの町民の悲願でもございました。このバイパスが完成すれば、市之瀬三沢間は現状より5分から10分間は、短縮できるというふうに考えますし、冬期の凍結のおそれもなくなります。通勤時間の短縮に資することはもとより、万一、

学校統合の際にも、通学路として役立つことになるという考えには、誤りがないというふうに考えます。

通行時間の短縮によりまして、甲府方面への通勤・通学が便利になることで、若者定住策にも貢献できるものと考えます。このバイパス計画には、確か調査費がついたというふうな経緯もあったというふうに記憶しておりますけれども、早期促進には目処が立っているのかどうか。この点については、建設課長にお考えを伺いたいと思います。

それから新町の道路建設計画の中で、この市之瀬三沢バイパス建設計画の早期促進について、どのようにお考えなのかについては、町長にお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

それでは、ご答弁を申し上げます。

議員さんおっしゃるとおり、市之瀬三沢間、いわゆる主要地方道市川三郷身延線になるわけですが、旧下部町の悲願の区間でございます、道路整備の未整備区間でございます。

過去に調査費がついたというふうな話がございましたが、平成元年に確か610万円。それから同じく平成元年、昭和63年か平成元年に1千万円ぐらい、トータルで1,600万円ぐらいの予算がついております。その中で概略設計というか、予備設計というか、そこらが行われてきました。

それらをもとに、西八代5カ町村で西八代縦貫道の道路整備を目的に、縦貫道整備促進期成同盟会を平成元年の9月26日に立ち上げました。早いもので、18年、経過しようとしておるわけでございます。その間、桃林橋、それから市川大門バイパス、この市川大門バイパスは桃林橋から富士川大橋の農道橋になるわけですが、その間、それから、新割石トンネルのトンネルと橋梁等が整備されて、快適な道路になっております。

今現在は、鰍沢口駅から新割石トンネル区間の、未整備区間の約2.3キロくらいあるわけですが、その設計に入っています。平成19年度から用地買収に入っていきたいというふうに伺っているところでございます。これら、西八代郡下の5カ町村の、町長さんの熱い熱意が関係者、知事さん等に通じたことにより、快適な道路になったと、私はこんなふうに考えております。

それから、三沢市之瀬間バイパスの構想は、どうなっているかということですが、予算的に。平成11年度から平成14年度まで、各種の調査は進めてまいってきたところでございます。これは、県がやっているわけですが、平成17年度に県単独道路改築測量ということで、明許ということで委託業務が発注されております。ということは、平成17年度、18年度で実施されているということになるかと思います。そんなことで、旧下部町が当時つくった、1,600万円かけた概略設計等の資料は、本年度、すべて、県のほうへ持ち上げまして、県のほうと協議しておる段階でございます。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、中部横断自動車道、増穂富沢間が新直轄および有料道路方式で、建設が決まって今、予想を超えるスピードで事業が進められているという中でございますので、もう少し、県の考え方とすると、中部横断自動車道のルート決定、それからインター等の決定を見る中で、推移を見守る中で考えていきたいと、こんなふうなお話を承っております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

課長は今までの経緯等、るる述べましたけど、現在が大事なので、過去はどうであっても、とにかく今、新直轄で中部横断自動車道がもうすでにスタートをして、一応、用地買収等も進められておるところでありますので、この西八代縦貫道の開設につきましては、もうずいぶん長い間も、旧町時代から、また新しい町になってからも、期成同盟会で総会を二度やっております。そのときに、私どもの考え方は、るる述べさせていただいておりますので、芦澤議員もご出席をいただいておりますので、その点は十分、ご承知だと思います。

ただ、要するに、中部横断自動車道が異例と申しますか、私どもが考えているよりも、早いスピードで取り掛かってきていることだけは確かなので、県がどの程度、そういうようなことをお考えになっているのかということは、まだ、中部横断自動車道との整合性等も考え合わせているんでしょうと思いますけども、私どもとすれば、中部横断自動車道は自動車道、西八代縦貫は西八代縦貫ということで、考えさせていただきたいなと思っておりますので、黒沢バイパスも、ぼつぼつ着手されるような状況は聞いておりますので、これは県のほうへ強力にお願いをするしかないわけでございますけど、大変、政治的に不安定なときでございますので、その点はひとつ、ご理解を頂戴いたしたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

時間でございますので、以上で終わらせていただきますが、ぜひ、旧下部町民の悲願ということでご理解いただきまして、早期促進ということで、ご努力をお願いしたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

以上で、芦澤健拓君の一般質問が終わりましたので、芦澤健拓君の一般質問は終結いたします。

次は通告3番、望月秀哉君です。

望月秀哉君、登壇してください。

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

何かと喧しい世の中でございます。寒さも一段と増してまいりまして、皆さん本当に、町長をはじめ、職員の皆さん、ご苦労さまでございます。心から敬意を、まず表したいと思っております。

本12月定例会にあたり、私は3つの質問をさせていただきますので、誠意のあるご回答をお願いいたします。

まず第1点は、定住促進策としての宅地造成分譲計画推進についてであります。

このことにつきましては、本年3月定例会において、私が一般質問をいたしまして、18年度重要課題として、今後進めていきたいという、企画課長、ならびに町長からも少子化対策として、鋭意取り組みたいとの趣旨のご答弁をいただいております。以来、9カ月を経過いたし

ました。前回、質問の際にも申し上げましたけれども、当該地域は住宅地としての諸条件を備えた町内最高の住宅地域でございます。この事業が実施されれば、申込者が殺到し、おそらく抽選になるであろうということは、間違いないと確信いたすところでございます。町内の若者の定住および町外からの転入者も多く望める好条件を備えた、この場所でございますので、一日も早い着工と完成が待たれるところでございます。

また、完成後は人口減の歯止めと税収増も図られ、投資効果の面からも良好で、過疎対策としても意味ある施策と考えます。町長、ならびに担当課長に本日までの検討の経過、ならびに今後の見通しについて、お伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

お答え申し上げます。

議員さんご指摘のとおり、重要課題として認識をしております。しかしながら、現在のところ、まだ具体的な計画には至っていないところでございます。住宅政策につきましては、議員さんご承知のように、例えば公営住宅の整備計画とか、あるいは整備するにも場所や規模、また整備の時期、あるいは需要ですね、需要がどのくらいあるかという見込み、さらにはまた、民間のいろいろな動向などを見極めながら行う必要があると認識をいたしております。

町では、すでにご承知のとおり、平成19年から20年にかけて、下部地区の三沢地内に柿島町営住宅の整備を行うということで、今、準備を進めておるところでございます。ご指摘がございました、梅平地区の宅地の分譲計画につきましては、時期的には、この整備後、検討されるというようなことで、私は認識をいたしておるところでございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

企画財政課長が柿島団地の整備後ということでありますので、だいぶ向こうへいくわけでございますので、これは望月議員とすれば、何か言いたいような顔をなさっておるわけでございますので、やはり、これは需要と供給のバランスがきちと取れるところによって、はじめて、私ども事業に着手をすることになるわけでございますが、ご指摘をいただいておりますように、あそこは直近に旧N T Tの土地がありましたのを団地構成して、11戸の皆さんが入っているわけでございますが、大変、すぐに一応、充足をいたしましたし、また、抽選で漏れた方も3、4人おいでになるということでありますので、でき得れば、早めに宅地造成をして分譲をしたいという気持ちは持っておるわけでございます。

ただし、この中部横断自動車道が、先ほども申し上げましたように、急激に入ってまいりましたので、建設課のスタッフがご存じのように、11月1日から1人、用地買収の事務所のほうへ派遣を、研修という格好で出ておるわけでございますし、なかなか、要するに体制が整わない面も、お叱りをいただく一つかもしれませんが、ぜひひとつ、ここはしばらく、状況を見させていただきまして、できるだけ早い時点で、その調査等々も終えるような形にして、地元の皆さん方のご要望にお応えをしたいなと思っておりますし、町といたしましても、事業として採算

がとれ、また定住促進へ大きなプラスになるような状況であるとすれば、ご指摘のような格好で、できるだけ早く、事業を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

答弁は、それなりの答弁だということでしょうけども、先ほども申し上げましたとおり、18年度重要課題として、今後進めてまいりますという答弁だったので、私は地元に戻りまして、その旨、皆さんに伝えてあります。ここでまた、しばらく待っていただきたいということになりますと、いつのことなんですか。今、町長が言われるように中部横断道とか、いろいろのあれがありますからね、ご無理なことは承知ですけども、私が集落へ帰って、なんと言っているのか。ある程度、見通しをお伺いしておかないと、困るんですよ。つらいところですけども、ぜひ、なんとかお答え願います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

一応、議員の皆さん方は、それぞれの選挙母体を抱えているわけでございまして、大変、私も過去にはそういうものがございまして。ただ、重要課題というのは1つだけではございませぬので、山積をいたしておりますので、ぜひともひとつ、ここはご理解をいただいて、また、私も地元でありますので、地元の皆さんにも望月議員ともども、このことについてはご説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

別に町長を責めるわけではなくて、やっぱり、確かに重要課題、たくさんあるということは承知なんです。ただ、一般の町民の皆さんの受け方はそうではないんですよ。それはよかった、重要課題というでは、かなり重点を置いて積極的にやってくれるんだなという認識を持っていると思うんですよ。そこで、お聞きしたわけですけど、分かりました。苦衷をお察しいたしまして、この問題は、これで打ち切ります。

それでは、2つ目の質問に入ります。有害鳥獣防止対策についてでございます。

このことについては、過去何回か議会における質問、要望等もなされておりますし、先刻は同僚の芦澤議員が質問されました。私が同じ問題で、第2弾として質問させていただきますので、どうぞ、先ほどの芦澤議員の質問と重複する部分が、多少あるかと思っておりますけど、お含みの上、ご答弁をいただきたいと思っております。

この鳥獣の被害でございますけれども、いかに町民の生活に深刻な影響を与えるかという、まさに今、申し上げました、いくつも質問や、あれが重なるというのは、まさにその証左であると思うわけでございます。今定例会に提出されました議案の中にも、関連の補正予算が含まれておりました。その中でも、説明がありましたけれども、個人設置の防護機材に対する助成や捕獲檻の貸し出し等、それなりに救済策が講じられ、檻の貸し出し時など、担当係員が大変なご苦勞をされているという話を聞きました。町民の一人として、心からご苦勞さまと、ねぎ

らしい気持ちを表させていただきます。しかし、このような単発的な対応策ではなく、より有効な抜本的対策が必要なのではという声も、誰もが等しく持っているところであります。

昨今、新聞・テレビ等でも報道され、いろいろの成功事例が載っております。これらを参考に、いわゆる里山開発も合わせて、長期的かつ広範囲をカバーできるような、総合計画を立てた上で、当面、実施可能なことから実行していくべきだと考えております。

例えば、防護柵やネット、捕獲檻等の機材の設置および経費の補助、助成、貸し出し等は個人ではなく、できるだけ集落単位の共同作業を対象にして、この施策を講じたほうが有効ではないかと思えます。また、被害の防除と並行して、有害鳥獣の駆除策についても検討が必要だと考えております。

動物保護法等の制約もあって、大変だと思えますけれども、先日の新聞にもイノシシの、山梨県内での被害状況の分布図が報道されております。本町以外にも同様の被害に苦慮している自治体が数あると思えますので、それらと連携して、県あるいは国に働きかけ、特例として有害鳥獣の駆除が許可されるような、そういう運動をしたらいかがかと。大きな計画の中で、それに沿って、できるところから、逐次進めていくという構想が必要だと思えますので、担当課長、ならびに町長の所見をお聞きしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

有効的といえますか、効果的な対策ということでございますが、なかなか、うまい案といえますか、妙案が見つからないのが現実でございます。

今、鳥獣害対策といたしまして、県においてサル、それからシカ、イノシシ、クマ、それぞれに専門家を入れた、動物の保護管理検討委員会というものを設置しまして、対応策等が協議されております。その中でもって、いろいろ、鳥獣害の被害状況とか、その動物の特性とか、そういうものが専門を交えて話しているわけでございます。その中で、県においても、この間も報道等で、富士吉田のほうで発信機等を使った、これはサルでございますけれども、近づくとも警報機が鳴って、住民がロケット花火でもって追い払うというようなことをやっております。これが進んでいるか、遅れているか、その対策が有効的であるかというのは、ちょっと分からないわけでございますけれども、そういった各種実験が行われているわけでございますけれども、その1つずつをとっても、大変大きな予算が必要になるということでございます。

そんなわけで、町としましても、県のほうに対して、GPS等の活用とか、今、支部局ではなくて、南巨摩の事務所とか、県の事務所があるわけですが、そういうところを単位にしたような形で、県の事業としてやっていただけるよう、要望しているところでございます。なかなか、駆除等による個体数の抑制、それから里山等の耕作放棄地の管理等をやっていたのが、毎回言っているようなことでございますけれども、それと、山に実のなる広葉樹等が少くないということで、これは時間等がかかるわけですが、ここへきてすぐというわけにはいかないわけですが、山へ実のなるような広葉樹の植栽等が必要なのかなと、そんなふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

ただいま、産業課長の答弁ございましたように、現状、なんとか改善をするという方法が1つあるわけでございますし、また、後段で答弁をしてくれました、里山の荒廃農地、里山の整備等、森林うんぬんという答弁がありました、やはり今、これは、本年は夏場の雨期の、要するに天候不順ということが一番大きな原因で、里のほうへ出てきているのではないかなということは言われるわけでございますけど、これは中長期的に考えて、対応をしまらないと、毎年、このような状況が出てくる可能性があるかと思うわけでございますので、やはり、山の生態系が今、おかしくなっているということが、この要因でないかなと、私は思っておるわけでございますので、今議会で、議会の発議で全国環境森林環境税でございますか、この創設の意見書が出されているわけでございますけど、まさにやっぱり、この森林を整備していかなければ、抜本的な解決はできないのではないかなと。

それには国の事業でありますけど、環境広域林整備支援事業というのがあります。この概要でございますが、前文にこういうふうに記載してあります。森林は、私たちの暮らしを支えています。木材の生産だけでなく、水や空気を育み、私たちや動植物の生育環境を守ってくれる財産です。林業経営が厳しい中、所有者負担がネックとなり、間伐が適宜に行われず、過密となり、暗く、下草が一本も生えていない、広域的機能が低下している荒廃森林が増加をしています。そこで、平成18年度より森林所有者、林業事業者、市町村、県の四者が協定を結び、荒廃森林の働きを回復させる環境広域林整備支援事業がスタートをします。

現に、これがスタートをいたしましたわけでございますが、こういうような事業を取り込みまして、鋭意、森林組合の皆さんにも、これは前々からお願いをしております、ともかく里山の間伐整備をしていただきたいと。少なくとも国道、県道、町道沿いの山を整備していただいて、この身延町は山がきれいになっているなど、おいでになった方も感じていただくような整備を、できるだけ早くしてくれということではありますが、森林組合もいろいろとご都合があるということで、なかなか進みませんが、私はやはり森林組合で、要するに都市部の若い人たちに来ていただいて、この作業に携わっていただくことがどうだろうか。インターネットやなんかでもって募集したらどうですか。宿舎については、私どものほうでなんとかしますよという話をさせていただいているところでございますが、先に早川町で、確か、企業は三菱だと思いましたが、要するに企業施業ということで、企業の皆さんが山へ入って山の間伐、除伐とか枝打ちとか、そういうような森林整備をしていただくというような事業が、早速進められるような状況になりましたので、この間も、早川の町長と身延でも一緒にどうかなというようなことも承っておりますので、まず、目の前に出たクマやイノシシやサルを、なんとか処理はしなければなりませんけど、抜本的にはやはり、森林整備がまず肝要であろうかなと、そんなふうにご認識をいたしておりますので、できるだけ、その事業については、積極的に対応をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を頂戴いたしたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

ありがとうございました。

ただいま、町長がふれられましたけれども、とにかく、それらの面を合わせて、まさにその里山開発ということも、この鳥獣害については大きな関連があるわけです。早急に取り掛かっ

ていただきたいと思います。

そこで、課長さんにお伺いします。先ほど、捕獲檻ですね、あれの貸し出し状況、それについて私は、個人でなく共同作業でやったらどうかという提案をしたわけなんですけども、私が見聞きした中では、例えば、うちの畑を荒らされて困るから網を張った、その補助金をもらった。そうしたら、今度は向こうの、隣の畑も駄目で、また、そこも申請して補助金をもらっている。非常に効率が悪いと思うんですよ。だから、1つの集落、その単位はちょっと、よく分かりませんが、ある程度の戸数を含めた単位の中で、例えば檻の貸し出しとか、ネットの補助、防護柵の設置というようなことを、今までやった経過はありますか。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

お答えします。

この問題につきましては、今議会にも予算のほうをお願いしましたけども、集落ぐるみで、その防護柵等を設置していただくというようなことで、これも事例は、町内5、6カ所あると思います。去年は手打沢でも、やっぱり集落を電気柵で囲っていただきました。それでまた、実証実験ということでもって、身延の相又地内で昨年、モデル事業ということで1.6キロほど、それから、この間の議会でもって予算をお願いしましたけども、あと残り4.5キロぐらいをやるというようなことで、500万円ぐらいの、ちょっと大きな予算をあげさせてもらいましたし、今度は、それと同時に寺沢ですか、そこでも同じような防護柵をするというようなことで、今まで、個人的な、今、おっしゃられたように、個人的な小さい畑を囲うようなことが多かったわけなんですけども、うちのほうとしましても、そういう要望があったときに、集落でもって、ぜひ2、3軒でも、数戸でもいいですから、まとめて、共同的で、地域ぐるみでやっていただくような、指導といいますか、こうしたらどうですかというような助言はさせてもらっております。

それから、檻の貸し出し状況と出たわけなんですけども、今年の場合、昨日も予算の中でもって、ちょっとお願いしたんですけども、現有21基ということでもって、フル回転、待ち状況がずっと続いておりました、まだ今でも、地域からの、イノシシについて出沒があるということで、檻の設置の要望がきているというところでございます。それで、この間も、昨日ですか、予算のほうを通していただきましたけども、一応、10基ほど、また備えるというようなことで、お願いしたところでございます。

以上でございますけど。

○議長（松木慶光君）

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

分かりました。そういうことで、なるべく集団で設置というか、助成をするような形に移行していくということで、それは結構なことだと思います。

そして、先ほども言いましたけど、産業課の皆さんが、この檻を運んだり、設置したり、とにかく、本当にてんてこ舞いしているという話を聞きましたので、そういう集団で、ある程度、個別でなくて、集落とか、あるいは何軒かまとまってというような場合に、その檻の設置等の人手についても対応してくれるような、役場の職員がその檻を持って運んでいって、一生懸命

やっていたんでは、本来の仕事に影響が受けますので、その点もひとつ、考慮していただきたいと思います。

そういうことで、いろいろご答弁をいただきました。どうぞ、ひとつ、総合的な解決策を早急に生み出して、実施されるよう要望して、この質問を終わります。

次に3番、介護保険制度の改定に関する対応と現況について、お伺いをいたします。

このほど、介護保険制度が改定され、要支援1、同じく要支援2の該当者に対する福祉用具の貸与が廃止されたそうです。そのため、今まで貸してもらっていたのが借りられなくなって、本当に困っている、なんとかひとつ、前のようにベッドや、そういう器具を続けて貸してほしいという声があります。

そこで、本町における、この制度改定の前、あとの福祉用具の利用状況、貸与を受けていた人の数ですね、それから改定により貸与対象外となったことにより、自費利用に切り替え、要するにベッドを借りたけど、今度はそのベッドを貸してくれないので、返してしまったから、自分でベッドを借りてくるか、買ってくるかしなければならないということで、自費利用に切り替えを余儀なくされた人数が何人いるのか、お聞きしたい。

それから2つ目は、介護保険認定調査員という人がいます。この数は、本町内に何人いるのか。また、その人の、いわゆる担当区域ですね、それを教えていただきたい。

それから3つ目、先ほど言いました、この介護保険の認定調査員という人の仕事は、この制度の改正によって変わったのか。調査項目、手順、要因等の実態について、お聞きしたいと思います。

なお、この介護保険制度については、基本的には峡南広域行政組合の所掌事項であると承知はしておりますけれども、本町内の現況について、担当課長さんのご答弁をお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中澤俊雄君）

では、ご質問の3点について、お答えします。

まず1点目ですが、平成18年4月の介護保険制度の改正により、福祉用具貸与は12種類になりました。そのうち、ご質問の要支援1、2および要介護1の方は手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖の4種類が対象になりますが、車イス、車イス付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換機、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトの8種類は対象外になりました。

しかし、すでにサービスを利用している方については、4月から9月30日までの経過措置として、引き続き、すべてのものが保険給付されてきたところであります。

そこで、18年の9月と10月を比べますと、制度改正がなされた人数が分かりますので、それを比べてみます。

平成18年9月は要介護1と要支援1の方、合計で48名が利用していました。10月になりますと、合計で38名が利用しました。それで10名の減となっております。この10名の減は、要支援1と2の者で、うち実費でベッドをレンタル利用している者が8名。自費で購入した者が1名。車イスを自費で購入したものが1名となっております。

レンタル料につきましては、制度改正前の1割負担と比較し、自費利用になったものでもレンタル業者さんが倉庫へ置いたより、貸したほうが良いということも含めまして、それらの事

業者の協力もあって、その負担は自費でも月額1,500円から3,500円ぐらいと聞いておりました、介護保険の1割の負担と、あんまり変わらないようなものと聞いております。

それから2点目の、介護保険の認定調査員の数は何人か、担当区域はというご質問ですが、先ほど議員さんおっしゃったように、この事務につきましては、峡南広域行政組合が行っています。

平成18年3月は町が行っていましたが、4月から峡南地域のすべての町を峡南広域行政組合が行っているようになりました。

峡南広域行政組合では、15名の訪問調査員を雇用しています。大まかに、担当は町ごとに分かれています、抱えている件数等により、他の町を行っている者もおると聞いております。身延町内には7名が訪問調査を行ったり、旧町単位までは担当を分けていけないと聞いております。

次に3つ目の認定調査員の業務は、改正により変わったか等のご質問ですが、改正により訪問調査員の調査項目は今までの79項目に3項目追加し、82項目になりました。3項目の追加は、1つは日中の生活について。よく動いているか、座っていることが多いかなどの調査です。2つ目は外出頻度について。週1回以上か、月1回以上かなどであります。それから3つ目は家族、居住環境、社会参加などの状況が変わったかというのが追加されまして、計82項目になりました。

まず、調査の手順につきましてですけど、まず役場の窓口で新規、または更新の申請手続きがありますと、町は峡南広域行政組合に要介護認定を依頼します。峡南広域行政組合では、訪問調査員を決定し、訪問調査を実施します。

また、調査員の実態につきましては、調査員として、全員が必要な研修を受けており、峡南広域行政組合非常勤嘱託職員として雇用されています。

以上であります。

○議長（松木慶光君）

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

ありがとうございます。

そこで、今の課長さんの説明の中で、認定員が訪問してというところがありましたよね。私の聞いたところだと、確かに訪問員さんが来てくれたけども、要するに、その家にいたのは、たまたま申請をした、被保険者ですか、介護を受ける人だけで、非常に、いわゆる杓子定規というか、本を見ながら、何力所か、ちゃっちゃとチェックをして帰ってしまったと。簡単に、要するに決まっている項目をマニュアルによってチェックして、それを見て、チェックして帰ってしまったと。あとで家族の人から話を聞いたんですけども、たまたま留守にしてあるからしょうがないけれども、本人だけでは、やっぱり遠慮があったり、緊張があったりでもって、本当のことが分からない。ぜひひとつ、家族とか、近くの人とか、そういうところへいるところで、立会いの上でやってもらいたかったと。そこで、要するに、この項目手順等をお聞きしたわけです。

これは、もちろん、先ほども言いましたように、課長さんのところではちょっと、お答えは無理だと思いますけれども、いずれにしても、この介護保険という制度はまだ始まったばかりですけども、得てして、いわゆる福祉関係の予算がだんだん、しわ寄せがそこにきている。一

番、削りやすいという話を聞いております。そんなことのないように、もし、町独自でフォローできるような施策があるとすれば、ご検討いただいて、より充実した福祉のサービスを提供していくようお願いをいたしたいと思います。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

以上で、望月秀哉君の一般質問は終わりましたので、望月秀哉君の一般質問は終結いたします。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

開会を午後1時といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（松木慶光君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

その前に望月秀哉議員におかれましては、葬儀のため、午後欠席であります。

通告4番は松浦隆君です。

松浦隆君、登壇してください。

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

通告に従いまして、質問をさせていただきたいと思います。

昨年ごろから、マスコミ等でより多く、たくさんの報道がされております2007年問題、これは昭和22年から24年ごろの生まれの方々が、2007年以降に大量の退職者、定年退職を迎えるということで、日本の工業界、それから経済界にとって、非常に大きな痛手になるという観点で、非常に大きな問題になっているわけですが、これはもう、確かに報道で言われていますように、日本の経済の中におきましても、大きな影響が心配される問題だと思うわけですが、同時に、この問題、この本町にとりまして、人口減が非常に大きな問題になっております。それと絡めて、この2007年問題を絡めた中で、大きな形の中で、枠の中で、2007年問題についてということで質問させていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、1つ目の少子高齢化に伴って、人口減になっていることにつきまして、ご質問させていただきます。

平成12年、国勢調査で本町の人口が1万8,021人。合併時の平成16年の10月1日、合併直後ですが、このときで1万7,310人。12月1日現在で、1万6,527人になっております。平成12年の国勢調査から見ますと、1,494人。合併直後の16年の10月1日から見ますと、783人の人口減になっております。このことに対して、基本的には困ったなということなんですけれども、この人口減に対する町としてのお考えをお伺いしたいと思います。町長、お願いいたします。

○議長（松木慶光君）

町長。



○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

人口問題と絡めて、先ほどおっしゃいました2007年問題ということでございますので、ちょっと話の内容が手広くなるかと思いますが、ご容赦いただきたいと思います。

先ほど、議員さんがおっしゃいましたように、総人口で最近特に減少が目立っている事実があるわけでありまして、手元に最新の、要するに平成17年の国調人口の数値がございまして、それと5年前をちょっと比較した数値がございまして、そのへんから現状を言ってみたく思います。

いわゆる5年ごとに国調人口ということでございまして、これらが今後の、いろいろな推計値などに、あるいはいろいろな施策などに使われていく、もともになると思うんですけども、平成17年の国調人口は、合計で1万6,334人ということでございまして。これを年齢別に見てみますと、65歳以上がパーセントで36.8%で、5,979人。それから15歳から64歳が53.5%で、8,697人。また、ゼロから14歳が9.7%で、1,656人と、こういう数字が出たところでございまして。

これらを5年前と、それぞれ年代別に比較してみますと、65歳以上の方については3.8%増えているわけですね。これがちょっと注目する点かなと。15歳から64歳は、マイナスの22%。それから年少人口というか、ゼロから14歳、これはマイナスの37.6%と、非常に減っているわけでありまして。この人口構成が本町の抱えている、いくつかの問題もはらんでくるわけでありまして、少子高齢化が著しく進んでいるという現実がございまして。定住化等の対策、あるいは人口の流出の歯止めになる政策とか、いろいろな施策が求められているところでありますけど、どのような施策に取り組んでいるのかというご質問であります。行政で取り組んでいる、いろいろな施策はいずれも考えてみますと、各種事業が行われて、また連携して、効果的に行われて、それらが直接、あるいは間接に町民に関わることでございまして、定住対策につながっていくと。基本的には、そういうことでございまして、特に特色づけて、掲げてみるとすれば、まず、働く場の確保という施策。それから保育とか、あるいは教育、これはもう充実していかなければ、子どもさんが育たないというような状況がございまして。また、当然、住宅等の確保、この施策も重要でございまして。また、インフラですね、水道、あるいは下水、道路とか、それらのインフラ整備などもまず、基本的には重要なことになってくると思っております。

さて今、掲げました、いくつかの点があるわけですが、働く場の確保といたしますれば、工場誘致とか、あるいは中小企業の振興とか、いろいろな施策が挙げられるわけですが、ご承知のように今、企業誘致等については、非常に厳しい状況があるわけでございまして。また一方、この地域を、いわゆる特徴づけると申しますか、特色を生かした産業の振興、しいて言えば、観光とか、あるいは農林業、はたまたサービス業などに、いろいろな取り組みをおこすことによって、新たな起業などにチャレンジしていくというようなことも、重要だと思っております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

丁寧に答弁をいただきまして、ありがとうございます。

基本的にインフラ問題、今、課長がおっしゃいましたように、インフラ問題等々もありまして、若い方が住まない、それから教育問題等々ありまして、当然、子どものいる世帯が外へ出ていく、そういう形があるかと思うんですが、先ほど、いろいろ話がありました。私も資料として、企画財政課、それから建設課、産業課と観光課、また商工会も含めて資料をいただいております。いろんな事業をなさっているわけです。また、インターネットをひらきますと、これは中富の句碑を建てる、交流居住のすすめですか、こういう形でのいろんな事業がなされているわけです。しかしながら、なされていても、最終的には、その環境の問題、交通の問題等々、現状、やはり、不満に思っている若い方々もいらっしゃるわけですし、また、どこの町にしましても、市にしましても、やはり若い方が、なかなか住んでいただけない。そういう部分がありまして、どこまで苦慮している。これは、事実だと思うんです。

その中でも、なんとか、この町に定住してもらいたい。そういう施策のために、いろんなことをやるんですけれども、1番は、これだけ交通の道路網も、ある程度、整備されてきました。また、10年後には中部横断道も整備されるわけですから、そういう明るい先も見えてきているわけなので、やはり一番大事なことは、家を持てるかどうかということだと思うんですよ。この家を持てるということに関して、先ほど同僚議員から、梅平の宅地分譲ということでありました。それと同時に、町のほうからいただきました資料の中で、柿島団地の整備も入っているわけです。これは当然、団地ができれば、ある意味で若い方が今後、来てくれるだろうと、そういう期待をするわけですが、企画財政課の中で、宅地分譲、事業名で出ております。既存分譲地の維持管理と販売、販売となっています。これは実際に、そういう実績があるんでしょうか。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

宅地分譲につきましては、旧町からの引き継ぎ事業もございまして、例えば身延地区においては、下山地域で分譲をいたしておりますし、過去の例を申し上げますれば、旧3町それぞれ、宅地分譲をいたした経過がございます。今、取り扱っておりますのは、一部、まだ分譲が成立されていない個所の取り扱いを、引き続いて行っているという状況でご理解をいただきたいと思います。新たな分譲地を合併後、つくってうんぬんということではございません。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

今、2番目の関連する町としての事業および対策ということの中で、話をさせていただいているわけですが、この関連する町としての事業の中で、今、宅地分譲等々もありましたけれども、これはあくまでも、新しい家だけではなくて、結構、今、外へ出られて、住んでいらっしゃる、そういう空き地の部分も多くあると思うんですよ。全国的に2007年問題に絡めての傾向として、都市から団塊の世代を呼び戻そうという、そういう大きなうねりのような動きがございます。その動きの中で、いろんなところで、空き地を利用した分譲、これを行っているわけですが、これには基本的に、いろいろな問題はあっても、

そういう方向での分譲の中で、そういう方向での、今まで検討、もしくは実行なされたことはあるんでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えいたしたいと思います。

空き地分譲等については、まだ手を付けてはございませんが、ただ、遊んでいる土地は情報として入手をすることについて、作業を進めておりますし、また空き家でございますね、そういう各集落ごとに、結構あるんですよ。ですから、その家主の皆さん方は、ほとんど出ておられる方が多いわけなので、そういう人たちの了解をいただく中で、売っていただくのか、貸していただくのか、そのデータを各集落ごとに集めるようにということで、この前の課長会議にもお願いをした経緯がありますが、県が今、一応、観光部のほうで、東京の日本橋プラザでグリーンカフェという、窓口を設けてあります。それで都会の皆さん方は、なんか田舎へ行きたいと、これは団塊の世代の退職の問題もあるわけでございますが、需要は結構あるんだということですけど、供給のほうがなかなか、意に任せないと。

その原因としては、やはり、持ち主の方が譲っていただけるような状況というのが、なかなか難しい面もあるわけでございますので、とりあえず、そういうものを各集落ごとに精査したデータを整理したいということで、今、作業を進めておるところでございます。

なかなか、都会の方々は富士山が見えるところでなければ駄目だとか、そういう方が多いので、身延地区で富士山が見えるところというのは、かなり限定されるわけなので、そこに空き家があるというのは、なかなか難しい。八ヶ岳が見えるところというようなところだと、北社あたりは、ずいぶん土地も広いわけですし、そういう、条件的には整っているところが多いわけなんです。ただ寒いということが1つあるわけで、ここの気候は、まあまあ温暖でございますし、富士川もございまして、山紫水明でございますので、富士山が見えなくても、少しは我慢して、来ていただきたいというようなことを、県の課長なんかにもよく、私ども話してございますけども、そんな状態でございます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

今、グリーンカフェの話も出ましたけれども、グリーンカフェの話は、またあとで質問をさせていただきますけれども、今、関連する町としての事業ということでお話をさせていただいているわけですが、こういう空き家の問題も、今後やはり、いろんな事業の中に組み込んで、準備をしているということですが、組み込んだ中で、1つの大きな形に持っていただければと思います。いろんな、町からの事業があるわけですが、その中の商工会、観光課、企画課と産業課、これが絡んでいる、身延観光センター設立による身延ランドの全国展開事業ということが出ておりました。そのパンフレットをいただきまして見ましたら、地域振興調査事業の、新しい身延の観光振興ビジョンということで、こういう形のパンフレットがあるわけですが、これの中身について、ちょっと説明いただきたいのと、これは、おそらくですが、商工会とタイアップして進めた事業かと思っておりますけれども、今後の計画等も含めて、ちょっとご説明いただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

観光課のほうでご答弁というような形もあるわけですが、先ほどとの関連等がございますので、私のほうから、分かる範囲でお答えをいたしたいと思います。

平成7年度に身延町の商工会で開催をされました事業が、身延町観光振興ビジョンという形で、新身延観光構想という形で、成果品等も手元にご覧いただけますので、それらをもとに、ちょっと概略を説明させていただきます。

平成7年から、一応10年計画という形で、商工会では、長期のビジョンを立てられたわけがございます。合併して、3つの地域が1つになるという目的と、地域資源を融合しました新しい身延観光、これらの期待に応えるようにしたいという目的があったわけがございます。それには、官民が協働をして、共に働いて取り組んでいく指針という形でつくっていきこうということが行われました。このビジョンによりますと、これからの身延観光については、有名な観光地を駆けまわるといった団体観光から、各個人個人が自分のこだわりを持って、その地域ならではの自然、文化、あるいは歴史に触れて、深く知り、体験する滞在型の地域観光が求められている。また、外国人等の観光客の受け入れも考えていく必要があるということが謳われております。これらの、いわゆる報告書が出たわけですが、商工会、町では、これをもとに、また18年度の事業に、これを引き継いでおるわけでありまして。

これはまた、のちほど、質問の中でお答えしていきますけれども、1つの構想の目玉といたしますれば、仮称でございますけど、株式会社 身延観光センターのような組織を設立していくのも、1つの方法だろうという提言がされたところでございます。

この事業については、18年度の、また新しい事業で仕組まれておりますし、18年、19年で具体的な施策を洗い直していきこうということで、また、それ以降も計画を立てて、先ほど申しましたように、10年間のビジョンでございますので、それぞれの年度で、計画づくりをして進めていくことになっているわけでございます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

大体の概要を今、説明いただきましたけれども、この中身ですね、非常に素晴らしいことだと思うんですよ。ほかの町村でも、これをやりたいという形で、考えてはいると思うんです。しかしながら、なかなか、これ、こういう形までできない。これは僕、初めて見まして、非常に素晴らしいことだと思いましたし、また、この間、道の駅しもべですか、あそこで味噌蔵の蔵出しというんですか、ああいうこともやっていました。あの中で、参加された方が270名、外国の方もいらっしゃいました。

なぜ、こんなことが町のほうで、これをやっているのか、僕、ちょっと知らなかったものですから、勉強不足で、自分も痛感したわけですが、見た中で、大変な事業をやっていると。こういう話を聞いた中で、これを調べましたら、どうも商工会が主導で、商工会の発案で動き出したということを知りました。これは実は僕、大変、残念に思ったんですが、観光立町を目指す本町としては、もちろん商工会が発案する、どこが発案しても、最終的には同じなんですけど、できれば、こういうのは、町のほうで発案をしていただいて、商工会等々とタイアッ

プしながらやっていければと、そういう感じに思いました。

一番最後のパンフレットの中に、一番うしろに「全町民の心を1つにして、身延町を全国区にしましょう」と。これはまさに、町が言う言葉を商工会のほうが、パンフレットの中で出しているような気がいたすわけですけれども、そうは言いましても、今後、この商工会の中と、また町が、ぜひ、手を携えながら、町のほうが主導権を握るような形の働き、また動きをしていただいて、進めていただきたいと思います。

それで、もう1つなんですが、これに絡みまして、1つ、この中で「エコツーリズム、訪日の外国人の観光客の受け入れ（インバウンド）また団塊世代を中心とした高齢社会の観光等、これらのニーズを確実につかみ」になっているんですが、この団塊世代というのは、やはり、町としても、商工会のほうとしても、こういう観光の中では認識しているといえますか、そこを狙いにしているということでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えしますけど、ただいま、松浦議員から商工会が主導というようなお言葉がありましたけど、これは決して、商工会が主導ではございませんで、私どもが主導でやっているわけですから、誤解をいただかないように、お願いをいたしたいと思います。

やはり、商工会は今、要するに大型店等が中心といたしておりますので、個々の小売店の皆さん、大変な時期を迎えているわけなんですよね。ですから商工会としても、本来は、これは観光協会が、要するにやるべき仕事だと、従来でしたら、そう思うわけですが、やはり商工会も尻に火がついているわけですから、なんとしてでも、要するに商売につながる観光事業等についても、積極的に対応していきたいということで、こういうような形で、町が音頭をとらせていただいて、観光協会、また商工会が、こういう、ただいまのおっしゃったようなことができ上がったわけですから、大変、私どもとすれば、素晴らしいことだと思っておるところであります。

団塊の世代のことについての、いろいろなあれは、全国的な、一つ、これは大きな課題でありますので、それなりの施策はやっていかなければならないのかなと思っておりますし、身延山観光なんかで、高齢者の皆さん方にガイドをやっていただけるような講座を設けさせてもらって、これはもちろん、身延山だけではございませんので、また下部、中富、いろいろな施設で団塊の世代の皆さん方に、このことに携わっていただけるような、システムづくりはしてまいりたいなと思っておるところでございます。

この間、遠野の市長さんがお見えになったとき、遠野ではやはり、もうずいぶん昔から、こういう高齢者の皆さん方にお願いをして、各施設等の、要するにインストラクターですか、そういうようなことはお願いして、守人と書いて「まぶりっと」と言いましたか、そういう格好でやっていただいておりますので、いよいよ、そういうような時代がまいつてきておりますので、そのことは、私どもとしても、一応、きちっとした計画、組織づくりをしてまいりたいと思っております。

それと今は、NPOの立ち上げを町の主立った人たちが、退職をされた方たち、いろいろな方々が協力していただいて、立ち上げを進めておるところでございますけど、このNPOにつきましても、それぞれの、いろいろな役場の職員のOBの方とか、職種はいろいろあるかと

と思いますが、そういう人たちで、きちっとしたいままで、長い経験とか、そういう知識を豊富に持っている方たちに、NPOの、その組織の中に参画をしていただいて、なんか、行政でこういうことをお願いしたいというようなことがございましたら、そこへお願いすると。

それと、行政をスリムにきなさいという、これは正直なところ、そういう格好でやっていますけど、団塊の世代の皆さんが卒業されると、いろいろな面で、若い方たちへフォローをできるのかどうかというのが、なかなか難しい面もあるわけですね。だから、そういう面で、やはり、その人たちの持っているノウハウを、きちっと担保しといてもらって、そしてお手伝いと申しますか、仕事に携わっていただくというようなことも今、準備を進めて、もうぼつぼつ、NPOが、要するに組織づくりが終わろうかなと、登記をする前段ぐらいにしておりますので、そんなことをさせていただいています。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

今、大変、町長のほうから詳しく説明をいただきましたけれども、それは団塊の、今の町長のお話を聞いて、内容は、基本的に団塊世代を取り入れる側のお考え。確かに、そういう考えを持っていないと、団塊の世代を受け入れる、そういう方策もまず出てこないわけですから、そういう取り入れるための、受け入れるための側のほうの考え方だと思うわけですね。この戦後のベビーブームで生まれた、30年以上も前に、地方からほとんどの方々が都会へ移り住んで、日本経済の高度成長の下支えをしたと、そういう年代の方々です。今、ここにいらっしゃいます課長の方々も含めて、団塊の世代に入る方もおおぜいいらっしゃいます。本当に仕事だけで生きてきたような年代の方々なんですが、この団塊の世代の方々の考え方、特に都会に住んでいる方々の考え方というものは、先ほど、町長からの受け入れ側の考え方を、るるお話しただきましたけれども、町のほうとしては、先ほどの団塊の世代も取り入れたいと、そういう気持ちの中で、団塊世代の側の考え方は把握なさっていらっしゃるでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

これは直接、団塊世代の皆さんにアンケートとか、そういう調査とか、そういうようなことは、まだやっておりませんが、ただ、要するにいろいろな、国の資料等がございますね、ネット等で調べますと、そういうものが出てきているわけですから、知識とすれば、そういう知識でありまして、実際に、そのことの作業は、まだ進めてはおりません。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

東京都の産業労働局というところなんですが、まとめた団塊の世代の、これは逆に言うと活用しようという、団塊の世代を活用しようということで始めた調査なんですが、その調査の中に、健康的な部分では、調査によりますと、88%ぐらいが男女比で、両方とも、そのぐらい自信はあると。東京都の調査ですから、仕事の絡みも出てくるわけですが、肩書きがなくてもさみしくないというのが約50%。それで仕事以外のネットワークがあるというのが、約40%。没頭できる趣味があるかどうかということに関しては、約45%ぐらいがあると。

5年後も働いていたい。これが、非常に高いんです、団塊の世代が。83%が5年後も働いていたいということなんです。そのあとに出てくるのが、ボランティアをやりたい。これも約40%。女性の場合は、特に40%を超えています。生涯学習機関で勉強をしてみたい。これも約30%、男性。女性ですと、50%近くなります。それで、引退後に東京を脱出するかどうか。この問いに対しては、東京都に住んでいる方々が約4%くらい。男女とも。引退したら東京を出たい。このように考えているわけですね。それで、もし、定年退職したあとに何にお金を使うか、支出をする、どこに増やしたいかということでは、安全、健康食品、こういうものに約20%ほど、お金を使いたい。それからリフォーム、ガーデニング、このガーデニングなんていうのは、やはり東京の小さい庭でも、やっぱりやってみたい、そういうふうな形。それから趣味や稽古事、こういうので約20%。こういう、実は統計がございませぬ。

この団塊の世代というのは、今もここにいらっしゃる方々もそうなんですけど、僕も含めてそうですが、どちらかと言うと、仕事一筋でやってきた関係もありまして、頑固な部分もございませぬ。また、若い人たちの考えをあまり聞かない部分も、確かにあるのかもしれない。この団塊の世代の、昭和22年から24年までの方々というのは、前後の年代から比べると、約1.5倍多い700万人で、この年代が年金も、積み立ての金額よりも受給が多い、最後の年代になるわけです。年金の形の中では、よく逃げ切りの世代なんていう、あまりいい言葉ではないんですけども、そういうことも言われている年代でありまして、そして日本の個人資産は1,004兆億円、今、あるわけですが、その団塊の世代も含めた50歳以上が約70%、お持ちになっている。ですから、団塊の世代の方々、特にそうなんですけど、お金も非常にあって、また時間もある世代ではないかと。それで、日本の学歴の問題ですが、学歴を高学歴に変えた世代でもあるわけです。

こういう人たちが、先ほどの資料にもありましたように、定年後の生活をライフスタイルにこだわった、リタイア後に、元気に何かに打ち込みたいという、こういう気持ちが如実に表われているような気がするわけです。私は、この世代、あくまでも東京都だけの調査なんですけれども、東京近辺、また大阪・名古屋の大都市も含めると、ほとんど同じような形になると思います。この世代の考え方が、基本的に4人に1人が田舎暮らしを希望している。この希望している方々が177万人ございませぬ。そのうちの約10万人が、もう田舎暮らしをしよう、というふうに決心しているんだそうです。

この10万人が将来、どこに向かうかによって、今後の日本の社会にも、大きな変化をもたらす可能性もあるわけなんですけれども、こういうことも含めた中で、2007年問題への他行政の取り組みのほうに移りたいと思いますけれども、先ほど町長から話がありましたように、県内はグリーンカフェ等々ありましたけれども、全国の地方行政が、この世代をターゲットにしているわけです。このターゲットにしていることを町長、先ほど、ちょっと話していただきましたけれども、今年の10月13日と14日、東京太田町のほうで、全国の北は北海道から南は鹿児島島の屋久島ですか、屋久島までの101の自治体が参加した、おそらくご存じだと思いますけれども、ふるさと回帰フェア、これも町長がおっしゃいましたように、NPO法人がやっているわけです。支援センターのほうで、そちらのほうに団塊の世代を取り込もう、お金も時間もあって、いろんな意味で少子化、それから人口減に、なんとか食い止めようということに参加しているわけです。この世代の、蓄えてきた、先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、技術や能力、これを人口減に対応するためではなくて、その地域の地方の力に、能力・技

術を国の力から、その地方の力に持っていきたい。また、その参加した町や市は、財産は人だと、そういう考えのもとで、その町、市の産業の活性化、それから産業振興の原動力にしよう。人口減に歯止めをかけるだけではなくて、そういう力になってもらおうという。それは経済界、産業界のほうですけれども、また、農業や企業への就職、また自分で農業生活、そういうものを含めて、定年後の自分おこしをしながら、地方のために第2の人生のパワーを持っていきたいという、そういう団塊の世代の考えが非常にあるわけです。その中で、県内でも、この間、南アルプス市のほうが分譲地開発で売れ残った土地があったそうです。それを都内向けにモニターツアーを行ったところ、45名の定員のところに80名の参加があったと。こういうことがあるわけですね。このような傾向を町として、町として、私はぜひ利用して、また活用していただきたいと思うんですけれども、そのへんはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

松浦議員、大変、素晴らしいお話なんですけど、やはり、これは要するに、それぞれの土地といいますが、自然環境、いろいろな地勢がございますので、東京の皆さんも田舎志向は、要するに皆さんお持ちでありませうけど、それなりの選ぶ、一つのものがあるわけがございます、選ばれるためには何が必要かというのがあるんですよ。

ですから、富士山が見えるところも一つの、要するに、向こうの皆さん方が選ぶポイントだと思いますし、八ヶ岳の山麓の広大な土地もいでしょうし、身延の場合に、それでは何かあるかということ。これは、やはり、ふるさと回帰と申しましても、なかなか、思っている皆さん方の、対象になる方々の思いがいろいろあるわけですから、それに合致するようなことが、こちらのほうで準備をしなければ、要するにおいでをいただくことは、なかなか不可能であるかなと思います。

ですから、やはり身延山を中心とした宗教的な形で、そういうようなものを、精神的なものを求められている方は、身延山の周辺あたりがよろしいだろうし、また、要するに健康問題で悩んでいる方は下部温泉の周辺で、湯湯治をしながら健康づくりをすとか、西嶋の和紙の里では、やはり、そういう和紙の技術だとか、いろいろなものを学びたいという方もあろうかと思うわけですので、やはり、都会の皆さん方のそれぞれのニーズに合うようなものを、こちらでもって、準備をしていかなければならないのかと思います。

すでに、要するに観光問題で、やっぱり身延山、下部温泉、本栖湖、西嶋和紙の里、それなりにいろいろな面で事業を進めておるわけですので、できるだけ対象として、そういうようなものには選ばれるようなまちづくりをしていくことが、まず原点であろうかなと、そんなふうに思っておりますので、参考にさせていただいて、頑張らせていただきます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

今、町長がおっしゃったことが、本当にそうなんだと思うんですよ。しかしながら、私が一番言いたいことは、これは県の観光振興課のほうで、日本橋にグリーンカフェ山梨をオープンさせました。そのオープンしたあとに、現在、山梨市と、それから富士河口湖町だけが、それ

に登録していると、県内で。また、ほかに2、3、検討しているところがある。うちの身延町はどうなのでしょうかと話をしてしました。そうしましたところ、町のほうにお願いはしてありますけれども、返事をいただけていないと。ですから、町長が今おっしゃった、いろんな好み、それから場所的な問題、環境的な問題もあると思うんですよ。しかしながら、こういう、選ぶ側も、また、こちらでお願いする側も、そういう場に、それなりに情報なり、発信をする。また、受け入れるような状態をつくっておかなければ、これは前に進めないような気がするんです。ですから、今後、このグリーンカフェに関しても、ぜひ登録をしていただいて、町としての、町に関心を持っていただける方、そういう方を受け入れる、少しでも受け入れるような形をつくっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

このグリーンカフェのことにつきましては、この間、県の観光部の観光振興の浅川課長ともお会いしまして、下部温泉のことで、あの方は、前に、緑自然課の課長をおやりになっていましたので、下部温泉の掘削の問題等でもって、ときどきお会いをして、ご指導をいただいておりますので、今回は観光振興課長ということで、大変、ご熱心におやりになっておりますので、このグリーンカフェのことについては、前々から要請がございました。それで、とりあえず、この間の課長会議で、要するに先ほど申し上げましたように、各集落のそういうような形で登録でき得るものを調査して、そしてパソコンへ入れてデータ化をするということ、今、進めていますので、県のほうへは、まだ、そこまではお話ししてありませんけれども、この間、お会いしたときに、今やっていますよという話はさせていただきました。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

今の話を聞いて安心したんですけども、ぜひとも、先ほど話が出ました空き家の問題、それから空き土地、そのへんも含めて、これは早急にそういう準備をしていただいて、登録をしていただきたい。これも県のほうも、そういうふうに進めているわけですから、そういうものを利用しないという手は、私はないと思います。

それから、ここで1つ、提案をしたいんですが、町のほうに、大変おこがましいんですけども、提案をさせていただきたい。

先ほどから話していただきましたように、2007年問題での団塊の世代、この方々が次男、三男の方が多。30年ほど前に田舎を出るときに、その時代、長男は当然、家を継ぐ。それで次男、三男が都会に出て働くというふうな形になった方が、非常に多かった。その方々が今、田舎出身の方で、田舎のない方々なんです。ですからグリーンカフェも含めて、別のいろんな事業もございますので、そういうものも含めて、提供を進めていただきたい。

ただ、それを提供するにしても、やはり、高下でもありました、移住して地域の方々とこのいろんな問題、それから考え方の違い、移住はしてきたけども、地域の方々となじめない。それで、最後には地域の方々も、こんなことはもう嫌だというふうな形に、よくなりました。それは、よその地域でも、町でもあるわけです。そういうふうにいっぺんにやるのではなくて、時間をかけて、じっくり付き合える、また向き合えるような、長いスパンでの、まず対応をして

いただきたい。

それをするには、例えば、何も、立派な建物、また施設を造らなくても、今、ある登録が、もし、できたところで、そういう空き家等を使った中でも、週末のお試しツアーみたいな、そういう形の中でやっていただきたい。それを提案したいと思います。1つ。

もう1つが、この身延町出身の方々がいらっしゃると思うんです。Uターンをしろといっても、なかなかしていただけないんですけれども、その中で1人でも2人でもいいと思うんですよ、Uターンをしてくれる方がいらっしゃれば、そういう方々に、出身者の方々に、ふるさとのラブレターというふうな形ができないかと思うんです。私も生まれが山形でございまして、年齢を重ねるとともに、ふるさとのほうが懐かしく思われるようになってきました。これはやはり、団塊の世代だけではなくて、いろんな方々が、このふるさとをあとにした方々が、そういう気持ちでいらっしゃると思うんです。そういう方々に、町からのちょっとしたアピール、それから町の現状を伝えるような、そういう、ふるさとラブレターみたいな形でやっていただくと、これはふるさとが自分のことを覚えていてくれたんだと。そういうふうな気持ちになるかと思うんです。

この人口減の問題に関しても、それから空き家対策に関しても、すべてが短期間で一朝一夕にできるような問題ではありません。あくまでも10年、20年の長いスパンでやらなければいけないわけですから、本当にこういう小さな積み重ねが、最終的には実を結んでくるような形になるかと思えます。

先ほど来、鳥獣害の被害とか、いろいろあったわけですが、そういうものも、例えば移住してきて、耕作してくれれば、里山エリア、それから耕作放棄地の減少、そういうものにつながるわけです。ですから、そういう長い目で見ての、過疎からの脱出ではなくて、過疎との競合を町として目指していただきたい。そのへんを強くお願いしたいと思えますし、町としての、そういうことも含めた中での対策がありましたら、教えていただきたいと思えます。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

大変、素晴らしいことであろうかと思えますし、このふるさとからのラブレターというのは、旧身延町時代に、こういうような試みをやったことがあるんですね。要するに地場産品をお送りしてと、抽選でお送りしたりして、やらせていただいたことがあるんですね。ですから、これは素晴らしいことだと思いますし、要するにふるさと大使みたいな格好で、名刺に身延町の大使だというようなことで、都会の、結構活躍している方に名刺を持っていただいてやっていただくと、これは県でもやっておりますけど、そういうような、やっぱりふるさと回帰を、まず刺激をしていくような仕組みはしていきたいなと思っておりますが、ぜひひとつ、お知恵をお借りして、具体的な試みをさせていただければなと思うところでもありますので、やはり、都会の皆さん方が田舎をどんなふうにご覧になっているかというのは、それはやはり、来てみれば来てみただ、大変厳しい面もあるわけで、クマが出てきたりなんかするというのは、これは報道では聞いていても、自分の庭先に出てくるなんてことは、これは考えたことはないかなと思うので、現実と、ある程度の思いはだいぶかけ離れはしておりますけど、それをできるだけ近づけるようにさせていただきたいなと、そういう仕組みづくりはやらせていただきたいと思えます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

今、いろいろ、お話を伺いましたけれども、先ほども申し上げましたが、県のほうでも、この活性化を探るために、また図るために、いろいろな補助金以外に受け皿制度を、活性化するための補助的予算も今現在、検討中だそうです。ですから、そういうことも含めた中で、町として、長いスパンで、ぜひ、いろいろ進めていただきたい。今すぐの問題ではないんですけれども、この身延町が観光立町として進む中で、将来に向けて、非常に大事なことだと思いますので、地味な形で結構ですから、長い目で見て、ぜひ進めていただきたいと思います。

質問を終わります。

○議長（松木慶光君）

以上で、松浦隆君の一般質問が終わりましたので、松浦隆君の一般質問を終結いたします。

ここで、2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時20分

○議長（松木慶光君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次は通告5番、上田孝二君です。

上田孝二君、登壇してください。

上田君。

○6番議員（上田孝二君）

それでは、通告書に沿って進めさせていただきます。

私は3月の定例議会で、学校における安全対策について伺いました。昨年の秋口から春にかけて、不審者による子どもへの痛ましい殺傷事件があとを絶たず、身延町内の通学路の安全確認と保育所、小中学校の施設内の安全体制を確認させていただきました。しかし、痛ましい事件はあとを絶ちません。今度は肉親による、特に親が子どもに対して虐待をし、子どもを殺してしまう。虐待による殺人事件のニュースがない日は、ほとんどありません。

また、もっと切実な問題があります。それは小中学生のいじめによる、自殺のニュースです。北海道の小学生は、先生による言葉のいじめから始まって、同級生からいじめられて、相談することもできなく、小さな心で悩んだ末、尊い命をみずからの手で絶ってしまったという事件も記憶に新しいものです。しかし、この事件は学校と市の教育委員会で、ひた隠しに隠され、いじめがあったことを認めず、子どもがいじめを訴えた遺書があったにもかかわらず、1年間も問題を放置し、ついこの間、認めたという事件でした。このような教育委員会と学校の対応に、全国の子を持つ親は憤りを感じていると思います。

それでは、先ほど同僚議員の笠井議員から質問があり、答弁でわが町の小中学校児童生徒の学校生活での現場サイドからの報告等、また、よく分かりましたので、その関係は伺いません。また、このいじめに対し、教育委員会が今後どのように対処していくかも確認をとれましたので、質問を省きます。ただ1点だけ、言わせていただきます。

先ほど、笠井議員の答弁の中で言われましていましたが、教育委員会の会議の中で、このい

じめ問題が、ただの雑談で終わったということは、本当に納得いかないところであります。重要な問題ですので、これだけは承知しておいてもらいたいと思います。

それでは、私はこのいじめということは、昔から私たちの子どものときからあったことは事実です。しかし、昔の子どものいじめは違っていったような気がします。当時の子どもは、いろいろな意味で、痛みということを知っていましたから、今のような陰湿ないじめ方はしなかったと思うし、いじめがあれば、友だち同士がかばい合い、助け合ったことも思います。

昔の家庭は、子どもが学校から帰ったとき、どこの家にもお年寄りか母親がいて、家に誰もいないということはなかったと思います。現在の家庭は、家に帰っても誰もいないというような環境で、子どものちょっとした変化が、すぐにキャッチできず、手遅れになってしまう。子どもが本当に頼りにしているのは、お母さんだということですが、両親にも、お母さんにも相談できないときは、私はここで、やさしい対応ができる、なんでも聞いてもらえる、そんなホットライン的なものをつくってはどうかということで、1つ、問題に提起させていただきます。

私は、理解があり、頼れる学校の先生、または教員を退職した先生にカウンセラーを委嘱し、悩み相談室として校内に、その先生方の携帯電話、メールアドレスなどを掲示し、先生方には24時間対応のホットラインということで、各子どもたちのいる小中学校各地区に、その人たちを委嘱し、教育委員会の中でも開設するということをお願いをしたいんですけど、それについて、教育長の考えを伺いたいです。

○議長（松木慶光君）

教育長。

○教育長（笠井義仁君）

それでは、上田議員さんにお答えいたします。

お答えする前に、先ほど、雑談という言葉を使ったことにつきましては、これは非常に本意ではなかったわけですし、その言葉を使ったこと自体については、非常に陳謝しなければならぬわけですが、内容はですね、教育委員会の議題というのは、例えば法規に関することとか、組織に関することとか、学校の構成に関することと、いじめとか、それから学校で日々行われているような問題につきましては、その都度、対応するというので、座して「さあ、その問題についてどうだ」ということではなくて、日々、問題にして、先ほど、笠井議員さんのときにも申し上げたんですけども、即効でフットワークだというふうに申し上げましたけども、そういう基本姿勢でやっておりまして、その中で、議題ではないけども、その他の、雑ではなくて、その他の項目の中で、普段は何か、学校から、そういうものがあつたときには、各委員には教育長のほうから、あるいは課長のほうから、その都度、報告がありました。そのことを教育委員会で持ち寄って、あの問題は怎么样了とか、それから教育委員会事務局では、その後、どういうふうに対処したかとか、そういうことを行われているということで、先ほどの言葉につきましては、重ねて陳謝をいたしますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

さて、上田議員さんの、確かに、私も議員さんの言われたことを、一つひとつ、そのとおりだというふうに納得しながら、私もまったく、そのとおりだと思って聞きました。今の子どもたちは、本当に孤立をしているということです。私も教諭生活がちょっと、長いわけですが、その中で得たことは、皆さんもそういう思いがあるかもしれませんが、本当にいじめを受けた子どもたちが、先生にそれを訴えたり、親に訴えるというのは、非常に危険もあつたりして、いわゆる「チくる」なんていう言葉を使うわけですが、あとで何かがあるなという

ことで、非常に、実は恐れるんですね。だから学校で把握できなかったのかと、よくテレビなんかで追求されていますけども、それに対して、学校は把握できないよなんていうことは、口が曲がっても言えませんので、なんとか頑張りますということですけども、実際は、私も教員だったんですけども、なかなか子どもがそういう、自分はこんなふうにいじめられていることを言ってくれないわけですよ。したがって、いろんなサインを、顔色とか、そういうものを見ながら、なんかあるではないかと、こっちから呼びかけて対応するとか、そういうことをやっていくわけですけども、そういうところは、確かに学校にも欠けていますし、それから家庭を顧みない親たちが多くなっているということについては、確かに議員さんがおっしゃるように、これは問題だと思います。

それで、先、議員さんのほうからもありましたように、確かに、例えば、ホットラインみたいな、子どもがそういう何か危険を感じないで、本当のことを訴えられる機関がほしいというのはごもっともでして、教育委員会のほうでも、その点は十分考えております。

現時点では、臨床心理士みたいな専門的知識を有している方たちを、すぐに確保して、できればいいんですけども、現時点では十分ではありませんので、今の時点では県の、その他のいろんな機関とか、先ほども出ましたけども、NPOとか、あるいは退職教員とか、そういう人たちをお願いして、そういう活動ができればいいなというふうに考えております。

それで今、現在の学校の様子について、ちょっとふれさせていただきますと、心に病を抱えている生徒のために、また、それに対処しなければならない、教職員側にも同じように、そういう問題を抱えている教師がいっぱいいるんですけども、それに対しましては、町内に5中学校あるわけですが、5中学校に県の委嘱による、そういう専門の方を2名、それから町でもって委嘱をした方を1名で、県から委嘱をした方については、中富中と下山中を併任で1人。それから身延中に1人。それから、町から委嘱をした方につきましては、久那土中と下部中に併任という形で1名をお願いしておりますけれども、時間的には制約がありまして、本当は一人ひとりに丁寧に聞き取りをしなければいけないんですけども、時間的に、今のところは足りないので、これから、いろんなことを考えながら、増員のこととか、勤務時間数の確保について、また、財政当局さんにもお願いしながら、そういう方向で頑張っていきたいと思います。

それから、ちょっと長くなって申し訳ないですけども、今、見守り隊が行われていて、見守り隊は実は、こういう子どもたちが危険に晒されるからということをお願いしてあるんですけども、それがいろんな効果を生みまして、子どもがよく分かってきたと。それから子どもたちも、私もそれをしているんですけども、最初のうちはどこのおじさんだというような顔をしていたけども、「おじさん、おじさん」なんていって、学校の様子とか自分のことなんかも、家庭の様子なんかも、いろいろ話をしてくれるようになりましたので、そういう地域の、主にお年寄りが多いですけども、そういう人たちの和を広げるといことが大事ななど。なんか、カウンセラーのほうから通知がきまして、近々、冬の生活指導のときに、そういう実践をしている人から実践報告を受けて、みんなで意見交換会をしようというところまで広がってききましたので、その和がさらに広がっていければいいなというふうに思っています。

さらに、ちょっと余計なことですけども、その実践報告をする人が誰かといったら、前の中富の町長の望月教三先生、老人クラブの会長さんですけども、私にさせてくれということで、毎日、杖をつきながら出てきているんですけども、ぜひお願いしたいということでやっています。そんな和も広がっていることを、ちょっとご質問から飛び出しましたけども、ご報告申し

上げました。

ちょっとしゃべり過ぎました、すみません。

○議長（松木慶光君）

上田君。

○6番議員（上田孝二君）

分かりました。

昔の子どもたち、また、そんなことを言うてしまうんですけど、学校から帰ったから、すぐに近所の子どもと山なんか遊びに行ったり、また、その中で年上の子どもに、いろいろ遊びを教わったり、また、その遊びを年下の子どもに教えたりという、昔はそんな時代でした。今の子どもたちに足りないところは、そんなところだと思います。

また、核家族が進み、1人で家の中にこもり、テレビゲームなんか熱中している。そんな子どもが増えているのは、事実です。テレビゲームの内容も、かなり乱暴のものがあ、ゲームの内容では戦っていくうちに、その自分の主人公が強くなり、相手を倒す。また、自分が負けて死んでしまっても、リセットすれば、また生き返る。そんなゲームの繰り返しで、麻痺をしているのではないかなと。人間が死んでも、ゲームみたいにリセットすれば生き返るというような考えになってしまう。そんなことが今、子どもの自殺が多くなったという、それが要因といってもいいんではないかと思ひます。

私は、もっと強い子どもをつくるために、地域と学校と家庭が一体となり、共に考え、将来の身延町を背負って立つ子どもの育成に、もっと力を注ぎたいと思ひます。

現在、週休2日制の関係で、子どもの育成に、大変ご理解をいただき、指導をしていただいている各スポーツ団体や各種サークルへ、もっと町として補助金を出していただきたい。町と学校を挙げて、子どもを社会体育に参加させ、団体競技、また団体生活、健康な体と何事にも負けない強いハート、また縦と横との人間関係を経験させる。そういった活動をとおして、子どもたちに教えていきたいと思ひますが、町長、考えはどうですか。お伺ひします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

おっしゃるとおり、ごもっともでございますので、頑張らせていただきますので、ご理解を頂戴いたしたいと思ひます。

○議長（松木慶光君）

上田君。

○6番議員（上田孝二君）

先ほど、ここに文化祭等で発表された、子どもたちの家庭の日のポスター、皆さん、ご存じだと思います。ポスターを持ってこられませんでしたので、標語を調べてきました。たまたま、これ、久那土小学校の標語です。1つ目は「つくろうよ 家族の時間 大切に」。これが最優秀賞ですかね。それと、2つ目は「ぼくんちは なんでも話せる 仲良し家族」。3つ目は「花咲く 家族団らん うれしいな」。このような純粋な気持ちを、子どもたちは家族を大事に思い、家庭が明るく楽しく、温かい場所であってほしいと願って書いています。これに対して、教育長、どう思ひますか。よろしくお伺ひします。

○議長（松木慶光君）

教育長。

○教育長（笠井義仁君）

まったく、上田議員さんのおっしゃるとおりで、なんら、コメントを挟むところもないような感じではあるわけですが、具体的にはカウンセラーを中心として、青少年育成町民会議という大きな組織があるわけですが、これは直接、青少年に関わる団体のほかに、そういうスポーツ関係とか、そういう人たちまでも参加した、大きな団体で、町長が青少年育成本部で、一番トップでいらっしゃるわけですが、その下に身延町青少年育成町民会議というのがあります。藤田米次さんが今、会長ですが、そこで、そういう家庭の日等について、これは県のほうの県民会議とつながっていますけども、作文を募集したり、近々、各3地区の町民会議が行われまして、そこで作文発表等をして、みんな、もう1回考えて、その団体はそれぞれの代表者が集まりますので、それぞれの団体、自分の団体に帰って、みんなやると。もう1回、話し合おうというように、具体的にはなっております。

あと私、個人としては、まったく同感ですので、なんら申し上げることはないです。申し訳ないですけども。

○議長（松木慶光君）

上田君。

○6番議員（上田孝二君）

町長、どうですか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

教育長が今、おっしゃったように、身延町の青少年健全育成町民会議というのが、毎年3回ぐらい、総会やら大会を開催していただいておりますけど、その中でも、この問題は、常にしているわけなんですよ。ただ、いかに各家庭でやっていただくかというのが、これは技術的な面もすごくあるなと思うわけですが、強制するわけにもまいりません。ただ、要するに学校の教育の場でもともかく、そして家庭でもそうですけど、やはり家庭のお母さん、お父さん方、今のお若い皆さん方のお考えというのが、きちっとやっぱり、このことについて、人のせいだとか、過去の教育が悪かったとか、そういうようなことでもって、要するに逃げるようなことがあっては相成らないと思うわけで、やはり真剣になって、自分たちの子どものことを考えていただいて、やっていただかないと、地域でもって、組織をつくったり、いろいろな面で運動をしても、これは、最終的には家庭の皆さん方の基本的な姿勢とか考え方で、子どもたちが成長していくわけですので、お手伝いをするのは、まわりでもってやらなければならない。やはり、これは介護保険でも、いろいろな介護でも、医療でもそうなんですけど、自助、互助、共助、公助というのがございますよね、4助論というのがあるんですけども、これも教育に当てはまると思います。まず、自分自身のところできちっとしたものをやっていただくような、これはやっていただく。そのあとに近所、地縁、血縁というのがございまして、地域の皆さん方、そしてあとは、今度は育成団体だとか、いろいろな団体の共助というのがあるわけですが、そして公助があるわけですので、この段階的にきちっとしたシステムづくりをしていくことが、まず、一番かなと、そんなふうに思っておりますので、

ご理解をいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

上田君。

○6番議員（上田孝二君）

ぜひとも、わが町の宝である子どもたちを、地域住民と学校と家庭、また行政、一致協力して、自殺、また、いじめのない町にしていきたいと思いますので、ひとつよろしく願います。

それでは、次の質問に移ります。

下部地区僻地に住む独居老人世帯と、老人夫婦だけの世帯はどのくらいあるのか。福祉保健課長に伺います。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中澤俊雄君）

お答えいたします。

下部地区の、平成18年4月1日現在の、これは民生児童委員さんに調査してもらった数であります。住民票だと世帯分離等でありますので、実際の数だと思っております。

一人暮らしが336名、高齢者夫婦世帯が339名であります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

上田君。

○6番議員（上田孝二君）

このような僻地に住む老人に対し、町では毎日安全確認と健康管理をどのように対処しているか。また、老人世帯に対し、その安全確認のため、ホットライン等の設置構想はあるかどうか、伺います。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中澤俊雄君）

現在、町としては、毎日の安否確認等は具体的には行っておりませんが、虚弱な一人暮らし高齢者等を対象として、緊急時に胸に吊る下げたペンダントを押すと、電話機を通し、峡南消防本部に直接つながる、ふれあいペンダントの設置を行っています。

本町の保有台数は、これは下部地区ではありません。これから、町全体の数を言います。245台で、うち228台が高齢者宅に設置されており、年間経費は約570万円くらいかかっております。このほかに、配食の際や民生委員さん、また愛育班員さん等の声かけや近所の方の声かけ等により、安否確認が行われています。

また、参考にですが、中富地区になりますが、中富地区では合併前から30数名の方を対象に、NTTの社員が1週間に一度、電話にて安否等を確認する、ふれあいコール事業をNTTと契約し、実施しています。この事業の経費は、年間で約60万円くらいになっておりますが、一人暮らしの高齢者等の万一の安否確認、健康状態の確認は身寄りのない人を除いて、別居等をしている子どもたちの責任でやっていただくのが、本来の姿ではないかと思っているところでもあります。

中富地区のふれあい交流事業も、業者にお願いしてある部分がありますので、なんとか、ボランティアの皆さん等の協力を得る中で、全町的にこのような電話での確認ができればいいなと思っているところであります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

上田君。

○6番議員（上田孝二君）

分かりました。ぜひとも、先ほど言われた、ふれあいペンダントですか、この設置をまた、少し予算をとりまして、全町、もう少し、この245台というペンダントだけでは少ないもので、できたら、もっと増やしていただきたいと思います。

それでは、次の問いに入ります。

私は身延町営バス設置条例、身延町バス管理運行規定、また身延町町有バス運行管理規定、そして身延町生活支援事業実施要綱、この4つの条例、規定、要綱をもとに伺います。

町営バスと町有バスについて伺いますけど、身延町バス管理運行規定の告示は定期バス運行廃止に伴う地域の園児、児童生徒および住民の交通確保のため、町が運行するバスということで、この路線は常葉保育園から波高島までの区間と理解していいと思います。それで、身延町町有バス運行管理規定の第2条は経路を定めて、おおむね定期に生徒の登下校の輸送および医療機関への通院を必要とする町民および、その看護人の輸送を目的として、下部町町有バスを設置するとありますが、この運行経路、また運行路線、総務課長、ここはどこを指していつているか、教えてください。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

町営バスは今、古関、甲斐岩間、それから甲斐常葉、新早川橋、これが町営バスということで運行されております。また、生活バス路線ということで、富士急行へお願いしているのは広域路線ということで、生活バス路線でございますが、富士吉田駅から古関、甲斐常葉、下部温泉と、これが富士急行へ委託している場所でございます。それから、あと、今言った、町有バスでございますが、これにつきましては古関、甲斐岩間駅線というのがございます。古関から、久那土駅から甲斐岩間ということでございまして、これが自主運営バスということになっておりました。

そのほか、スクールバスがありますが、下部地区においてスクールバス、古関、甲斐岩間ですね、それから保育園のバスが、もう1台あるんですね。保育園の通園バスが、もう1台あります。それから、生きがいデイサービスと外出支援ということで、社会福祉協議会が栃代線のほうへ週1回等入っております。

そのほか、町有バスということで、下部にはあとは町有バスということで、バスがあるわけですけども、これは路線がなく、必要に応じて運行しているということでございます。

○議長（松木慶光君）

上田君。

○6番議員（上田孝二君）

町有バスは、先ほどの、バス設置条例の中の路線にも使っている、その中の運行もあるとい

うことですね、はい、分かりました。

私は、この公営の路線バスの廃止に伴って、こういう町営バス設置条例等ができたと思うんですけども、もともと、この運行路線から漏れていた、過疎が進んで、老人だけの世帯になっている集落ですね。僻地で、2、3年前までは多少なりともバイクの運転や自動車の運転をすることができたという世帯もたくさんあります。年齢とともに危険性が伴い、運転ができなくなった。しかし、医療機関や買い物、また役場等へ行くには、その地域に住む老人世帯はタクシーを使って最寄りの駅まで出るとか、タクシーで駅まで、また、庁舎までということがあり、病院に行くには、1回の支払いが5千円にもなったということもあったそうです。久那土、古閑地区には、こういう不便なところに住む老人がたくさんいます。毎日と言いませんが、週2回、10人乗りぐらいのワゴン車でいいから運行をしていただきたいという、地域の老人の切実な訴えがありました。身延町町民として、同じサービスを受けさせてやりたいと思いますが、先ほどの身延町町有バス管理規定を適用し、この導入ができるかどうか、町長、お願いします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えいたします。

この問題は、前にも松浦議員さんがちょっとふれたこともございますけども、大変、切実な問題でございます。公共交通機関の整備・充実というのは、これは課題なので、前々から、こういう話はやっているわけですけど、課長会議でも、このことは何回か、担当課長、さらにまた、支所の支所長にもお願いがしてあるわけで、各集落ごとに、要するにニーズがどういう格好であるのか、それをきちっとつかんでくれと。そしてデータへ入れてもらえれば、それなりに対応ができるわけで、多ければ、路線バスみたいな格好でやらなければならないし、少なければ、白タクみたいな格好だとか、今、要するに、一応、規制緩和になりましたから、割合、白タクみたいなものも、ある程度、使えるわけなので、そういうものをトータルでもって、きちっと整理をしていくということは、前々から言っているんですけども、なかなか、作業が進みません。

そういうことで、やはり、下部の地区の場合は支所へ、やっぱり、細かいあれを、一応、お願いをしていただきたいと思っております。これは、こちらのほう、行政のほうで、きちっと調べなければならないと思うんです。個人情報等のいろいろな問題もありますけど、ただ、そういう格好で、再三、このことについては、課長会議で言っているわけで、最終的には身延町の公共交通機関のあり方をどういうふうにするのか。それと付随して、要するに公用車の維持管理とか、そういうようなものをどうするかということは、口を酸っぱくするほど言っているわけだけど、なかなか進まない現状です。

○議長（松木慶光君）

上田君。

○6番議員（上田孝二君）

ありがとうございます。大変、いい答弁をいただきました。ぜひとも、また帰りまして、地域の皆さんに話をし、その要望書等をあげていきたいと思っております。

それでは、次の問題に入らせていただきます。

環境美化について、伺います。身延町自然環境保全条例をもとに質問させていただきます。

その目的は、町の豊かな自然環境を、町民に貴重な共有財産として、その恵みを受けるとともに、生活環境の保全・美化について、必要な事項を定め、もっと町民の健康と快適な生活環境の向上を図る、これを目的としている。

現在、町内至るところに缶ジュースの空き缶やペットボトル、紙くず、ビニール袋、発泡スチロールの容器などゴミが散乱していますが、この状況を見て、環境課長、どのように対処されているのか、伺いたいと思います。

○議長（松木慶光君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（佐野雅仁君）

上田議員のご質問にお答えします。

平成5年の11月に制定されました環境基本法でございますが、それにおいては、6月5日が環境の日と定められております。これに伴い、国では6月を環境月間とし、山梨県においても、5月30日から6月30日までを山梨環境月間としております。この6月を中心として、環境美化活動が全国的に実施されております。また、昭和50年には愛知県豊田市から始まった5月30日をゴミゼロの日とする環境美化運動も全国的に確立されてきており、環境省もこれを主張しているところでございます。

本町においても、環境月間およびゴミゼロの日に関連した美化活動の一環として、6月を基準とした町内一斉美化作業を実施しております。年度当初の区長会での説明や広報等において周知を図り、それぞれの地域ごとに実施することにより、多くの町民の協力を得ているところでございます。

また、集められたゴミにつきましては、担当職員が収集し、処分にかかる手数料も環境下水道課において予算計上されております。本年度においては、6月4日の日曜日を基準として実施し、19トンのゴミが回収され、処理費用も約7万円となっております。今後も同活動を継続することにより、町の環境美化を図るとともに、町民の環境保全の意識の向上を図ってまいりたいと考えております。また、このほかに峡南高校や三愛運動推進委員会などによるボランティア活動や民間事業者による環境美化活動も積極的にしておりますが、また、町の主催でございます。本年度17回目となります、本栖湖クリーン作戦も行っております。

以上で、よろしいでしょうか。

○議長（松木慶光君）

上田君。

○6番議員（上田孝二君）

私はボランティア活動の人やシルバー人材派遣の人が、一生懸命、ゴミ拾い、また清掃活動をしていくにもかかわらず、次の日には翌日、もう空き缶が捨てられて、ゴミ袋が捨てられている。人間としてモラルのない人が捨てていると思うんですけど、このモラルのない人、こういう人に清掃活動に参加してもらいたい。ぜひとも、そういった統一した日に町民全員参加の美化活動、呼びかけをお願いしたいと思います。

それでは、粗大ゴミの不法投棄がなされている場所と、その量、どのくらいあるか、お答えをお願いします。

○議長（松木慶光君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（佐野雅仁君）

ご質問にお答えいたします。

県の峡南林務環境事務所および、町内の同管内町で構成されている峡南地域廃棄物対策連絡協議会において、専任の不法投棄監視委員によるパトロールが実施されております。毎月、各町に不法投棄個所数が報告されます。平成17年度の身延町内でのパトロールは、述べ113回行われ、年度末における不法投棄の個所数は、85カ所と報告されてきております。これらはレジ袋に入っているようなゴミやタイヤなど、一般家庭からのものと思われるものは、比較的少量でございます。また、自分の土地に不要となった物を置いてあると思われる個所も含まれております。摘発されるような、大規模な不法投棄は現在ございませんが、なお、町では以前、比較大量の不法投棄が見られたエリアを不法投棄監視重点エリアといたしまして、日常業務の一環として、職員がパトロールを実施しております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

上田君。

○6番議員（上田孝二君）

それでは、不法に放置されている自動車やバイクの台数等を、町は把握しているか。また、身延町放置自動車等処理要綱に沿って、業務の遂行をしていると思いますが、その進捗状況がどうなっているか、環境課長、お願いします。

○議長（松木慶光君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（佐野雅仁君）

お答えします。

不法投棄者の特定に向け、県、警察等に協力しながら、投棄物の内容や投棄されている土地の所有者等を調査し、投棄者が特定できた場合には、撤去に向けた指導を行っております。投棄者が特定できない物につきましては、同連絡協議会や企業や町単独で投棄物の内容、量、場所等を考慮した上で撤去場所を選定し、予算内の範囲内において、業者委託による撤去作業を行っております。

平成17年度、町では約47万円の委託費で4カ所を実施、28トン撤去いたしました。本年度も50万円を予算計上し、年度末にかけて実施しております。

不法投棄防止の観点から、防護柵設置事業も合わせて実施しております。町道や林道など、設置個所を選定し、設置しております。

平成17年度におきましては、先の補正でも申しましたとおり、17年度については75万円の予算で、約20メートル設置しました。今年度につきましては、先の補正予算で説明したとおり、同連絡協議会における不法投棄防止施設の設置事業に、本町が採択されましたので、同連絡協議会における不法投棄の負担金として75万円を協議会に提出し、50メートルの防護柵設置を予定しております。恒常的に不法投棄が見られる場所への看板設置による抑止機能も図っております。

監視体制につきましては、町の担当職員や同連絡協議会の専任監視員によるパトロールのほか、町の身延町自然環境保全条例に基づく自然環境監視員や、県の不法投棄監視協力要綱に基づく協力員などによる日常生活・日常業務の範囲内における、監視活動にご協力をいただいで

おります。

町の自然環境監視員につきましては、区長など148人に委嘱し、県の不法投棄監視教育委員につきましては、町建設協議会に建設安全協議会などのご協力を得る中で、現在8人を、町が県に推進しております。この方の部署も含め、町の公用車、不法投棄防止のステッカーを貼り、町の職員による日常の業務内で、監視のパトロールを重ねて行っております。

また、道路沿いなどの空き地などによる不法投棄がされたり、土地所有者が安易に土地を貸し、廃棄物と思われるような物置場となっている事例も見受けられます。土地所有者も車両が簡単に出入りできないような措置や空いている土地を貸す場合などには、目的を十分把握した上で、賃貸契約書を取り交わすなど、住民側も不法投棄を助長しないように、自衛策を講ずる必要もあるかと考えてはおります。

不法投棄に対しましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金という、厳しい罰則が設けられております。悪質な不法投棄につきましては、峡南林務環境事務所や警察が出向している県不法投棄対策室などが主導となるかと思いますが、町としましても、不法投棄の防止や撤去に向け、協力していきたいと考えております。

なお、ご質問の車両につきましては、今、ここでは把握してございません。もう1つに、自転車のことも、うちの担当課の職員たちは自転車のリサイクルはどうだろうという、今、構想を練っているところでございまして、それもちょっと、把握はしてございませんが、そういうことです。

○議長（松木慶光君）

上田君。

○6番議員（上田孝二君）

速やかに地域の美観の保持と、生活の環境の維持を図るため、なお一層、努力してください。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

以上で、上田孝二君の一般質問が終わりましたので、上田孝二君の一般質問を終結いたします。

次は通告6番、渡辺文子君です。

渡辺文子君、登壇してください。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

私は2点について、質問をしたいと思います。

まず1点目。乳幼児医療費の窓口無料化と、制度の改善について質問をいたします。

県の乳幼児医療費窓口無料化実施に先駆け、町として実施する考えはということで1点目、お願いをいたします。

山梨県は国民健康保険、社会保険の両方について、乳幼児の医療費を窓口無料にし、月700円の自己負担をなくすと表明しました。通院の助成対象は5歳未満、入院は小学校入学前までとなっています。全国的に、この乳幼児医療費の助成についての対象年齢を上げたり、窓口で無料にという多くのお母さんたちの運動があります。全国の市町村の中でも、出生率の低下の防止にも一定の効果があると、毎年、対象年齢を引き上げ、医療費の助成を行っている

自治体も増えています。高校を卒業するまでの医療費の無料化をしているところもあります。

山梨県においても、子どもの医療費窓口無料化を求める会の方たちを中心にした署名運動や粘り強い交渉など、多くのお母さんたちの運動が実ったものです。子育て世帯にとって、乳幼児の医療費の負担の軽減は、安心して子どもを育てる上で、切実な施策です。

しかし、いくら制度があるといっても、病院の窓口で医療費の立て替え払いをし、その後、自治体の窓口で請求手続きに行かなければならない煩雑さが、利用の障害になっていました。乳幼児が急病のとき、お金の心配なしに病院に行ける、この安心感が制度への信頼を増し、子育て世帯への応援になり、若者定住の1つの施策になると思います。

県の窓口無料化は、2008年度から実施するという事です。処理システムの調整に時間にかかるのは分かりますが、1年半の準備期間は長すぎると思います。本町においては、700円の自己負担がなく、近隣の町に比べ、進んでいることは評価をしていますが、さらに進めて、若いお母さんたちが、若い親たちが安心して子育てができるためにも、この町に移り住んでもらうためにも、県の実施を待つことなく、ほかの町に先駆け、来年4月からの実施を強く希望します。町の方針を伺います。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（赤池和希君）

それでは、お答えをいたします。

先ほど言われたように、乳幼児医療費の助成事業につきましては、山梨県の補助事業でありまして、山梨県の補助事業に基づいての実施をしているところであります。乳幼児医療費の窓口無料化につきましては、現在、山梨県におきまして、窓口無料化の方針を固める中で、国保世帯と社会保険世帯の両方の完全窓口無料化と導入時期についての、検討に入っているところであります。各関係機関と調整をし、検討をしている状況でありますので、町といたしましては、いち早く調整をしていただきまして、早期導入を期待しているところであります。

したがって、県の事業でありまして、町独自の早期窓口無料化というふうな考え方は、今のところ、持っておりませんが、県に向けて、早期実現を促進していきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

県の制度だから、県の決定、県がやると言ったら、町もするということなんですけども、そこで、私の質問は、それでは、たぶん2008年になると思うんですけど、それまで待たなくてはいけない。せっかく、町では700円負担がないという、ほかの近隣の町に比べて進んでいるものがあるんですから、やっぱり若者定住に向けても、一歩進んで、ほかの町に先駆けて、ぜひ、この政策を実施していただきたいという希望なんですよね。やっぱり、お母さんたちの話を聞いても、そういう声がたくさんありますよね。いったん、その病院で受診をして、また役場に行って申請をしてという煩雑さというものがあって、なかなか、利用はしたいんだけど、利用に結びつかないというところがありますので、子育てをするんだったら身延町という意味でも、ほかの町に先駆けて、県のそういう方針を打ち出しているんですから、近い将来、県もそういう方針なんですから、ぜひ、先駆けて、私はぜひ、やっていただきたいというふうに思っ

て質問したんですけども、これは町長に聞くしかないですか。方針をお尋ねしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

この窓口無料化ですけど、大変、少子化対策として望ましいことでありますから、できるだけ早くということでもありますけど、ただ、診療をされる皆さんが、昔と違って、町内だけの診療機関でみていただくというようなことは、ほとんどないんですね。全県的な医療機関へ行つて、みていただくということになりますと、窓口業務というものが、ものすごく煩雑なので、病院側がすごく嫌がっているんですよ、このことをやるのには、要するに手続きが煩雑だということもありますし、それと同時にそれぞれの医療機関の、要するに経営方針と申しますか、思惑みたいなものもありますので、県がここまでまとめたというのは、要するに医療機関の協力を、一応得たということで、僕は解釈していますけども、ですから、町内だけの医療機関でしたら、ある程度のことはできますけど、ただ、今、車でもってどんどん遠くへ診療に行かれる方がたくさんで、若いお母さん方は機動力がございまして、医療機関で対応するのは、なかなか難しいんです。このことはできるだけ整理をして、ご指摘のように、早めにやるような格好で努力をさせていただきます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

もちろん、若いお母さんたちは車に乗せて、どんどん行けるんですけども、やっぱり夜とか、子どもって、いつ何時、そういう事態に陥るかは分からないということで、やっぱり、ここは町内にも医療機関がありますし、飯富病院なんかは、その小児科の外来が年々増えているというようなこともお聞きしています。そういう意味でも、もちろん社保、国保、全部、進めていただくというのが理想なんですけども、とりあえず、できること、町内の医療機関から協力を求めてやる、国保からやるとか、そういう熱意があれば、少しずつでも突破口というか、そういうものはできると思いますので、ぜひともお母さんたちの大きな願いもありますので、できることから一歩ずつ、早急に進めていただきたいというふうに思っていますけども、とりあえず、町内の病院とか、国保だけとかという、そういう話し合いというか、私、前にも、この問題は質問した記憶があるんですけども、これについては、まだ、調整というか、進展があったのか、なかったのか、そのことについて、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（赤池和希君）

医療費の窓口無料化につきましての進展は、ありません。

以上です。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

では、しょうがないですから、次に。

助成する学年の拡大ということなんですけれども、先月、教育厚生常任委員会で、長野県の

南部の喬木村と、それから阿智村の子育て支援、在宅福祉の行政視察をしてまいりました。2つの村とも、人口6千人から7千人ですけれども、出生率というのが年間約50人から60人ということで、いろんな子育て支援策がありますけれども、その支援策が効果を上げていると、私は思いました。その中の大きな1つが、子どもの医療費の無料化という施策でした。

喬木村は中学校卒業まで、外来・入院とも無料。それから阿智村は、外来が小学校卒業まで。入院は、中学校までが無料ということでした。子どもというのは、年齢が上がれば上がるに従って、抵抗力がついて病院に行く機会も少なくなります。

本町においても、子どもの具合が悪くて病院に行く場合にも、なかなか近くに、そういう小児科という、病院がないということで、さっき、町長がおっしゃったように、遠くまで行かざるを得ないという、そういう不便さを親たちは抱えています。そういう中で、一生懸命、子育てをしている親たちの応援を、やっぱり町はしていただきたい。そういう意味でも、せめて、小学校6年生までの医療費無料化ができないでしょうか。これを強く希望したいと思います。すでに甲府市とか大月、それから道志村で実施をされていますが、町の考えについて、伺います。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（赤池和希君）

乳幼児の医療費の助成につきましては、山梨県の要綱に基づきまして、満6歳までの乳幼児を対象に実施しているところでありますけれども、県の要綱の対象外ということで、先ほど話がありましたように、5歳から6歳の通院に関わる医療費と乳幼児1人につき、1カ月700円の保護者負担分につきましては、本町単独事業として、実施をしているところであります。

助成する学年の拡大につきましては、具体的に項目を掲げての検討は、まだしておりませんが、今後、本町の子育て支援の取り組みといたしまして、保育園の保護者をはじめ、各種の検診、あるいは各種の育児事業等の参加者の育児中の皆さんを対象に、子育て支援の希望調査を今、実施しているところであります。本町で安心して子育てができる環境づくりのために、この調査結果を参考に、精力的に検討していきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

今度は、だから、今まで町で、単費で700円負担していましたよね。親が自己負担しなくて済むように、今まで、ほかの町村と比べて、せっかく進んでいる施策があったと思うんです。だけど、今後、県がその700円は保護者から求めないということになると、町では進んでいる施策というのは、ほとんどないということになりますよね。やっぱり、子育てを、この町で、ぜひしていただきたい。また今、不便ながらも子育てをしているお母さんたちやお父さんたちの応援という意味でも、なんかやっぱり、県と同じではなくて、ほかの町村と同じではなくて、この町独自の施策ですかね、それが、私はすごく必要になってくるのではないかというふうに思っているんですけども、これについては、では、今のところは、具体的には考えていないという、課長の説明なんですけど、町長、これについては、そのようにいいんでしょうか。なんか考えていることがありましたら、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（赤池和希君）

お答えいたします。

担当課といたしますれば、今の子育てをしている皆さん方が、身延町はやはり、子育てをしやすい町だと、そんなふうなまちづくりに、要望どおり、すべて、していけばいいわけですけども、そのへんはまた、財政との合議もあろうし、いろいろな関係機関との意見を聞く中で、できるだけ子育ての支援を考えております。

具体的にという話もあるわけですけども、今のところ調査中でございますので、その調査結果を見ながら、町民が、育児中の皆さんがどんなことを考えているのか。あるいは具体的な、その悩みや不安を解消する、お母さん方が簡単に参加できて、お互いに悩みなどを話して、聞いたり、聞かれたりというふうなところのできる場所とか、あるいは金銭的な補助もあろうかと思っておりますけども、いずれにしろ、具体的な項目につきましては、調査結果というふうなものを見ながら、具体的に進めていきたいと、こんなふうに思います。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

もちろん、いくつも施策というのはあると思います。そのお母さんたちが、やっぱり子育てについて不安を持っている、そういう人たちがやっぱり、今、おもちゃ図書館というのがあるけれども、常時、建物があって、そこにお母さんたちが集えるという場所ではないので、そういうものがあれば、本当はそれが一番いいと思うんですね。そういうのと同時に、やっぱりその少子化の1つの原因、子どもにお金がかかるというところが、アンケートなんかでも一番、金銭面で大変だということがあるので、そういうものと並行しながら、金銭面を解決するために、私はこれは、安心して子育てができる意味で、とても大切な施策だというふうに思っていますので、いろんな施策を進めていただくと同時に、これもぜひ、お金のこと、金銭面の援助をするということ、これは強くお願いをしたいというふうに思っていますけれども、具体的にはまだ、分からないということなので、どういうふうに言ってもいいか分かりませんが、とりあえず、そういうお母さんたちの要望がたくさんあるということで、ぜひ、お願いをしたいということで、お願いになってしまうんですけども、そして、アンケートの結果というのは、いつ出てきて、その公表というのはしていただけるのかなというふうに思っていますけど。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（赤池和希君）

現在、約400部、配布をしているわけでありまして、ぼつぼつ、手元にきておりますので、できるだけ多くの人のご意見をというふうなことでありますので、早急に集計をしてというふうなことは考えておりません。年度内ぐらいに、一応、まとまるかなというふうな考えを持っております。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

では、2点目です。

障害者自立支援法施行後の実態と対策についてということで、質問をします。

まず1点目なんですけれども、施行後の利用状況ということなんですけれども、障害者自立支援法が4月から実施をされて、原則1割負担の応益負担が導入され、大幅な利用者負担増と相次ぐ施設からの退所やサービス利用の手控え、施設経営を揺るがす報酬の激減など、予想を超える問題点が、本当に噴出しました。

4月から9月までのサービスと、それから10月から新制度になって、まだ、日も浅いわけなんですけれども、町がサービスを提供しなければならないということにもなって、必須ということで、いくつかもありますけれども、その後、利用状況ですね。2つ分けて、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中澤俊雄君）

10月1日の施行前と施行後の利用状況が変わったというご質問ですか、人数等が・・・。

○13番議員（渡辺文子君）

新しく制度が出たものがありますよね、町でやらなければいけないという・・・。

○福祉保健課長（中澤俊雄君）

身体障害者自立支援法は、ご質問のあったように、18年4月1日に一部施行され、10月1日から本格的に全体実施されたわけですが、町として必ずやらなくてはならない部分等につきましては、すぐ、法律が変わったから、やらなくてはならないということではなくて、できるだけ早くやろうということでありまして、今、具体的には、施行前と9月と10月で、利用者も含めて、先ほどの1割負担等がありますけれども、法律が変わったから施設が利用できなくなったとか、通所できなくなったとか、そういった部分はありません。よろしいですか。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

利用状況、障害者自立支援法ができて、サービスがどうなのかというところを。1割負担になりますよね。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中澤俊雄君）

法律はそういう名前になりましたが、実際のサービスを受けている内容につきましては、言葉が違ってきていまして、実際のサービス内容につきましては、法律と、前とあとでは変わっておりません。それでよろしいですか。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

だから、障害者自立支援法が4月からできたでしょう。それから1割負担になったりしたではないですか、いろんな問題が。その前と、その施行後、利用状況がどういうふうになった、

1割負担になってどうなのかというのを。

○福祉保健課長（中澤俊雄君）

先ほど答弁したように、施行前と施行後の利用者の人数は変わっておりません。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

変わっていないということですか。では、1割負担になっても、それが問題なく、皆さん、今までどおり負担できていると。施設の利用についても、変わりなくできているという認識と  
いうか、そういう。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中澤俊雄君）

負担が1割になって高くなったから、利用をしなくなったという部分で、人数が変わっていないということです。実際の、本人の負担は1割になって高くなった方もありますので、非常に大変だと思っております。でも、サービスを使わなければならないので、実際、1割負担になったから、このサービスを止めたという人はいないということです。それで、施行前と施行後が変わっていないということです、人数が。それで、よろしいですか。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

分かりました。

そうすると、2番目の改善すべき課題ですね。これについては、私、11月にある障害者の全国大会に参加する機会がありまして、いろんな話を当事者、それから親御さん、それから施設の事業者、そういう方たちが集まって、いろんな問題を話し合われました。そのときに厚生労働省の役人の方が見えたんですけども、私は今までにない、本当に怒りというか、自立法ができてから、本当に自分たちの生活が自立どころか生活ができないという、そういう声をたくさん、聞きました。

新聞報道でも、この1割負担に対して、9月25日の朝日新聞だったと思うんですけども、地域間格差が激しくて、自治体独自の軽減策を実施するところが増えて、地域間格差が激しくなっているという記事もありました。そんな中で、将来の生活を苦しめた親子の無理心中事件も起きています。その人たちの話を聞いたんですけども、重度の障害を抱えながら作業所に通っている男性は、働きたいという夢を持っていた仲間も負担が大きくて辞めた。みんな食費を切り詰めて堪えている。私たち重度の障害者は、生きることすら危ういとか、本当に認定を受けたら、ホームヘルプの時間が減り、入浴も満足にできなくなった。これでは、生活がとても成り立たないとか、本当に怒り、悲しみ、そういう声を、私、本当に率直な声を聞いて、胸が熱くなる思いをしました。

町内の方たちにも聞きましたけれども、やっぱり負担が重くて利用できなくなってしまった。とても、そうは言っても、利用せざるを得ないので利用しているけども、その負担がとても大変だという話を、多くの方からお聞きをしています。サービスを受けなければ、普通に暮らせない障害者、その方たちに障害が重くなればなるほど、その負担も重くなる。そういう障害者

自立支援法について、私は全国各地から怒りが起こっているのは当然だし、使用を控えて、少しでも負担を軽くしようという思いの人たちがいるということも、現実には聞いていますので、今の課長の答弁と、ずいぶん開きがあるなというふうに思うんですけども、やっぱり、実態調査ですね。私、今も言ったんですけども、きちんとやっぱり、この町の、例えば、大きい、こういう自立支援法ができた場合に、この法律によって、この町の、例えば障害者の生活実態はどうなんだろうかと、どういうふうに住民の方たちが、例えば負担が重くなったとか、軽くなったとか、大変な思いをしているとか、何に悩んでいるとか、そういうことはやっぱり、きちんと町としても実態調査をして、では、そのために何が必要かという施策を練ることが必要だというふうに思うんですけども、先ほど言ったように、あんまり変わらないというようなことは、多少そういう、大変だということは聞いてらっしゃると思うんですけども、それで生活が立ち行かないとか、そういう切実な声というのは、聞いていらっしゃらないのかなというふうに思うんですけども、それについて、ちょっと現状の把握ですね。それがどういうふうにされているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中澤俊雄君）

国の法律ですので、町としても非常に難しいわけですが、情報と申しましうか、例えば精神障害者の家族会とか親がおりますので、そういう人たちの情報等によって、あと、こちらで国からの情報等によることを、お答えいたします。

まず、この法律は10月1日に施行されました。非常に、先ほど言ったように、1割負担になって、全国的に、本町にとってもそうですが、生活が大変だということで、全国日本身体障害者連合会ほか4団体が、自由民主党の政務調査会等に緊急要望ということで、障害者自立支援法の運用上の改善を求める緊急要請書を出しました。

それらを受けまして、自由民主党としては、つい最近、12月4日に与党として、自由民主党・公明党の与党として、政府に障害者自立支援法の円滑な運用のための措置についてということ、与党申入書というものを政府に出しております。そんなニュースが厚生労働省の担当のほうから、ファックス等で流れてきました。

それによりまして、障害者自立支援法を円滑に運用するため、平成20年度までの措置として、利用者の負担の軽減、事業者に対する激変緩和措置、新たなサービスの移行のための緊急的な経過措置を実施する。対策としては国庫1,200億円等が今、政府に要請されています。これは与党からの要請であります。それらを受けまして、政府等は今、検討中で、決定ではありませんが、今、施行後すぐよりは、そういう緩和措置ができると思います。

それに伴いまして、非常に障害者自立支援法、特に町にとりましては、いろんな障害者の施策も、今までは個別補助的なものがありました。それらがすべてなくなって、平成19年度からは交付税措置とか、また補助のほうも統合補助といまして、総体的な補助を、一個一個の事業に総体の補助ということで、非常に額が少なくなります。

そんなことで、今一番、町として困っているのは、小規模作業所の話であります。小規模作業所というのは、身延町内2カ所ありまして、旧身延町に1カ所、旧下部町に1カ所あります。それは今まで、県の補助金がありましたけど、平成19年度から県の事業がなくなると、交付税措置だと、基本的には、そんなことがありまして、その以前には、平成17年度には、国の

ほうから全国家族会を通じまして、直接、その家族会の補助がありましたけど、それもなくなっただけということで、非常に、これから、平成19年度に向けて、町として出る、その経営していただく方につきましても、町単独の補助という格好になりますけど、これは交付税措置だというような格好で、非常に町の財政も厳しい中、非常に、今から当初予算編成で、財政担当とお話するわけですが、非常に厳しい面があります。

なるべく、そういった、先ほど、与党の申入書がありますように、そういった部分もある程度含まれるというようなお話を聞いておりますから、どうなるか、はっきり分かりませんが、このような方向で、なるべく利用者負担の軽減ができるように、いろんな情報を仕入れて、素早く対象者に連絡等をしたいと思っています。国の制度に、町単独では非常に難しい話の中で、この国の制度が変わることを期待しているところであります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

渡辺議員さん、自立支援法が施行されてから、なぜ、大変になったかという、基本的な、要するにシステム上のものをおっしゃらないから、なんとなく抽象的な格好で、心情的に訴えられるので、ああいうような、今、答弁をさせてもらったわけでございますけど。

その前の支援費等というのは、要するに応能割なんですよ。要するに、所得のある人からは十分にいただいて、低所得の方からはほとんどいただかないと、これでは国もやっていけないということで、今回の自立支援法が出てきた経過があるわけです。自立支援法というのは、要するに応益割ですよ。ですから、要するにそれぞれの皆さんが、ある程度、平等に負担をするというような、均等割みたいな格好になるわけで、それで、今まで負担がなかった方に1割負担というので出てきて、それがやっぱり、低所得、年金生活の皆さんにはこたえるんだということでもありますので、抜本的に法律を変えていただかないと、これは町でどうのこうのというような状況ではないんですよ。だから今、課長からも言いましたように、自民党の、いろいろな、政府へ与党からも、そういうあれもありますし、大変このところ、テレビのNHKスペシャルなんかでも、このことについては、ずいぶん、やっているんですよ。

ですから、やはり、国も、この施策について、過ちがあったということで、変えるのか、それとも生活保護かなんかでもってフォローするのか、そういう方法があるわけで、国のほうは生活保護でもって、やるような格好のことも言っていますが、でも、それは最終的にはどうなりますか、だから要するに、この自立支援法の基本的なものを、やっぱり把握をしていただいて、現状をつかんでいただければなと思いますけど。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

支援費制度が、やっぱり破綻をして、それで、これが出てきたんですよ。けども、私、この障害者自立支援法ができたときに、大きな問題だなというふうに、ここで質問もしたんですけども、障害を持つ方は、障害が重ければ重いほど、いろんな意味で負担が重くなる。それというのはやはり、そこがそもそも、私はおかしいというふうに思うんですね。

例えば、その車イスを借りるにしたって、障害が軽い方は普通の車イスでいいけども、重い

方はそれなりにお金を出して、負担をかけなければ、普通の生活をできるためのことができなわけですから、そういう考え方がそもそも、私はおかしいというふうに思うんですね。もちろん、この法律そもそもがおかしいのは分かるんです。けども、だからといって、法律がおかしいからといって、町がそのまま、法律だからといって、町内にたくさんいる障害者の方たちに、そのまま負担をしていただくのではなくて、だからこそ町が、もちろん、財政厳しいということも、皆さん分かっているけれども、でも、例えば、与党がこんなものを出すほど、酷い、これは法律だったんだということですから、なんかの減免なり、その援助がないと、とてもやっていけない人たちが多いからこそ、政府も、厚生労働省が素早く反応したように、どうしても、今度からは改善せざるを得ないような状況になってくると思うんですね。

国がそういう政策を押し付けたからといって、町でそのまま、では皆さん、国がそうだからといって、町民の皆さん、こういうふうに負担をお願いしますではなくて、国がそういう冷たい政策を押し付けたんだったら、町がそれだったら、財政厳しいけども、なんとか、そのところで、少しでもなんとかしましょうという、そういうのが、私は地方自治というのか、身近な町の役割ではないかなと。住民自治の福祉の向上をするための、町の役割ではないかなと、私はずっと思っていたので、そういう立場の弱い人たちが暮らしやすい町ということは、みんなが暮らしやすい町になると思いますので、国から言われたから、そのとおりするというのではなくて、町独自で減免制度を少しでも進めていく、そういう施策というか、温かい、この町に生まれてきて、生きていてよかったと思えるような施策を進めていただきたいというふうに思ったので、もちろん、この法律は、本当に施行前からいろいろな問題があって、施行してからだって、いろいろ問題があって、だからこそ、こういう改善に至ったと思うので、そのところ、町はやっぱり、この町の障害を持っている方たちが、この町で安心して暮らせるように、少しでも手助けになるような施策をしていただきたいというふうに思いますけれども、最後です、これについて。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

これは、国の1つの施策としてやってきているわけですけど、町がそれを単独で、よりよい格好にするというのは、なかなか、これは難しい面がたくさんあるわけです。先、冒頭に、課長のほうから、要するに、制度が施行されてからのいろいろな実績等が出されておりましたけど、そんなに変わっていないということでもありますので、今のところは、要するに国の施策が変わっていくのか、それとも、それが法規的に変わらないとすれば、それはそれなりのことは、私どもも考えなければならぬと思うんですけど、今みたいに、大変あちこちから声が挙がっているのに、国が黙っているような状況ではないと思うわけで、このことについては、私どもが自前でやるような格好にならない前に、国のほうが方向転換をしてくることを、私は望んでいるわけですので、ぜひひとつ、そこらへんはご理解を頂戴いたしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

では、以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（松木慶光君）

以上で、渡辺文子君の一般質問は終わりましたので、渡辺文子君の一般質問は終結いたします。

以上で、通告されました一般質問はすべて終了いたしました。

日程第2 委員会の閉会中の継続調査についてを行います。

議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長および議会活性化等調査検討特別委員会委員長から所管事務調査について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

以上3委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長および議会活性化等調査検討特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで、町長よりあいさつをいただきます。

町長。

○町長（依田光弥君）

今日一日、早朝から、もう3時40分でございますが、大変、時間が経過をいたしました。ご熱心に一般質問、大変、真摯な姿勢で、議員の皆さん方の姿勢に対しまして、心より敬意を表したいと存じます。

それでは最後でございますので、ごあいさつをさせていただきます。

本日は大変、ご苦労さまでございました。

12月11日より13日まで、本年最後の12月議会におきまして、松木議長のもと、議員各位のご熱心なご審議を頂戴いたしました。提出をいたしました議案、身延町手数料条例の一部改正について、山梨県後期高齢者医療広域連合設立について、また一般会計補正予算、特別会計補正予算5件、それぞれ原案どおり、ご可決をいただきました。さらに人事案件、身延町教育委員会委員の任命についても、ご同意を頂戴いたしましたところであります。誠にありがたく、厚く御礼を申し上げたいと存じます。

各議案に関わります質疑、討論、さらに一般質問等、議員各位の真摯なお取り組みに対しまして、心より敬意を表したいと存じます。

第2期分権改革につきましては、施政報告でも述べさせていただいたわけですが、地方分権改革推進法が成立いたしまして、有識者7人で組織する地方分権改革推進委員会が来春にも発足されます。第2期となる分権改革の革新は、地方の自立度を高めるための税財源の移譲であります。官製談合による福島、和歌山、宮崎、3県知事の逮捕や夕張市の無法図な財政運営による破綻などで、やはり地方には任せられないという声が国民の間に広がりつつあり、地方六団体は強い抵抗が予想される中央省庁に対抗するため、早急に体制を立て直すことが求められておるところでございます。今後、県議長会等ともども、真の地方分権の確立のため、頑張ってまいりたいと存じます。

さらにまた、新型交付税導入など、町村を取り巻く環境は一段と厳しさを増す中ではありますが、職員ともども倫理規定を順守し、活力ある地域づくりを目指して、懸命な努力を続けてまいりたいと存じますので、議員各位、ならびに町民の皆さま方のご指導・ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げたいと存じます。

なお、身延北小学校の新築施設につきましては、議員各位のご理解を頂戴する中で、平成17年7月より、校舎棟ならびに体育館の建築に着手以来、屋外プール、グラウンド造成、遊具や屋外トイレ、倉庫等の付属施設、夜間照明、植栽、駐車場の整備など、順次、施工され、今月末をもって施設整備が完了をいたします。冬休み中に旧校舎からの引っ越し作業を済ませ、平成19年1月10日は竣工式を行い、3学期から子どもたちが新しい校舎に学べる環境が整えられます。今日までの議員各位のお力添えに対しまして、心より御礼を申し上げ、ご報告をさせていただきます。

なお、竣工式のご案内につきましては、本日、お手元へお届けいたしましたとおりでございますので、よろしくをお願いを申し上げたいと存じます。

本年は、ことのほか慌ただし師走となりますが、議員各位にはくれぐれもお体を大切に活躍いただき、平成19年初春をご家族ともども、ご健勝にてお迎えくださいますよう、心からご祈念を申し上げまして、終わりのごあいさつとさせていただきます。

大変、ご苦労さまでございました。

○議長（松木慶光君）

以上をもちまして、本定例会の会議に付議されました事件はすべて議了いたしました。会議規則第7条の規定によって、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は、これで閉会することに決定いたしました。

議員各位には慎重審議をいただき、心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

これをもちまして、平成18年第4回定例会を閉会といたします。

大変、ご苦労さまでした。

○議会事務局長（深沢茂君）

それでは、最後のあいさつをしたいと思います。

ご起立ください。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時45分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長深沢茂が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長並びに署名議員により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上